

衆議院大蔵委員会議録 第十三号

平成九年四月十五日(火曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 額賀福志郎君

理事 金子 一義君

理事 坂井 隆憲君

理事 保岡 興治君

理事 柳本 卓治君

理事 北側 一雄君

理事 谷口 隆義君

理事 池田 元久君

理事 飯島 忠義君

理事 今村 雅弘君

衛藤征士郎君

菅 義偉君

田中 和徳君

吉川 貴盛君

木村 太郎君

渡辺 嘉美君

鈴木 淑夫君

並木 正芳君

前田 正君

村井 仁君

末松 義規君

山本 讓司君

秋葉 忠利君

岩國 哲人君

出席國務大臣

大蔵大臣官房金

融検査部長

大蔵大臣官房総務審議官

大蔵省主税局長

大蔵省銀行局長

第一類第五号

出席政府委員

出席國務大臣

大蔵大臣

三塚 博君

同日

委員の異動
四月十五日

辞任

補欠選任

補欠選任

室長 大蔵委員会調査

参考人
(大和證券株式会社専務取締役長)伊藤忠商事株式会社専務取締役参考人
(伊藤忠商事株式会社代表取締役副社長)トランカース・トラスト銀行駐日代表参考人
(伊藤忠商事株式会社代表取締役)参考人参考人
(伊藤忠商事株式会社代表取締役)参考人

○額賀委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三号)

本日は参考人としてさくら銀行代表取締役専務取締役工藤長義君、バンカース・トラスト銀行部長森澤寛一君及び大和証券専務取締役副社長日代表安岡雅之君、伊藤忠商事代表取締役国際業務本部長米山幸治君、以上四名の方々に御出席をいたしました。

この際、参考人各位に一言ございさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それおの立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと思います。

なお、議事の順序でありますが、まず、工藤参考人、安岡参考人、森澤参考人、米山参考人の順序で、お一人十五分程度御意見をお述べいただけます。参考人各位におかれましては、それおの立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと思います。

参考人、安岡参考人、森澤参考人、米山参考人の順序で、お一人十五分程度御意見をお述べいただけます。参考人各位におかれましては、それおの立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと思います。

それでは、工藤参考人からお願いをいたします。

さくら銀行は、昨年四月来、全國銀行協会連合会会長として、今回のお外為改正にかかわってまいりました。私自身も、外國為替等審議会の法

制特別部会に専門委員として参加させていただきました。このたびは、外為改正について銀行業界を代表して大蔵委員会の皆様方に参考意見を述べよとのことでございますが、ほかにより適切な方が多数いらっしゃる中、まことに僭越とは存じますが、民間銀行の立場から所見を申し述べさせていただきます。

外為法は非常に守備範囲が広い法律でございまが、大きく申し上げて、私ども銀行では、居住者間で行われる外貨にかかる取引並びに居住者と非居住者との間で行われる円貨及び外貨にかかる取引を管理している法律、このよう把握していました。

現行法では、これらの取引は、外國為替公認銀行、以下為銀と省略させていただきますが、これに集中されております。これは、外為取引の実態を常時把握し、有事の際の規制を実効あらしめるためであると考えております。これがいわゆる為銀集中主義であります。

現行制度は、貿易を生命線とする我が国経済の発展のため、これまで一定の効果を上げてまいりましたが、我が国経済の国際化の進展に伴い、ユーナーの皆様にとって使い勝手が悪い部分が目立つようになつてまいりました。また、今後の金融技術の発達、取引のエレクトロニクス化などの進展を展望いたしますならば、早急に制度を改めない場合には、金融取引が海外へ逃避するおそれすら出てまいりました。このような認識に立て、現行制度を抜本的に見直し、空洞化の危機に瀕している東京市場をニューヨーク、ロンドンに比肩すべきアジアの金融センターとして確立することが今回の外為改正の眼目であると理解いたしております。

本日は、民間実務家の立場から、この改正を、一、支払いに関する自由化、二、居住者間の外貨

資本取引の自由化、三、居住者・非居住者間の資本取引の自由化、四、為銀制度の廃止、この四つの項目に分け、銀行業務、銀行経営にどのような影響を与えるかを中心にお話をさせていただきまます。

まず初めに、支払いに関する自由化でございまが、これは、先ほど申し上げた外為法の二つの守備範囲により、居住者が他の居住者との間で行う外貨での支払いに関する自由化と、居住者と非居住者との間で行う支払いに関する自由化にさらには分けられます。

前者は、一般に居住者間外貨決済と呼ばれるものが中心となります。例えて申し上げますと、あるメーカーが商社を通じて製品を海外に輸出していて、その商社が輸出代金をドルで受け取った場合、現行法下では、メーカーがその原料輸入の決済などのため商社からドル建てで支払いを受けようといたしますと、個別に大臣の許可が必要となります。この許可是経済合理性のあるものについては認められておるというふうに承っておりますが、外為法改正後は、許可手続自体が不要となりますので、より多くの居住者が居住者間外貨決済を行うことが見込まれます。この結果、従来余り一般的でなかった国内での外貨送金取引や外貨預金取引の増加も予想され、私どもは、これら商品・サービスの内容をお客様が利用しやすいように現在レビューしておるところでございます。

居住者間外貨決済の増加が銀行の収益にどのような影響を与えるかにつきましては、従来必ず発生しておりますが、外貨の交換、転換取引がどの程度減少するか、国内の外貨送金手数料がどの程度になるか等さまざまな要因の組み合われが考えられまして、予想は非常に難しくなっています。ただし、全体といたしましては、外貨と円との交換取引、転換取引が減少いたしますので、手数料は減少する方向にあるもの、このように考えております。

次に、支払いに関する自由化のうち、クロス

ボーダー、すなわち国境をまたがるものでございますが、この中で最も影響の大きいのは、非居住者との受け取り・支払いの相殺でございます。改められた後は、第三者を含む複数の海外拠点との相殺、いわゆるマルチネットティングが事後報告のみで可能となります。海外に多数の拠点を持つ企業は極めて効率的な資金管理が可能になるものと思われます。

銀行にとりましては、従来取り扱っていた外国為替取引が企業内で相殺される分だけ減少いたしますので、収入の減少となることが予想されます

が、逆に企業にとりましては、その分コスト削減になります。しかし、銀行にとりましては、新たなビジネスチャンスがないわけではありません。相殺を行う企業は、正確、効率的な相殺を実施するために何らかのコンピューターシステムを必要とするであります。しかし、相殺を効率的に行うためには、日本の本社が各海外拠点の資金ポジションを常時リアルタイムで把握する必要も出てまいります。

したがいまして、ニューヨーク、ロンドン並みの国際金融市場となるため、外為法が改正される新規のビジネスの展開を図っていく考え方でござります。

資金管理システムをトータルで提供することで、最も高いのは、外國為替業務がだれにでも営めるようになります。この許可是経済合理性のあるものについては認められておるというふうに承っております。

二つ目の項目である居住者間の外貨資本取引の自由化のうち、銀行の営業に対する潜在的影響力が最も高いのは、外國為替業務がだれにでも営めるようになるということでござります。

新しい外為業務の担い手としてどのような方が参入してこられるのかにつきましては、現状、来年四月以降の参入を明言されておる企業も特にございませんで、予想は困難でございますが、当面は、外國為替取引を単独で提供するというよりも、既存の取扱商品と外為商品を組み合わせた商品を提供されるのではないかと推測いたしておりません。もちろん、銀行と同等ないしそれ以上のサービスを銀行より安価に提供する新規参入の方があらわれれば、銀行は顧客を奪われ、銀行収益は打撃を受けることになります。

第三の項目である居住者・非居住者間の資本取

引の自由化の中で、銀行経営にとって極めて重要な意味を持ちますのは、居住者と海外の金融機関

との資本取引の自由化であります。と申しますのも、今回の改正により、単に外為業務のみならず、預金、貸し金を含むすべての銀行業務において、邦銀は海外の金融機関と競争することになる

からです。すなわち、居住者は、海外の金融機関に預金をし、その預金から送金を行うことによつて証券を購入したり海外直接投資を行なうことが事後報告のみで自由に行えることになります。

したがいまして、ニューヨーク、ロンドン並みの国際金融市場となるため、外為法が改正されるとともに、他の金融監督・規制・税制・会計制度がグローバルスタンダードに達することが、邦銀が海外の金融機関と対等に競争するために必要となるべくあります。外為法が文字どおりビッグバンのフロントランナーとなつて、他の改革が進展することを期待いたします。

すなわち、各国の金融市场をレースに見えさせています。ただし、我が国金融システム改革といふことで、外為法改正は、我が国金融システム改革という集団の中でも、最も差先行しているフロンティアとの位置づけではないかと思

います。ただし、我が国金融システム改革といふことで、外為法改正は、我が国金融システム改革という集団は世界の金融市场の中では第二集団でございまして、第一集団は、ニューヨークとロンドンが

激しいデットビートを繰り広げながらその速度を速めている。外為法改正に続く諸改革が速いペースで進まなければ、第一集団を追撃するどころか、第三集団、第四集団にも追い抜かれてしま

う、このような状況にあるのではないかと考えております。

具体的に申し上げますならば、規制・監督面で

は、金融持株会社の導入、それに伴う業態間の相互参入が早急に認められる必要があります。御

存じのとおり、欧州の銀行は、ユニバーサルバンク方式により証券業務を行うことが認められておりま

す。米国の銀行におきましても、クラス・スター・ガル法によります銀行と証券の分離の実質

しいことである、このように考えまして、私どもは今回の改正に賛同いたしておるわけでござります。

銀行は、当面の収益の減少を業務の合理化や管理制度の販売によって補うつもりでござります。

ここで、銀行界からぜひともお願いしたいことは、業務の合理化を進めていくためにも、支払いに関する確認義務、海外送金に関する本人確認義務、外為取引にかかる報告義務など外為法上の諸義務や資料情報整備にかかる報告義務を極力簡素化していただきたいということあります。いずれも政省令や個別の法律により今後詳細が定められるわけでございますが、規制緩和の流れに沿った形での簡便な内容、方法、特にコンピューターシステムを使った銀行の事務処理になじむようなものとなるよう御配慮をお願いしたいと思います。

繰り返しになりますが、今回の外為法改正が銀行の業務に与える影響は、狭い意味での外為取引に限定されるわけではございません。国内の預金、貸し金を含めましたすべての銀行業務が海外の金融機関との競争にさらされます。しかし、私どもは、この点を不ガティブにばかりとらえていけるわけではありません。例えば、銀行は、ニューヨークやロンドンにスワップなど金融アリバティアの取引を行なう専門会社を子会社として持つおりまして、現地の優秀な専門家を雇用して業務を行なっていますが、これまで、これらの子会社は日本の居住者と直接取引を行うことができませんでした。外為法改正後は、海外の子会社を通じた先端金融商品の国内のお客様への提供が從来よりも格段に容易になるものと期待しております。

このように、非居住者との取引が自由化されたことの影響は必ずしも銀行にとってマイナスとは限らないのですが、国際標準に満たない規制、税制、会計制度が改革されず、金融資産、金融取引の海外逃避が起つた場合、銀行収益に多大な影

響があることは先ほど申し上げたとおりでござります。この点をぜひとも御理解賜りたいと考えております。

最後に、東京市場がアジアの金融センターとして再生する可能性について申し上げたいと思いま

す。発展を続けるアジア市場の中で、膨大な金融資産を有する投資家を背後に持つ東京市場が欧米型の市場原理に基づく国際金融市场となることは、アジア経済の一層の発展に寄与するところ極めて大きいございまして、世界経済の発展にとりまして最も極めて望ましいことでございます。したがいま

して、私は、東京がアジアの金融センターとなるニーズは高いと考えております。このニーズにこたえるため、金融制度改革によりインフラを整えるとともに、私ども邦銀も、ビッグバンを通じてみずからを革新し、世界の一流の金融機関に生まれ変われる努力をしてまいる所存であることを申し上げて、私の意見陳述を終わらせていただきま

す。

ありがとうございました。(拍手)

○額賀委員長 どうもありがとうございました。

次に、安岡参考人にお願いをいたします。

○安岡参考人 ただいま御紹介にあずかりました

バンカース・トラストの安岡でございます。

参考人として、今回の為替管理法改正及びバッ

グパンに関連して、三點ほど、僭越でございます。

まず第一に、今回の為替管理法改正について、私どもの意見述べさせていただきます。その次に、二点目として、米国で金融改革が起つたときにはどういうことが起つたか、そしてバンカース

がどのように乗り越えてきたかということを、例をもって御説明させていただければと思います。

まず第一の点でございますけれども、東京に駐

在する外銀としての所見でございますけれども、

今回の為替管理法改正というのは、私どもの認識では、これでニューヨーク、ロンドン市場と同じ土俵に東京市場が上がってきたという印象を受けております。

この土俵の中に入ってきたという認識を持つております。これから日本の金融界も本格的に国際金融に入していくのであれば、まず、国内外の資金の流れをスムーズにして国際化を図る必要があると考えます。その点でも早急な実行をお願いしたい

と思います。

外資系から見ますると、現在のビジネスでも、既に為替管理法で強く拘束されているという認識はそれほどございません。国内でできないものは海外で取引ができるという環境がもう既に整っております。時には、海外でやつた方がやりやすい、あるいはコストが安いというような取引がございます。具体的には、例えば株式の取引手数料については海外ではかかりませんので、割安に取引ができるというような状況も生まれております。

為替の事務処理コストでございますけれども、海外の方が格段に安く、当行の場合には、既にシンガポールにその事務を集中しております。東京には端末機を置いて、そこから営業の人間がお客様と話すという体制をとつております。こういふたしますと、コストは約二分の一になります。このコスト削減によって、我々は同じ取引でもほかの銀行さんと比べて競争力をアップできる。さらに、コミュニケーションのテクノロジーが発達した結果、場所の差というものを驚くほど感じない事務態にもう发展しております。

今後でございますけれども、傾向としては、外資系の場合、地域内一極集中して事務処理を行なうという外銀がふえてくると思います。その場所をシングaporeに持つか、香港に持つか、東京に持つか、各行の戦略によつて異なると思います。その場所を

急速な証券化の発展、スワップ、オプション等の

市場の活性化につながるのではないかと思いま

す。

結論を申しますと、早急に改革を実行し、国内外の壁を取り除き、日本の金融機関の国際化を図ることが将来の国益につながるものと考えます。

これにより国際市場に日本の金融機関さんの進出が図られ、競争力を強化し、結果として、東京市

場が魅力ある市場に生まれ変わるのではないかと

期待しております。

二番目の点でございますけれども、金融改革でございますけれども、その当時、バンカース・トラストという銀行は、シティーバンク、チエイ

スに次ぐ第一グループ、特色のない当たり前の中小銀行という位置づけてございました。自由化の波をもろに浴びて倒産寸前の苦境に陥つた次第でござります。すなわち、バランスシートの左側であります借り入れ人サイドの企業は、社債、株式、コマーシャルペーパーあるいはユーロボンド等に走り、結局直接金融での資金調達を図るようになります。一方、右側の預金サイドでございますけれども、証券会社の出すM&F、投資信託等に逃げ、結局銀行としての収益力を落とし、被買収

ターゲットにもなつた時期がございます。

一九七八年、バンカース・トラストのマネージメントは、ニューヨーク州にある二百の全支店を

売却いたしました。本店と四つの支店のみを残す形で再スタートいたしました。ホールセール中心

の投資銀行業務に絞つて戦略をまとめいくとい

う一大決心をいたしました。すなわち、自分の強

い部門にフォーカスしていく戦略、他社との差別化を徹底的に図つたのでございます。人材を積

極的に外部より取り入れて体質改善も行いまし

た。

その結果、八〇年代、ユーロ市場の拡大に伴う

後でござりますけれども、傾向としては、外

資系の場合、地域内一極集中して事務処理を行

なうことを

デリバティブ商品の拡大、リスク管理手法の発展等、金融技術の進歩による種々の新商品開発が一気に進む環境が生まれたために、バンカースとしではうまくその波に乗ることができて、企業買収、LBO、世界的な金融の自由化、日本市場も含みますけれども、その促進も相まって、全体的な機関投資家の余り現象の中で、フォローの環境で自己改革を進めることができたのでございました。

その間、バンカースが毎年多額の金を投資し続いたのは、テクノロジーでございます。テクノロジーに対する投資は年間約五百億やつておりました。これを絶えず行つてきました結果、バンカースとしては、金融ビジネスというものをリスク管理を伴う情報産業であるというふうにとらえるようになります。すなわち、資金の出し手ととり手をグローバルなネットワークでつないで、金融技術を加えてリスクの調整を図つて顧客に提供する業務に取り組んだのでござります。その結果、収益力も上がり、リターン・オン・エクイティ、資本収益率についても一五%を上回ることが平均となりました。

現在では、銀行、証券いすれでも新しい形の金融機関を目指すという経営体制になつております。すなわち、銀行の持つ資金力、バランスシートの力に加えて、証券会社の持つ市場の変化に対する機動力をあわせた金融機関というものをつくり上げたい、これが二十一世紀の金融機関になるのではないかと信じております。

ここ一、二年の動きを見ますと、昨年は、フェラルリザーブでござりますか、連邦準備委員会の総裁でございましたボール・ボルカーフ氏が会長をいたしますウォルフ・エンソーン社、これは企業買収の仲介アドバイザリー専門会社でございますけれども、その買収を行つております。最近は、中堅証券会社で株式上場に強いアレックス・ブランド社を買収しております。

このように、銀行からスタートしたのでござりますけれども、証券会社をあわせ持った新しい

金融機関にさらに前進しようと努力しております。

第三番目の点でございますけれども、今回の日銀との業務提携について御説明させていただきます。

大きな流れとして、東京市場が変わりました。東京における外資系の動きというのを見ますと、八〇年代はグローバル化が促進され、東京市場というのは膨大な資金の供給ソースということで

ニューヨーク、ロンドンから見られておりました。これをいかに米国市場に還流させるかというのが我々のビジネスということで、外資系はこそつて大量進出してきました。さらに、東京、ニューヨーク、ロンドン間の情報の格差をアービトラージ、裁定取引することによって、まだまだだ情報の格差を利用して利益を得ることができた時代でございます。

ところが、九〇年代、バブルがはじけ、東京の資金供給源としての魅力が減少いたしました。さらには、東京、ニューヨーク、ロンドン市場間の情報緊密化が進み、市場の一体化が図られるに至りました。その結果、一部の外資の間にも撤退の動きもありましたし、空洞化の動きもありました。

これを打破する方法として、我々は、ローカル市場へのブレークスルー、本格的参入を図ることによつてさらに付加価値をつける必要があるのでないか、そこにビジネスオオチュニティーアップがあります。

外資系には証券化、デリバティブ等金融商品の開発力はありますか、エンジニアに対するアセス弱いのが問題でございます。日本の市場とこれは世界第二位の大きさであり、今後の資本運用はグローバルに展開せざるを得ない魅力的です。

外資系の開拓の余地があると考えられます。外資系金融機関の間の競争も激しさを増してお

り、競合相手と差別化をする必要があります。

ビッグバン以降東京市場で生き残るために、外資系としてもローカル市場にブレークスルーを図り、そのコミットメントを示す必要があると考えます。

債銀との業務提携について御説明させていただきます。

大きな流れとして、東京市場が変わつて、東京における外資系の動きというのを見ますと、八〇年代はグローバル化が促進され、東京市場と東京における外資系の動きについて、いろいろな角度から活発で、かつ具体的な議論がなされました。また同時に、大蔵省御当局側も相当な覚悟を持って本件に取り組んでいただき、まさに官民一体のプロジェクトであったというふうに思つておられます。

一方、日債銀側には、不動産関連ビジネス、証券化ビジネス、デリバティブビジネス、地方の金融機関に対する、主に投資家でございますけれども、アクセスが非常に強いという強みがありまます。日本のホールセールバンクとしてのボテンシャルは我々は高いと考えております。バンカースの経験、ノウハウ、それに日債銀の従来の実績をあわせることが、よい補完関係になり得ると信じております。

以上、陳述を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長 どうもありがとうございました。

○森澤参考人 おはようございます。伊藤忠商事の森澤でございます。

本日、参考人といったしまして、次の五項目に分けて私の意見陳述を行いたいと思っております。

第一に、全般的な所感、第二に、外為法改正の意義及び産業・貿易界への影響について、第三に、基本的金融インフラの必要性について、第四に、報告制度のあり方について、最後に、総括的な希望ということについて申し述べたいと思いま

す。

最初に、全般的な所感を申し上げます。

約一年間にわたりまして、外為審議会の法制特別部会に委員として参加させていただいた者としまして、今般、外為替及び外国貿易管理法の一
部を改正する法律案が提出されるに至りましたこ

とを大変喜んでおります。

外為審議会におきましては、各委員の皆さん

日本金融・資本市場が現在抱えている問題点をよく認識され、かつ、ある種の危機感を持つて審議会に臨まれたという印象を強く持っております。各業界からの代表意見陳述の場が設けられました。これまで大きな流れとして、東京市場が変わつて、東京における外資系の動きについて、いろいろな角度から活発で、かつ具体的な議論がなされました。また同時に、大蔵省御当局側も相当な覚悟を持って本件に取り組んでいただき、まさに官民一体のプロジェクトであつたというふうに思つておられます。

一方、日債銀側には、不動産関連ビジネス、証券化ビジネス、デリバティブビジネス、地方の金融機関に対する、主に投資家でございますけれども、アクセスが非常に強いという強みがありまます。日本のホールセールバンクとしてのボテンシャルは我々は高いと考えております。バンカースの経験、ノウハウ、それに日債銀の従来の実績をあわせることが、よい補完関係になり得ると信じております。

以上、陳述を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長 どうもありがとうございました。

○森澤参考人 おはようございます。伊藤忠商事の森澤でございます。

本日、参考人といったしまして、次の五項目に分けて私の意見陳述を行いたいと思っております。

第一に、全般的な所感、第二に、外為法改正の意義及び産業・貿易界への影響について、第三に、基本的金融インフラの必要性について、第四に、報告制度のあり方について、最後に、総括的な希望ということについて申し述べたいと思いま

す。

最初に、全般的な所感を申し上げます。

約一年間にわたりまして、外為審議会の法制特別部会に委員として参加させていただいた者としまして、今般、外為替及び外国貿易管理法の一
部を改正する法律案が提出されるに至りましたこ

て、金融資本取引をより利便性の高い海外へシフトさせるという、いわゆる金融市場の空洞化をもたらし、このままで、世界の金融センターとしての繁栄はもはや望むべくもないということこれまで來ているのではないかといった危機感を持つております。

こうした制度疲労の現状を打破する意味での今回の外為制度改革は、事前の許可・届け出を廃止し、業務として行う場合も含めて自由な内外取引を行えるという、グローバルスタンダードに沿った制度整備ということで、大変意義深く、また、これまでいろいろな形でお願いをしておりました業界の要望も十分に反映されており、大変高く評価できるものと思っております。

今回の改正の骨子は、一言で言いますと、平時のみで、外為取引を行政の関与でなく市場原理を基軸とした枠組みの中で行うようにするということです。これまでできなかつた取引があふえるものと期待されます。これまでできなかつた取引があふえるものと期待されます。このことは、日本の金融市場及び日本経済全体にもプラスであり、結果として、東京市場の活性化につながるものと大いに期待するところでございます。

もちろん、産業界へのメリットも数多くあると思われます。許可や事前審査つき届け出が事後報告となることにより、人的、時間的コストが削減されることは大きなメリットであります。また、貸し付け等の資本取引などもタイムリーに実行できますので、ビジネスチャンスを失うといった不合理性からも解放されます。

また、為替取扱手数料も国際価格にさや寄せされ、透明性ある体系になること、さらに、マルチネッティングを含む相殺が自由になることでのコスト削減効果も期待されます。外為審議会でメモの方々から指摘された点でもございますが、も出てくると思います。欧米の銀行との競争で外

融インフラを求めて日本から外国へ流出する現象がさらに加速することも危惧されており、その意味からも、フロントランナーの次のセカンドランナーが出てこなければ金融市場の再活性化はあり得ないと言つても過言ではないと思います。

第四番目に、報告制度のあり方について申し上げます。

外為審議会における今回の改正論議の中では、東京をニューヨーク、ロンドン並みの自由な市場にすることに、各委員とも、規制色の排除、事後報告簡素化を強く訴えてまいりました。報告義務の遵守は、市場参加者の義務であること、また国際収支統計上の要請のあることも十分に理解しておりますが、審議会でも御指摘がありましたが、うに、報告負担をできるだけ軽減させる方向でお願いしたいと思います。報告制度には罰則規定が課せられることから、新たな報告規制になる危険性がございます。過度な報告要求によって取引が海外へ逃げてしまうというようなことでは本末転倒となりますので、そのようなことにならないよ

う配慮が必要であると思います。

最後に、総括的な希望を申し上げます。

我が国の金融・資本市場は、産業界にとって資本の円滑化、運用の効率化の観点から極めて重要なものであり、国際競争力を持つた効率的な金融・資本市場を構築することが必要不可欠でございます。東京ビッグバンのフロントランナーとして位置づけられた本改正が成功裏に実施されることによりまして、金融システム改革全体の流れに好ましい影響を与え、真にニューヨーク、ロンドン並みの金融・資本市場が整備されることを

に、取引コストが安いこと、この二点であると思います。特にコストの要因は大きく、金融取引の直接取引も可能となり、個人レベルから企業レベルまで、ボーダーレス取引が相当容易になります。これまでできなかつた取引があふえるものと期待されます。

また、自己責任原則の世界になることで、顧客保護、株主保護等の觀点も重要になってくると思います。ディスクロージャーが徹底されることで市場が安定するわけでございますから、この意味からも、会計制度も極めて重要な要素になつてまいります。つまり、金融空洞化を食いつめ、回復を図るために、基本的金融インフラ、すなわち会計制度、決済システム、税制、金融・証券制度といつたものをきちんと整備し、透明で自由な市場にする必要があると思います。

外為改正により、金融取引が海外の良質な金融インフラを求めて日本から外国へ流出する現象がさらに加速することも危惧されており、そのためには、基本的金融インフラ、すなわち会計制度、決済システム、税制、金融・証券制度といつたものをきちんと整備し、透明で自由な市場にする必要があります。

以上をもちまして、私の意見陳述とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○額賀委員長　どうもありがとうございます。大和証券の米山参考人　おはようございます。大和証券の国際業務本部長を務めております米山でございます。

大蔵委員会の諸先生方には、私ども証券界といつたしまして日ごろ大変お世話になつておりますので、この場をかりて厚くお礼申し上げる次第でございます。また、本日は、外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案の審議に当たりまして意見を申し述べる機会を与えていただきまして、このことを、大変ありがたく存じております。

私の方からは、証券市場の担い手といつてしまつて、この場をかりて厚くお礼申し上げる次第でございます。また、本日は、外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案の審議に当たりまして意見を申し述べる機会を与えていただきまして、このことを、大変ありがたく存じております。

私は、証券市場の担い手といつてしまつて、国際的な金融・証券市場の動向並びに外為市場における証券会社の役割等について御説明申し上げました後で、それらを踏まえ、今回の改正法案につきまして意見を申し述べたいと存じます。

まず、国際的な金融・証券市場の動向について申し上げたいと思います。

今日、世界の金融・証券市場におきましては、金融取引手法の複雑化、高度化あるいは情報通信技術の高度化などを背景といたしまして、金融・証券取引が国境を超えて行われていることが日常化しております。つまり、取引のグローバル化

るいはクロスボーダー化と言われるものでござりますが、金融・証券取引におきまして国境といふ概念が次第に希薄化していることは、御高承のとおりでございます。

こうした取引の国際化に対応いたしまして各国がどのような措置をとっているかと申しますと、多くの国におきましては、規制を強化することによつて取引を自国の市場にとどめ置く、そういう対応はしておりますんで、むしろ自国の市場の規制緩和を進めるとともに、市場の効率性及び顧客の利便性の向上を図つて、市場のインフラ制度の整備を通じまして自国の金融・証券市場の魅力を高める、そういう対応措置を講じております。

ニューヨーク市場あるいはロンドン市場、アジアの香港市場、シンガポール市場、それそれが自国の市場により多くの取引を呼び込むべく日々切磋琢磨し合つてゐるわけでございます。もちろん我が国の金融・証券市場も、国際金融・証券市場における有力な一員として、そういったグローバルな市場間競争の中に置かれているということでございます。

こうした国際的な競争の結果、現在、世界の金融・証券市場におきましては、市場諸制度の国際的な標準化、つまりグローバルスタンダードといふものが確立されつつございます。競争力のある市場の制度がグローバルスタンダードとして認知されておりまして、立ちおくれた市場がグローバルスタンダードに合わせるべく市場制度を改善시키ヤッチャップに努める、そういう動きになつておるわけでございます。

次に、そうしました国際金融・証券市場の中では重要な機能を果たしております外為市場におきまして、証券会社がどのような役割を担つておるかについて、簡単に御説明申し上げたいと思ひます。

証券会社は、一事業法人として、エンドユーザーとしてあるいは一顧客として外為市場に参加しておりますほかに、証券取引に絡んで発生する外為取引につきまして、一部仲介業者として外為

市場に参加しているわけであります。証券取引に絡んで発生する外為取引とは、主として現在の外為法の用語で申し上げますと、資本取引のうち証券の取得あるいは証券の発行、募集に係るものでございますが、そうした証券取引に付随して発生する外為取引につき、証券会社は、指定証券会社、そういうたステータスのもとで、外為市場の一部担い手として参加している状況でございます。

ただ、現行法のもとで証券会社が可能な業務は、取引の範囲等につきまして限定されている面がございまして、顧客のニーズにこたえられない、そういう面がござりますのも事実でございます。

一例を申し上げますと、日本の証券会社は、海外の金融機関と直接為替の売買を行うことができません。証券取引のクロスボーダー化あるいはクロスカレンシ化が進んでまいり中で、いわゆる二十四時間トレーディングが世界の金融・証券市場において当然のこととなつてゐる現在、こうしたことが顧客の利便性を高めるといった上で大きくなっています。

次に、以上申し述べました国際的な金融・証券市場の動向、あるいは外為市場における証券会社の役割等を踏まえまして、今回の改正法案につきまして意見を申し述べさせていただきます。先ほど、私は、国際的な金融・証券市場においては、グローバルなレベルでの市場間競争が行われて、各国とも自国の市場の魅力を高め、競争力の向上を図つてると申し上げましたが、今般の改正案は、まさに我が国金融市場の国際競争力を高める、そういうた国際的な動向に合致したものでございまして、グローバルスタンダードから見ましても遜色のないものであると考えております。

また、証券市場に与える影響という面から申上げますと、証券会社の顧客は、クロスボーダーあるいはクロスカレンシ化に関しましてさまざまあるかについて、簡単に御説明申し上げたいと思ひます。

先ほど申し上げましたように、現行法のもとでは、証券会社が顧客に提供できる外為サービスは制限的でございます。しかし、今般の改正案におきましては、外為為替業務に係る規制が廃止されておりまして、私ども証券会社も、顧客が望む外為サービスを、証券取引にかかわらないものも含めまして、原則フルラインで提供することが可能となるわけでございます。この結果、顧客の利便性は飛躍的に向上するとともに、我が国金融・証券市場の国際化の進展に大いに寄与するものと存じます。

今回の外為法の改正は、橋本首相が提唱された金融・証券市場の改革でございます日本版ビッグバンのフロンティナーとしての位置づけであるというふうに理解いたしております。八〇年代には、ニューヨーク、ロンドン市場と肩を並べたと言われました我が国東京市場も、ここ数年はバブル経済の後始末に追われていてこともありまして、残念ながら、ほかの主要金融市場と比較いたしまして、相対的にその地位が低下したということは否めないだろうと考えております。

今般、この改正案のごとく、外為為替制度という金融・証券市場の中核をなす制度がグローバルスタンダードにのつとった形で改正されることには、まことに時宜を得たものであり、我が国金融・証券市場の競争力の向上、ひいては金融・証券市場を通じました効率的な資金配分による国民経済の発展に大いに資するものであり、大変意義深い改正であると考えております。もちろん、我が国の金融・証券市場の改革は、ただ外為為替制度にとどまるものではなく、その後に続きます市場制度全般の改革が着実に進展していくことが、名実ともにビッグバンを実現するために必要不可欠であるということを切に考える次第でございます。

最後に、私ども仲介業者といたしましても、我々が国際金融・証券市場発展のために全力を尽くす所存でございますので、委員会の諸先生方におかれて、これまでに引き続き格段の御高配を賜りたいと申上げまして、陳述を終わらせていただきまことに、ありがとうございます。（拍手）

○飼島忠義（委員長） どうもありがとうございました。以上で参考人の御意見の開陳は終わりました。

○飼島忠義（委員長） これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。飼島忠義君。

○飼島忠義（委員長） おはようございます。自由民主党の飯島忠義でございます。

本日は、外為の現場で長年御苦労いただいております専門家の皆様に御多用の中御出席をいただき、法案の審査に当たりまして経験豊かな生の声をお伺いすることができます。私初めて大蔵委員会のメンバーも、大変有意義な審査だと理解をしております。ここに改めて敬意を表したいと思います。

さて、限られた時間でございますから、率直に質問をさせていただきたいと存じます。

この委員会、この法案の審査でございますけれども、四月八日そして九日と総括質疑、我が党からも今村、田中、吉川委員から三塚大蔵大臣を初め榎原国金局長、さらには政府委員に、今回の法改正の目標をも、背景や内容について整理をさせていただいたところでございます。そこで、私は、まず私自身のこの法案に対する考え方を若干述べさせていただいた上で、皆様に幾つか質問をさせていただきたいと存じます。

実は、私自身も、為替も含めて金融のずぶの素人でございますから、きょうの質問に備えてといふことで、東京の八重洲の本屋さんで先週半ばぐらにお伺いしました。そこの出版物のコトナー、つまり金融・証券関係も含めたコトナーに、出版物の多いことはもとよりでございますけれども、求める方、貰われる方、これは銀行とか証券の方々もそうなのでしょうけれども、日中な

のですが実に混雑しているわけです。さらに、出版物の多いことだけではなく、そのタイトルが過激というのですか、例えば一九八〇年代には「ジャパン・アズ・ナンバーワン」とか、そういうのがそのコーナーにはどしどと座っていた。それが、今はといいますと、崩れ行く日本というか、そうした基調のタイトルの出版物が内外のジャーナリストやアナリストによつて、またそれが翻訳されて出されている。これは内外ですか、日本そのうの方々、ジャーナリストやアナリストなんかも執筆されている。こういうことで、私自身は率直に申し上げて、この十年間の日本の変遷というかその変化に、ただただびっくりしているわけです。

例えば、これはそろはならないと思うのですけれども、タイトルで「一ドル一百四十円」なんという本が出ているのです。つまり、今百二十五回、六円、七田の攻防、ここらでも大蔵大臣が強気な発言をして抑えにかかるつて、それをきのうあたりの会議では取り消しというか訂正するのに躍起になつたという記事も出ているわけでござりますけれども、そうではなくて、今から十数年前の、あのプラザ合意以前に戻つた二百四十円になつてしまふのではないかという、そういう書物をすら出でてゐるわけでございます。

とりわけ、赤帯関係を整理してみますと、例えば、かつてない大変動が始まつた、相次ぐ金融機関の破綻、迫る業界再編云々とか、まさに、たゞがれの国日本あるいは沈みゆく日本、そんな基調のものが多かつたわけあります。日本の財政や経済、金融等々、そういう状況にあるという認識も若干持たなければいけませんけれども、しかし多くの皆さん、きょうお見えの参考人の皆さんも含めて、決してそうではないよ、日本はそんな力ない国ではないよという思いを持つておられると思います。だからこそ、今、構体縫理が六つに過ごすとしたら日本の再生はない、私自身、そ

ういう思いでいっぱいござります。
そこで、私は、時間の都合で整理をしまして、
この十年間、例えば一九八五年九月のあのプラザ
合意当時一ドル二百四十三円であった、翌年の東京サミットですか、その折に百六十五円、また御案内のとおり八十円割れというときもございました。この外為の改正については、当然のよう
に、この為替の安定というものがやはり基調にな
いと産業界も含めてその対応に苦しむわけでござ
いますが、そういうこの十年間の中においても、
あらゆる知恵を絞つて皆さん方におかれても厳
しい局面をくぐつてこられたと理解をしておりま
す。

においてはその辺についてお願ひしたいと思いま
す。
あわせて、反対に今度米山参考人に引き続きお尋ねしたいのですけれども、先ほどの意見陳述の中にもございましたが、東京市場を魅力ある市場にして海外資金の流入を促進させていく、そういう上で今回の法改正、それ以外にたくさんの障害があると思うのですけれども、その障害があるとすればどういうものがあるのか、あわせて伺っておきたいと思います。ですから、お二人の方から続いてということでお願いしたいと思います。
○工藤参考人 ただいまの御質問にお答え申し上げます。
御指摘のとおり、現在国境間をまたがりまして大量の資金が全世界的に移動をしておるわけでございますが、私は、この資金移動の一つの非常に大きなまた重要な要因はいわゆる国際分散投資ではないか、このように考えております。国際分散投資とは、一言で申しますと、投資に伴うリスクを厳密に管理しながら一方で長期安定的なリターンを求めて全世界を移動しておる、こういった投資

で、日本向けの投資をもう少しウエートを上げよう、比率を上げようといった方の方が多いのですが、いかが、このように理解いたしております。したがいまして、ただいま飯島先生御指摘ございましたとおり、日米金利差等の理由により、確かにこの外為法改正をモメントとして一層の資金流出が起きることは十分見通されるところでございますが、一方で相応の流入も見込まれる、こういった状況ではないかというふうに理解いたしております。

したがつて、外為法改正自体は、流出あるいは流入の直接の原因というよりも、そういった両方のものを促す要因ではないか、このように把握しておりますわけでございまして、現実に英米での事例を拝見いたしましてもそのようなことになつております。ただし、こういった環境変化を踏まえまして、個別金融機関として引き続きユーザーの皆様のニーズによりフィットした格好でサービス提供に努力しなければいけない。これがなければ金融機関の経営は非常に難しくなる。この点は御指摘のとおりでございます。

ですけれども、私が日曜日の夕方、家におひまつたら、近所の奥様が、奥様と申し上げまして、六十過ぎの方でございますが、年はどうでもいいのですが、いや、飯島先生ということでお話をあつたのです。証券会社の方がある商品を勧めに来ていました。外債なのですよ、つまり外国の利回りのいい三年物の商品を勧めている。今私自身は某金融機関に預けてあるのだけれども、それを出してそれを買おうかと思っている、一体大丈夫なのでしょうかねといふような会話があつたのです。私は身は、その方に対して勧めるわけにもいきませんし、またその逆もいけないわけでござりますか、うかねといふような会話があつたのです。あるならば何らかの形で利回りのいいそういう決断をなされるのがいいのじゃないですか、こういふ話は申し上げたのですけれども、この金利差が生む国内資金の海外流出といった点について銀行業界はどのようにお考えか、とりわけ工藤参考人

資金の運用は、多くの場合、豊富な経験と知識を備えた専門家、俗にファンドマネジャーと呼ばれる人たちが運用しております。こういった人たちは仕事の性質上、必ず資金運用のあり方をグローバルなコンテクストで考える、こういう格好になっております。そういうグローバルなコンテクストの中における一つの重要な出来事として今回の外為法改正が位置づけられるわけでござりますが、もちろんこういった人々は欧米の景気動向、あるいは例えヨーロッパにおける通貨統合、こういったことと並んで今回の外為法改正をとらえております。

こういった方々の御意見、私個人的にも大変今回の外為法改正に関して気になりましたので、何人かの有力な方々に直接御意見伺いましたが、今回の外為法につきましては非常に高く評価されおりまして、具体的な国際分散投資のあり方

○米山参考人　米山でございます。
ただいまの御質問の、東京市場を魅力ある市場として海外から資金の導入を図る、それに対する何か障害があるかという件でございますが、やはり東京へ資金が流れる前提は、東京市場がフェアで、そしてかつ透明性のある市場であるということが何はさておきましても前提であろうかと思います。
そのほか技術的な問題として私が考えつくものといたしまして、例えば税制の問題があろうかと存じます。我が国特有の税制、例えば有価証券取引税あるいは債券の利子にかかる源泉徴収制 度、そういうものがあるかと思います。ユーニヨークあるいはロンドンで既に日本の国債、JGBの大きなマーケットが立っております。これはやはり取引税がないといった、取引コストが安いということが一つの原因で海外で日本国債のマーケ

ケットが大きくなっているという現状があらうかと思います。そんなわけで、考え方のといたしましては、今申し上げました取引税の問題あるいは債券利子の源泉徴収制度の問題があらうかと思います。

そのほか考え方の技術的な問題をいたしましては、証券の決済制度。例えば社債の決済の場合には、我が国では社債の登録制度といいまして、実際に保有する人が自分の名前を登録する。実際にペーパーを出して保有を登録する、ペーパー上の事務上の問題が残っておりますが、欧米の慣行は、帳簿上の間で決済する。帳簿上で名義が変更そのようなことがいろいろ改善されることによつて、東京市場のフェアなマーケットと相まって海外の資金が流入するものと信じております。

○飯島委員 ありがとうございます。
自由化が進む中、シンガポールでも、またアメリカでも大きな事件がございましたけれども、リスクマネジメントや商品開発、とりわけヘッジ商品というか、あるいはデリバティブ、これらの商品開発、また当然のように、それを扱う組織と人というところでございますと人の問題でございますが、人材育成の観点から何らかの対応が必要ではないかと考えておるわけでござります。銀行業界として、もう既にディーラーも含めてそういう為替の専門家がたくさんいらっしゃるわけですけれども、さらに今回のこの改正を前提にどのような対応策をとつておられるのか、あわせて証券業界にもお尋ねをしておきたいと思います。ですから、工藤参考人と米山参考人にお願いをしたいと思います。

○工藤参考人 お答え申し上げます。
外為法改正に始まる一連の自由化の中で、先ほど御指摘ありましたような市場レートの大きな変動、これは恐らく避けられないことでございまして、このリスクの管理を徹底するということがますます重要になっております。特にマーケットの

リスクでございますが、このマーケットのリスクをどのように管理するかということは、これに関して最近非常に新しい金融技術が発展いたしております。一言で申せば、リスクを一つの量として扱える、定量的にとらえる、こういった統計手法の開発が進んでおりまして、私ども銀行界、日本銀行でもこの点におきましては欧米の先進行には、ほぼキャッチアップしたのではないか、このよう判断いたします。

また、リスク管理に当たっては組織対応が重要でございます。リスクを管理する組織を独立の部署としてとらえる、これが肝要でございまして、恐縮ながら、私どもさくら銀行の場合は年九月にリスク統括部というものを設置いたしました。リスク管理を独立セクションで取り扱われる、このように組織対応いたしました。

三番目に、先生御指摘のとおり、このリスク管理を行うに当たって最も重要な問題は、人材の育成でございます。特に、最近の複雑多様な金融先端商品、こういったもののリスク管理あるいは商

品開発のためには、この人材の育成が今後の競争時代を乗り切るために非常に重要な問題であると

いう意識を強く持つておる次第でございまして、私どもの場合でも、外部機関への研修派遣、トレーニング制度の充実といったものから始まりまして、さらに野に遺資なしと申しますか、適材を发掘するための行内の公募制度、また私ども、長い間终身雇用制度、こういったようなことでやつてきたわけでございますけれども、それではこれから先とも人材の育成あるいは開発が立ち行かなくなる可能性もございます。したがいまして、年俸制、契約社員あるいは外部からの中途採用、こういったことも含めて人材育成・開発に努力しております現状にござります。

○米山参考人 ただいまのリスク管理あるいは商品開発の件でございますが、この問題につきましては、各社それぞれの取り組みがあるかと思いまして、外為法の改正の施行までにコンピューターの新システムへの対応等やつていかれるのは結構大変なものではないかなというふうに思つておりますが、いかがでしょうか。

せんが、当社の場合で申し上げますと、社内に既にリスクマネジメント部あるいは商品開発部あるいは人材開発部、それぞれ独立した部署を設けております。特に、リスクマネジメントに関する手とらえる、定量的にとらえる、こういった統計手法の開発が進んでおりまして、私ども銀行界、日本銀行でもこの点におきましては欧米の先進行には、ほぼキャッチアップしたのではないか、このよう判断いたしております。一言で申せば、リスクを一つの量として扱える、定量的にとらえる、こういった統計手法の開発が進んでおりまして、私ども銀行界、日本銀行でもこの点におきましては欧米の先進行には、ほぼキャッチアップしたのではないか、このよう判断いたしております。

また、リスク管理に当たっては組織対応が重要でございます。リスクを管理する組織を独立の部署としてとらえる、これが肝要でございまして、恐縮ながら、私どもさくら銀行の場合は年九月にリスク統括部というものを設置いたしました。リスク管理を独立セクションで取り扱われる、このように組織対応いたしました。

三番目に、先生御指摘のとおり、このリスク管理を行なうに当たって最も重要な問題は、人材の育成でござります。特に、最近の複雑多様な金融先端商品、こういったもののリスク管理あるいは商品開発のためには、この人材の育成が今後の競争時代を乗り切るために非常に重要な問題であると

せんが、当社の場合で申し上げますと、社内に既にリスクマネジメント部あるいは商品開発部あるいは人材開発部、それぞれ独立した部署を設けております。特に、リスクマネジメント部として機能をさせております。

今回の大変申しわけございません。森澤参考人、それから安岡参考人、質問の方は用意してあつたんですけれども、また打ち合わせもさせていただいたんですけど、時間が参りましたので、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○飯島委員 大変申しわけございません。森澤参考人、それから安岡参考人、質問の方は用意してあつたんですけれども、また打ち合わせもさせていただいたんですけど、時間が参りましたので、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○額賀委員長 次に、濱田健一君。

○濱田(健)委員 社会民主党の濱田健一でござります。

四名の参考人の皆様方、お忙しい中大変御苦労さまでござります。

時間がございませんので、早速三つの質問をさせていただきます。まず最初に、森澤、米山両参考人に御質問させます。

時間がございませんので、早速三つの質問をさせていただきます。まず最初に、森澤、米山両参考人に御質問させていただきたいたいのですが、今回の外為法の改正のポイントは、対外取引、対外決済に関する許可などの事前規制の撤廃という対外取引の自由化と、外為法業務に着目した規制の撤廃という外国為替業務の自由化という二つの自由化になると私は思います。新しい外為制度に対しても各業界はどうなる可能性もございます。したがいまして、年俸制、契約社員あるいは外部からの中途採用、こういったことも含めて人材育成・開発に努力しておられるのでしょうかということでござります。

外為法が改正されました後、我々の対応といたしましては、いろいろな角度からこれを見ることができます。まず最初に、外為法の改正の二つの自由化と、外為法の改正の施行までにコンピューターの新システムへの対応等やつていかれるのは結構大変なものではないかなというふうに思つておりますが、それが第一段階でございますけれども、第二段階としては、これを自社だけではなくてグループ

まず、ユーチャーの立場でのメリットとしましては、先ほどの意見陳述の中でも申し上げました通りまして、この競争が自由になつてくるということによりまして、この競争原理が導入されることによって、利用者側としてはこれを利用するコストが安くなつてくる、すなはち為替手数料あるいは諸手数料、こういったものが削減されるということです。

それから、競争が自由になつてくるということによりまして、この競争原理が導入されることによって、利用者側としてはこれを利用するコストが安くなつてくる、すなはち為替手数料あるいは諸手数料、こういったことがあります。

続いて、我々自身の自社用のシステムの改善とすることによって、いろいろな資金運用面でのメリットを追求することが可能でございまして、それは、例えば決済の集中勘定の設定いわゆるネットイングの問題、あるいは多目的な海外預金をつくること、あるいは為替の先物予約を集中していつてコストを下げるといったこと、それから資金の直接調達をさらに進めていくといったこと、こういったことで自分自身の資金調達、運用面でのメリットをとつていくということがあると思っております。

続いて、本業に付随した業務の自由化といつたことがござります。これは例えば従来やつておりましたが、外為法の改正の施行まで準備を進めておられるのか、まことに付隨する決済関係でいろいろな制約があつたために自由に動けなかつたといったようなこともあつたわけございますが、そういったことが他の国際的な企業と同じレベルでそういった競争に入つて行くようになるといったようなメリットもとれる

に広げていく、そして次のステップとしては、これがビジネス化していく、内部管理を充実し、管理手法を充実させることによって、第三者にこういったサービスをファイバースで提供していくことを思つております。

御指摘のありましたコンピューターの関係で

ござりますが、これは外国為替管理法の改正に伴つて直ちに結びつくといふものは特にないと思ひますけれども、現在、例えば大蔵省当局と業界の間で調整をさせていただいておりますのは事後報告制の登録、こういったことをいかに合理的なコンピューターシステムでやつしていくかといったことについては、現在、事務的に詰めをさせていただいているといふに承知いたしております。

○濱田(健)委員 工藤参考人にお尋ねしますが、

外為管理の抜本的自由化に伴い、海外取引等を利

用した税逃れやマネーロンダリングが横行しない

ように、きつととした対応が不可欠であるといふのは当然のことです。銀行界が各種報告の義務を負うことは銀行の公共性にかんがみ当然と考えます

ですが、マネーロンダリングや脱税の防止に対する

銀行界の体制整備についてどのように考えて

らっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

○工藤参考人 お答え申し上げます。

現在、外為取引におきましては、大蔵省銀行局

の通達によりまして、五百萬円超の現金取引につ

いて、その都度本人確認をいたすこととされてお

ります。今回の外為法改正によつても、この扱いには変更ございません。さらに、改正外為法にお

きましては、十八条によりまして、法律の中に本

人確認に関する規定が盛り込まれております。本

人確認の法的根拠がより明確になった、このよう

に理解いたしております。

また、税務面についてのお尋ねがございまし

た。税務面での資料情報制度の整備に関しまして

は、現在大蔵省主税局において検討されておるも

のと理解いたしております。先生がおっしゃられ

ましたとおり、私ども銀行業務の公共性にかんが

みまして、脱税の防止に協力いたすことは当然で

ございます。ただし、この実施に当たりまして

は、過度の手続的負担とならざるよう、特に銀行

の既存コンピューターシステムを利用した報告な

どが可能となるよう御配慮をお願いしたい、この

ように思つておるものでござります。

以上、御回答申し上げました。

○濱田(健)委員 最後に、安岡参考人にお尋ねい

たします。

外国銀行の代表の参考人として、今回の改正に

ついては金融システム改革のフロントランナーと

思つておりますので、よろしくお願ひいたしま

す。

この外為法の改正につきましては、当然、私ど

も時代の要請であるといふに考えております。

ですから、この法改正そのものの方向性につ

いては、多くの委員の皆さんも共通しておると思

うのですが、そうすべきであると考えております。

ただ問題は、この外為法を改正して内外資本

取引を自由化し、また外為業務の自由化を進め

る、そのことによつてクローバルスタンダードを

実現するんだ、また金融市场の活性化を進めてい

くんだという方向性はいいのですけれども、先ほ

ど來参考人の御意見からも幾つか出ておるかと思

うのですけれども、そのための条件といいます

か、環境といいますか、それが果たして十分に整

備されているのだろうか、ここに私どもの一番

不安といいますか、疑問があるわけございま

す。

人によりましては、論者によりましては、この

外為法が改正されることによつて、本来金融市场

の空洞化を阻止しようといふうなねらいがある

のですが、逆に金融市场の空洞化が進んでしまわ

ないのかといふ心配をしている方もいらっしゃい

ます。この点について、こういう視点からぜひい

ろいろな御意見を聞かせていただきたいわけでございますが、まず、安岡参考人にお聞きをいたし

ます。

安岡参考人のお話の中で非常に興味深い話が幾

つかあつたのですけれども、バンカース・トラス

トでは、地域内一極集中で、一つに拠点を置くとい

う方向でやつています。それで、この東アジアで

しょうか、東アジアというこの地域内では、東京

ではなくてシンガポールに拠点を置かれて、東京

も端末を置いて処理をしているんだといふうな

お話をございました。シンガポールの方はコスト

が二分の一で済むというような話があつたわけで

ございますが、なぜ東京ではなくてシンガポール

に拠点を置くことになつたのか、コストが二分の

一といふうにおっしゃいましたけれども、具体

は、新しい外貨建ての金融商品を顧客に提供する

ことによって、そういう高い採算性を求める投

資家のニーズに応ずる、あるいは投資家の利便性

ただいるといふに承知いたしております。

○米山参考人 ピックパンに対応して業界として

どのような準備を進めておるかという御質問につ

きましては、業界を代弁するわけでございませ

んが、当社の場合に応じて申し上げますと、現

在、私どもは社内に、いろいろなテーマに応じま

して、予想される環境変化に対応しているいろいろな

プロジェクトチームをつくりて検討、研究を進め

くつて現在検討を急いでいるところでございま

す。

それから、新しい外為自由化の中でおなじうビ

ジネスチャンスがあるかと申し上げますと、いろ

いろ幾つもビジネスチャンスはあるかと思ひます

が、その中で一つだけ申し上げたいと思ひますのは、現在千二百兆円という個人の金融資産、この

膨大なお金がより取引コストの安いマーケットに

あるのは利回りの高い商品に資金シフトが起こつ

ておるわけですが、我々証券会社といたしまして

は、新しい外貨建ての金融商品を顧客に提供する

ことによって、そういう高い採算性を求める投

資家のニーズに応ずる、あるいは投資家の利便性

ただいるといふに承知いたしております。

○鶴賀委員長 次に、北側一雄君。

○北側委員 新進党の北側一雄でござります。

四人の参考人の皆さん、きょうは大変お忙しい

中、ありがとうございます。今、我が大蔵委員会

の方でこの外為法の改正法案について審議をして

おるわけでございますが、本日の各参考人の御意

見につきましては、ぜひこれを今後の審議の重要

参考資料として十分に生かしてまいりたいと

思つておりますので、よろしくお願いいたしま

的にどういう点がこれまでの、制度での違いだと思いますが、どういう違いがあつたのか、できれば具体的にお答え願えればありがたいと思います。

○安岡参考人 お答えいたします。

先ほど一極集中と申しましたのは、明確にするためにもう一度申し上げますと、外國為替の取引にかかる事務処理体制の一極集中でありまして、ビジネスそのものをシンガポールに全部集めたということではございません。外國為替の事務処理というのは、大きなコンピューターシステムということになりますけれども、当然どこかに集めて処理する方が安くなるわけございます。テクノロジーの発展とともに、シンガポールと東京の間の、その結果生ずるデータを送るコストというものは極めて安くなります。したがって、東京に端末を置くだけで、ほとんどの情報が同時に手に入ると、その状況をつくり出することができます。したがって、東京に事務処理組織を置く場合とほとんど変わらない営業体制ができる、しかもコストが安いために競争力はつくというのがねらいでございます。

それでは、具体的にどの部分が安くなるのかと申し上げますと、これは人件費、それから土地代、賃借料、この部分が非常に多くなっております。外國為替に代表されることでございますけれども、テクノロジーの発展というものが地域間の距離というものをほとんどなくしてしまっているというものが現状でございます。当然、企業いたしましては競争力をつけるためのコスト削減を図りますので、どこか安いところでプロセスして、その結果だけを東京に持つてくればいい、それを営業の人を使つてお客様に営業活動をするというのが最も効率的という結論になるわけでございました。

以上です。

○北側委員 そういう意味では、人件費とか土地代とか賃借料となりますが、そう急に日本の場合は変わらないでしようから、むしろ外國銀行から

すると、今おっしゃった外國為替事務取引の扱点については東京よりもむしろ海外の近郊のところに置いた方がいい、テクノロジーの発展で地域間の距離というのはほとんどないのだというお話をございました。ありがとうございます。

それともう一点、同じく安岡参考人にお聞きしたいのですが、バンカース・トラストの過去のお話をお聞かせいただきました。かつてバンカース・トラストが倒産寸前であったというお話は極めて興味深い話でございまして、アメリカで七〇年代、金融制度改革が急速に進んだ折にバンカース・トラストが倒産寸前に陥ったという話でございますが、これは競争激化によるものだと思うのですけれども、差し支えない範囲で、そういう経営危機といいますか倒産寸前に陥った理由、もう少しお聞かせ願えればと思います。

○安岡参考人 アメリカの七〇年代というのは、政府の方も自由化を進めたわけでございますけれども、証券会社、銀行の争いというものが非常に過熱した時代でございます。そのもとをだしますと、結局、消費者の金利選好が非常に強くなつた。一般消費者の人が自分の金をどこに預けたら少しでもいい金利を得られるかという、その前までは考えられなかつた、当然インフレも高かつた時代、金利も一時は高くなつた時代でございますけれども、金利選好が非常に強くなつた時代でございます。

それでは、この外為法の改正が金融制度改革のフロントランナーというふうに言われておるわけですが、先ほど来のお話の中でも、例えれば工藤参考人のお話の中でも、国際金融の世界では東京市場というのは第一集団である、やはりこの小口の消費者が自分一人一人が投資するのでではなくて、投資信託とかM.M.Fとか、そういうふうにまとまってお金をどこかに預ける。証券会社さんの得意とする分野でございますけれども、そこでプロフェッショナルのファンドマネージャーがまとまつたお金投資するという、専門知識を生かした投資が活発になりました。当然、彼らは選択肢を全部調べたあげく、海外も含めて一番いざなづらいであります。

○北側委員 ありがとうございました。

○工藤参考人 お答え申し上げます。

現在、金融先進国であります、例えば米国あるいはイギリスの銀行の経営者と話しておりますと、いわゆるバンキングであるとか、あるいは証券業であるとか、あるいは保険業であるとか信託業であるとか、こういった区別は今やお客様のニーズという観点から見ると存在しないんだ、金融サービス業、ファイナンシャル・サービス・インダストリー、これだけが唯一存続し得る産業であります。

それでは、この外為法の改正が金融制度改革のフロントランナーというふうに言われておるわけですが、先ほど来のお話の中でも、例えれば工藤参考人のお話の中でも、国際金融の世界では東京市場というのは第一集団である、やはりこの小口の消費者が自分一人一人が投資するのでなくして、投資信託とかM.M.Fとか、そういうふうにまとまってお金をどこかに預ける。証券会社さんの得意とする分野でございますけれども、それまでました。また、森澤参考人のお話の中でも、一方でセカンドランナーの必要性というふうに言わせておられました。この点で私どもも共通の認識を持つておるわけでございますが、このところをもう少し詳しくお話をいただきたいわけでございます。

○北側委員 そういう意味では、人件費とか土地代とか賃借料となりますが、そう急に日本の場合は変わらないでしようから、むしろ外國銀行から

さらに、我々英語でディスインター・メディエーションという言葉を使いますけれども、金融の場合に、効率化すればするほど間に入つたむだな組織をはじき出すという、これは自由化の中で起こる自然の現象でございますけれども、はじき出される。すなわちエンドユーザーがなるべく近く資金の借り手のところに行つてしまふ。

例えば、比較でございますけれども、アメリカで七〇年代大いに伸びたのはコマーシャルペーパーのマークエットであります。コマーシャルペーパーのエンドユーザーとのスプレッドと申しますか、コスト差というものは預金と貸出金というものの何分の1かでも終わつてしまふという直接取引が大量にできるマークエットが出現してしまつた。これは当然日本でも今後起こる傾向にあると思います。これは一般的な意味での商品の証券化、お金の回転が非常に速く、効率的に回り出すという現象が起つたためでございます。

その中で、従来どおりの営業を続けてきたバンカース・トラストというものが、先ほど申しましたように、借り入れ人である企業は直接金融に、お金を預金する方はコマーシャルペーパー、M.M.Fに、両方サイドを結局失つてしまつたというものが大きな原因でございます。

○北側委員 ありがとうございました。

○工藤参考人 お答え申し上げます。

現在、金融先進国であります、例えば米国あるいはイギリスの銀行の経営者と話しておりますと、いわゆるバンキングであるとか、あるいは証券業であるとか、あるいは保険業であるとか信託業であるとか、こういった区別は今やお客様のニーズという観点から見ると存在しないんだ、金融サービス業、ファイナンシャル・サービス・インダストリー、これだけが唯一存続し得る産業であります。

翻りまして、よく千二百兆円の個人金融資産というお話が出ますが、御高車のとおり、この千二百兆円のうち六百兆円は郵便貯金を含めた預貯金でございます。これは諸外国の例に比べると極めて資産構造が偏った構造でございまして、特に、今後、我が国の人口構造の高度化、高齢化というものが合わせて、やはり資産運用を多様化するニーズに対する対応でございますが、このところいろいろな制度疲労が起きておる、このように私自身

は認識いたしております。したがいまして、一連の改革をできるだけ早期にというお話をお願ひしました。

その中でもさらに何かという御質問でござりますならば、私は、先ほどの業界垣根、こういうものができるだけ早く撤廃していただく、これが一番重要な問題ではないか、このように考えております。もちろん税や会計制度の改革、これについても重要性を軽視するものではございません。これもあわせて必要でございます。

以上、お答え申し上げました。

○森澤参考人 ただいま工藤参考人からお話をありましたとおりで、特に加えるようなことはございませんけれども、改革のスピードというものの全体を、特に税制の問題、それから会計制度の問題、こういったものをすべて国際基準に合わせていくということで、外為法だけではなくて、付隨するあらゆるもの国際基準に合わせていくといふことを同時並行的に行うことが必要であると思います。そうでないと、お金の動きだけが自由を得て、そのほかのものが国際的になつてないということであれば、ほかの便利なところにお金だけは出でていってしまうということになると思います。

それから今、同じく工藤さんから御指摘ありました金融界と非金融界、これがだんだん垣根というものが世界的には低くなつてきておりますので、そのことについても全く同じことが言えると思います。

要するに、日本の改革といつもが世界の改革よりもおくれていれば、幾ら改革してもそれは世界の中でおくれているということあります。のぞみとひかりが走ったときに、ひかりがどんなに早く走つても、のぞみとの比較では、ひかりは後ろに向いて走つてゐるということを意味するものでありますから、すべてのことを二〇〇一年を待たずして実行されることを強く希望いたしておりました。

○北側委員 ありがとうございました。

それでは、この業界の垣根の撤廃に関しまして米山参考人にお伺いをいたしたいと思うのですが、れども、証券業界としては、この業界垣根の撤廃、特に銀行との関係でございますけれども、この点についてどのようにお考えでございますでしょうか。

○米山参考人 証券業界といたしましては、銀行との競合を通じまして金融市场がさらに一段と拡大する、市場のバイが大きくなることによりまして活動の舞台が広がる、そういう前向きな形での問題をとらえてまいりたいと思います。

もちろん、競争するところは競争する、あるいは競合するところは一緒にやつっていく、そういう形で、やはりマーケットがより効率的になつていくためには、市場参加者が多いということ、そしてフェアであるということ、これが市場の厚みを増していくものだと理解しております。そういう意味で、参入者が多くなることによってパーカー、そういう形で我々とらえてまいりたいと考えております。

以上、申し上げました。

○北側委員 先ほども安岡参考人のお話の中で、これからは、要是国内金融機関の競争力の強化が肝心であるというお話をございました。競合他社のやらないことをやつていかなければいけない。

いずれにいたしましても、この外為法の改正によりまして、海外の金融機関も含めまして、日本の金融市场における競争激化が飛躍的に高まるることは、これは明らかでございます。そのことを目指しておるわけでもあるわけでございますが、この競争激化、外国の金融機関の参入を初め、競争の金融制度改革を推し進めていますことは、日本の金融機関の不良債権の問題でございます。

この不良債権処理がおくれているのではない

融機関と言つたら詰弊があるかもしれません、弱い金融機関が相当破綻また危機に陥る、そういうことが出てくるのではないか。そのことによつて、日本全体の金融システムの安定化を損なうような場面も出てくるのではないか。そういう場合に、今、日本の仕組みが、特に預金者保護のシステムが本当にきちんとでき上がつてゐるのか、金融システムの安定化を妨げないようなシステムがきちんと今の日本の制度の中にでき上がつてゐるのか。これは、実際、金融制度改革が目標を到達しまして、二〇〇一年になつていざというときではなく、その前の何年間かが、今制度改革を進めていくこの何年間かが、極めて大事なときなのだろうというふうに我々は思つております。この間の金融システムの安定化のための装置といままで、それをきちんとつくつておかないといけないのではないかというふうな心配をしております。

昨年、金融三法という法律が成立をいたしましたが、これをきちんとつくつておかないといけないのではありません。これがこのままでは、残念ながら、この装置によりますと、金融機関の破綻の問題は、信用組合が破綻した場合には、最終的には公的資金導入等によって預金者を保護するシステムといふのはでき上がっております。ところが、信用組合以外の金融機関については、このような装置が用意をされておりません。これがこのままでいいのかどうか私どもは疑問を持つておるわけでございますが、この点、この外為法改正をトップランナーとしてこの数年間で急速に金融制度改革全体を進めていくという中で、この金融システムの安定化のための制度、仕組みが現状のままでいいのかどうか、この点についての御意見がございまして、どちら、ぜひお聞かせを願いたいと思います。

工藤参考人とそれから米山参考人にお答えを願います。

○工藤参考人 お答え申し上げます。

○谷口委員 新進党的谷口隆義でございます。

本日は、大変お忙しい中、各参考人におかれましては御出席賜りまして、ありがとうございました。

ごります。したがいまして、さまざま痛みを伴うことはやむを得ないことだと思いますし、また、先ほど来のお話のとおり、我が国金融・証券市場の置かれている状況を考えますと、この推進がいまして、すべての当事者が、私自身を含めて、相応の覚悟を持つて取り組むことが不可欠である、このように思います。

ただし、このビッグバンを発表されたときの総理の構想の中にも、金融システムの安定には細心の注意を払いつつ進めていく必要がある、このようにおつしやつておられます。これを推進していくためには、やはりルールをきちんとつくつておきとすることが、いたずらに混乱を惹起しないためには必要であろう。

特に、先生御指摘のとおり、ただいま信用組合の破綻処理については受け皿等が明確に決定されておりますが、それ以外の業態についても用意されておりません。したがいまして、信用組合以外の業態についても破綻処理の制度的枠組みが整備されることが必要なのではないか、私はこのように考えております。

特に、先生御指摘のとおり、ただいま信用組合の破綻処理については受け皿等が明確に決定されておりますが、それ以外の業態についても用意されておりません。したがいまして、信用組合以外の業態についても破綻処理の制度的枠組みが整備されることが必要なのではないか、私はこのように考えております。

○北側委員 終わります。

○額賀委員長 次に、谷口隆義君。

○谷口委員 新進党的谷口隆義でございます。

本日は、大変お忙しい中、各参考人におかれましては御出席賜りまして、ありがとうございました。

た。本日は、各業界の生の声をぜひお聞きしたいと思います。

この外為法の改正は極めて重要な法案でございました。二〇〇一年三月までにビッグバンをやる、そのフロントランナーとして位置づけられておるわけでございますが、実はこの外為法の完全自由化が、それこそ一挙にビッグバンを促進するのではないか、こういうことさえ言われておる極めて重要な法案である、このように我々は考えておるところでございます。

しかし、私の個人的な考え方でございますが、若干タイミングが悪いなというように考えておりました。先ほど北側議員のお話にもございましたように、金融機関の不良債権の問題は本当に、今回のこのビッグバン、外為法の改正はまず前提条件がある。一つは、先ほどの質問にもございましたように、金融機関の不良債権の問題は本年、来年、この二年間ぐらいが山場に差しかかります。今まで、先ほど申し上げましたように、この不良債権問題が今大変な状況になつておる。銀行界全体の問題でございますので、さくら銀行はどうこないでございます。そういう状況の中で、多額の不良債権を持つておる金融機関が果たしてどうなるのか。これが破綻しますと、それこそ我が国が築いてまいりました金融インフラが崩壊する、そういう大変な事態これは避けなければいかぬわけですから、そういう道筋をつけていく必要があるのではないかということが、まず第一点であります。

また、もう一つは、先ほど米山参考人の方からも触れていらっしゃいましたが、税制の問題でございます。我が国に国際的整合性を持つた税制が果たして今現在あるのかといえば、そんなことはない。例えば法人税におきましても、実効税率が四九・九八%、所得税も住民税を入れますと六五%と高い税率であります。また、先ほど触れていらっしゃいました有価証券取引税も、これまた我が国に今存在しております。また、規制緩和の観点でいきますと、手数料がまだ自由化されておらな

い。こういう状況で市場をオープンにするといいますか、外為市場を完全自由化しますと、大変な混乱が起るのではないかと巷間言われておるわざでございまして、まず、この外為法を自由化する前に、今申し上げた三點はぜひ整備していく必要があります。この外為法改正によりますか、外為市場を完全自由化しますが、しかし一方では、従来外国為替公認銀行として受けおりました規制・監督が混亂が起るのではないかと巷間言われておるわけでございまして、まず、この外為法を自由化する前に、今申し上げた三點はぜひ整備していく必要があります。この外為法改正によりますか、外為市場を完全自由化しますが、しかし一方では、従来外国為替公認銀行として受けおりました規制・監督が混亂が起るのではないかと巷間言われておるわけでございまして、まず、この外為法を自由化する前に、今申し上げた三點はぜひ整備していく必要があります。

本日質問させていただく前提は、そのビッグバンを念頭に入れた外為法の改正ということでお答えをいただければありがたいというように考えております。

まず、工藤参考人にお聞きしたいわけでございますが、先ほど申し上げましたように、この不良債権問題が今大変な状況になつておる。銀行界全体の問題でござりますので、さくら銀行はどうこないでございません。そういう状況の中で外為法が自由化されるという事ではございません。そういう状況の中で外為法が自由化されるというよなことにございまして、護送船団が続けられてまいりました結果、極めて競争力の弱い収益性の低い業界になつておるのではないか、このように言われております。

そういう状況の中でのこの外為法の自由化でござりますが、都銀、いわゆる大銀行ですね、大蔵大臣も大銀行二十行というようにおっしゃっておるわけですが、大銀行、中小銀行、また地域金融機関、こんなよくな大きくなりの状況での、今回の外為法の自由化がどのような影響を及ぼすかといふことがあります。私は、このように思っております。

以上、お答え申し上げました。

○工藤参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、今回の外為法改正につきましては、外為業務の自由化により、競争が激化し、銀行の収益が減少いたします。また、先ほどの多角的ネットティングの緩和等により、外國為替取引のボリュームが減る、これも恐らく事実であります。我が国に今存在しております。また、規制緩和の観点でいきますと、手数料がまだ自由化されておらな

るわけでございますが、銀行から見るとデメリットでございますが、しかし一方では、従来外国為替公認銀行として受けおりました規制・監督が廃止され、また報告負担が軽減されるという、コスト面でのメリットもございます。

先生御指摘のとおり、この外為法改正によりまして最も強く影響を受けるのは、恐らく都銀を中心とした規模の大きな銀行ではないか、このように思います。この規模の大きな銀行がどのように対応するかにつきましては、先ほど私陳述させていただいたことで御理解をお願いしたいと思います。

中小の金融機関について申し上げますと、外為法改正の影響というとに限定して申し上げれば、そもそも外國為替業務のウエートがさほど高くないわけでございまして、その分、経営に与える影響もその度合いが低いのではないか、このように思われます。さはさりながら、外為法改正によりまして為銀主義が廃止されますと、例えば海外の銀行とのコールレス契約にかかる大蔵省の承認手続等が廃止される、こういったことで、業務もいらっしゃいます。これは中少あるいは地域金融機関に限った話ではございませんけれども、実務上の取り扱いがどうなるかは、これから政省令で規定される部分が非常に多いということで、私もこれから議論をせび注視させていただきました。

また、一部の地銀では、今回、外為法改正とは必ずしも限定されませんが、一連のリストラの中で、国際部門、海外部門の地元回帰といふような格好での動きを打ち出されておるところもある、このように伺っております。

○工藤参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、今回の外為法改正につきましては、外為業務の自由化により、競争が激化し、銀行の収益が減少いたします。また、先ほどの多角的ネットティングの緩和等により、外國為替取引のボリュームが減る、これも恐らく事実であります。我が国に今存在しております。また、規制緩和の観点でいきますと、手数料がまだ自由化されておらな

いか、こういうように言われておるところでござりますが、この大蔵省公表の不良債権について、外銀の立場からどのようにお考えなのか。この三点についてお聞きいたしたいと思ひます。

○安岡参考人 様答えたいたします。

まず、一般の日債銀との提携についてでござりますけれども、御質問は、今後、外為法改正に伴い、ほかの企業と同じようなことがあり得るのかということかと思いますけれども、私どもはこれは進むであろうと考えております。十年後には、私どもの業界、国際金融で生き残るのは多分十社あるいは十のグループ程度であろうということはよく議論される議題でございます。

企業提携の進み方についてでござりますけれども、まず分野を決めて、その部分で、外銀と日本銀行さん、あるいは商社さん、証券さんと提携化が進むというような、分野を決めた戦略提携が進むと思われます。さらにそれが進みますと、今度は世界のグローバルネットワークとしてのグローバル化が進むと思います。これはほかの業種でもホタルあるいはエアラインで既にグローバル化が進んでおります。最終的な局面としては、資本の提携も含めた関係というものに行く行くは発展していくのではないかと思います。このグローバルにネットワークを張るというのは、国際金融の中では避けて通れない必要条件でございます。

それから、デリバティブについてでございますけれども、私ども、金融改革を乗り切る手段として、八〇年代に非常に大きく伸びましたデリバティブにつきましては、非常に強い部分と自負しております。ただし、この部分につきましても、日本の銀行さんの競争力を見ますと、彼らの持つバランス等につきましては、既に非常に強く、大きなものになつております。

これはビッグバンあるいは自由化をされた市場の通例かと思ひますけれども、新しい商品が陳腐化していく、あるいはスタンダードになつていくというスピードは、非常に速く行われます。常に

新しいもの、新しいものというのが私どもの競争力を維持するものだと思いますし、現状でいいまますけれども、御質問は、今後、外為法改正に伴い、ほかの企業と同じようなことがあり得るのか

といふことかと思いますけれども、私どもはこれ

はもうなくなっている。大量生産商品になつてき

ております。

○谷口委員 どうもありがとうございました。

○額賀委員長 次に、山本謙司君。

○山本謙司君 民主党の山本でございます。よ

ろしくお願ひいたします。

本日は、四名の参考人の皆さん、大変お忙しい

ところ、当委員会に御出席をいただきまして本當

にありがとうございます。限られた時間でござい

ますので、早速質疑に入らせていただきたいと思

います。

まずは、工藤さくら銀行事務さんにお話を伺い

たいと思います。

外為法の改正で資本取引が自由化をされると、

外資系の金融機関はもちろんのこと、国内の民間

企業が外國金融機関を買収して金融に参入していく

というようなことも考えられるわけであります。

こうなりますと、従来の顧客、従来のお客さ

んが競争相手になるということで、先ほど谷口委

ティー関連、株式関連でございましたね。予定では個別株式に関するデリバティブが解除になるとい

うことが大蔵省さんの予定に載っておりますけれ

ども、この部分については、デリバティブの応用

というのはまだまだ初步でござりますけれども、

マーケットとして大きなものになると期待してお

ります。

全般的に申し上げますと、日本の銀行さんのデ

リバティブの力というのは日に日に強くなっています。

最後に、大蔵省さんの公表されました不良債権

の金額というものがござりますけれども、私ども

がニューヨーク等と話しております、彼らから

ただし、今回の日債銀のように、最終的にあらう形ですべてディスクローズして、公認会計士等も入れて記者会見を開くというようなレベルまでいきますと、外資の方も安心してその数字を

ブ等につきましてはほとんど、外國為替のレート

と同じように、スプレッドが取れるようなもので

す。

以上です。

○谷口委員 どうもありがとうございました。

○額賀委員長 次に、山本謙司君。

本日は、四名の参考人の皆さん、大変お忙しい

ところ、当委員会に御出席をいただきまして本當

にありがとうございます。限られた時間でござい

ますので、早速質疑に入らせていただきたいと思

います。

まずは、工藤さくら銀行事務さんにお話を伺い

たいと思います。

外為法の改正で資本取引が自由化をされると、

外資系の金融機関はもちろんのこと、国内の民間

企業が外國金融機関を買収して金融に参入していく

というようなことも考えられるわけであります。

こうなりますと、従来の顧客、従来のお客さ

んが競争相手になるということで、先ほど谷口委

ティー関連、株式関連でございましたね。予定では個別株式に関するデリバティブが解除になるとい

うことが大蔵省さんの予定に載っておりますけれ

ども、この部分については、デリバティブの応用

というのはまだまだ初步でござりますけれども、

マーケットとして大きなものになると期待してお

ります。

全般的に申し上げますと、日本の銀行さんのデ

リバティブの力というのは日に日に強くなっています。

最後に、大蔵省さんの公表されました不良債権

の金額というものがござりますけれども、私ども

がニューヨーク等と話しております、彼らから

すると混乱しますのは、その定義についてアメリ

カサイドとスタンダードが非常に違つ。不良債権につきましても幾つかの分類がある。その辺を統一していくなどとわざくなるのではないか

と、当然、為替手数料が節約できる分、一般企業の競争力は高まる。しかし、取引上はメンバ

クは要らないということになつてまいりまして、銀行に為替手数料は入らない。そういう大変厳し

い、銀行冬の時代というものがやつてくるよう

思えるわけあります。この外国為替自由化時代

に対応しまして、銀行はどのように生き残りとい

うものを考えているのか、これが第二点目であります。

そしてさらに、ピッグバンに伴つて、金融関係の規制緩和などどのように進めていく方がよいとお

考へなのか。

以上、三点についてまずお聞きいたします。

○工藤参考人 それでは、ただいまの御質問の順に従いましてお答え申し上げます。

御指摘のとおり、不良債権処理などで大変厳し

い経営環境に各銀行とも置かれておるわけでございますが、当行も含めて、経営体質の抜本的な改

善を図るために、合理化、効率化を旧來以上に徹

底して行つておりますが、さらにこれを続けてい

かねばならない、このように思つております。

私もさくら銀行の場合を申し上げますと、合

理化、効率化の観点から、人員削減については、

まず、入り口対策として採用を大幅に抑制いたしました。またさらに、出口対策といたしまして出

向の促進、あるいは、私どもニューキャリア選択

支援制度と呼んでおりますが、中途退職してい

ただく制度を新たに導入いたしております。ま

た、人件費の抑制策としては、賞与枠の削減ある

いは人事制度、給与体系等の抜本的改定を行なう

ります。

その結果、人員、人件費等いずれも大幅に削減

されておりまして、人員構成のゆがみの是正など

体質の強化も相当進んできた、このように判断

いたしております。

第二番目の御質問でございますが、先生御指摘

のとおり、この一連の自由化の中で銀行とお取引

先との関係が変わっていくであろう、こういうことは全くおっしゃるとおりでございます。マーン・バンクといった日本独自の金融界のあり方が、何か金融商品の中身であるとか金融商品の質であるとか、そういうものを力点とする関係にだんだん変わっていく、こういうふうになっていくことは流れとしては間違いないと思います。

しかしながら、こういった流れが非常に進んでおります、例えばアメリカの銀行家等のお話を伺いましたも、そういう金融商品、金融サービスの中身の勝負だとはいながら、最終的には銀行とお客様を規定する関係、リレーションシップというものが一番重要なんだ、こういうことは依然として残るのではないかと思います。

ところで、我々銀行は、規制のもとでの銀行も規模の大小こそあれ同じような外為替業務を営んでまいりました、これはこの外為法の改正によりまして大きく変わっていくのではないかというふうに考えております。

例えば、ある銀行は、外國為替業務のバックオフィスと申しますか、その事務部門を他行に委託し、お客様との関係である窓口業務だけに特化する、あるいはほかの銀行は、そういうバックオフィス、事務業務だけを取り扱ってその事務部門を自分の収益源とする、またほかの銀行の場合には、銀行以外の企業と業務提携を行いましてマーケットシェアの増加を図るなど、それぞれ各行が独自の外為業務のあり方を追求していく、いわばこれからは競争相手との差別化要因の追求、これが銀行にとって勝負どころになる、このようになるのではないかと思います。

第三番目の御質問は、ピックバンに伴つて金融機関の規制緩和はどうに進めていくべきか、こういう御質問であったと思いますが、承るところでは、橋本総理の示されたピックバンは、フエア、グローバルの三原則にのつとった金融市場改革と不良債権処理を車の両輪として進め、我が国金融市场をニューヨーク、ロンドン並みの市場として再生させよう、こういうものと理

解しております。

私たち、金融機関が一日も早く不良債権処理を進めるとともに、我が国市場の信頼の回復に努めなければならぬことは申すまでもないのです。が、同時に、ユーザーの皆さんに効率的かつ良質の金融サービスを享受していただくためにも、透明性とかあるいは自己責任原則あるいは市場原理に基づく公正な自由競争といった、グローバルスタンダードのつとめた金融システムを早期に構築していく、これが最も肝要な規制緩和ではないかと考えております。

先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、ビッグバンは、一言で言えば自由な競争の実現でございまして、痛みを伴うことはやむを得ないと思いますが、外為法が改正された暁には、国内の業務分野においても海外金融機関との競争にさらされることを踏まえますれば、ビッグバンの推進は待ったなしの状況にあります、すべての当事者が相応の覚悟を持って取り組むことが不可欠であると思います。

現在、幾つかの審議会において検討が進められております規制緩和項目についても、この観点から、できるだけ早期に、前向きに取り組まざるよう改めてお願いたい、このように思います。

以上、お答え申し上げました。

○山本(謙)委員 ありがとうございます。

続きまして、安岡さんにお尋ねをさせていただきます。

○安岡参考人 お答えいたします。

第一の点でございますけれども、日債銀との業務提携の報道等を見ますと、情報を若干過大に載せておられるところもありますので、一応この機会にクリアにできればと思います。

まず、どういう業務をねらった提携なのかといふことございますが、大きく分けて二つあると思います。

最終的に、我々、日債銀さんとやりたいのは、国内不動産債権の証券化業務でございます。この

見えてみますと、今回の合意内容、これは日債銀が撤退をします海外業務、この引き継ぎと不動産証券化、こういった国内の債権証券化などの一部業

務、いわゆるインベントバンキング、投資銀行業務に関連したものであつて、バンカース・

トラストが日本で一般消費者を相手にするリテ

はヨーロッパでもリストラビジネスというのは手を広げております。この経験、ノウハウを生かして、これを証券化したいということが第一点でございます。これは多分に日本の投資家層を広げるできることができるのではないか。

二点目は、今回の株式の持ち合いの合意、これが将来への買収の布石になるんじゃないか、こんなことも言われているわけですが、バンカースのボイタ副会長さんは、日債銀の大株主にはならない、こういった発言もされているというのを新聞等で拝見をさせていただきました。この発言が正しいのかと申しましようか、将来的にも、バンカースが日債銀を買収する可能性はないということがどうなぞいうことが、これが二点目でございまします。

そして第三点目が、バンカースが得意とされている不動産の証券化、これは我が日本では規制緩和や税制の問題、こういったものの改善のおくれで余り進んでいないわけでありまして、これがどうも不良債権の処理がおくれている一つの原因でもあるんじゃないかなと私は考えるわけなんです。が、安岡さんの経験も踏まえまして、日本の不動産の証券化が進んでいない、また進まないそのネックというものは一体どこにあるのか、この三點についてお伺いをいたしたいと思います。

○安岡参考人 お答えいたします。

第一の点でございますけれども、日債銀との業務提携の報道等を見ますと、情報を若干過大に載せておられるところもありますので、一応この機会にクリアにできればと思います。

まず、どういう業務をねらった提携なのかといふことございますが、大きく分けて二つあると思います。

まず、どういう業務をねらった提携なのかといふことございますが、大きく分けて二つあると思います。

最終的に、我々、日債銀さんとやりたいのは、

国内不動産債権の証券化業務でございます。この

見えてみますと、今回の合意内容、これは日債銀が撤退をします海外業務、この引き継ぎと不動産証券化、こういった国内の債権証券化などの一部業

務、いわゆるインベントバンキング、投資銀行業務に関連したものであつて、バンカース・

トラストが日本で一般消費者を相手にするリテ

はヨーロッパでもリストラビジネスというのは手を広げております。この経験、ノウハウを生かして、これを証券化したいということが第一点でござります。これは多分に日本の投資家層を広げるできることができるのではないか。

二点目は、今回の株式の持ち合いの合意、これが将来への買収の布石になるんじゃないか、こんなことも言われているわけですが、バンカースのボイタ副会長さんは、日債銀の大株主にはならない、こういった発言もされているというのを新聞等で拝見をさせていただきました。この発言が正しいのかと申しましようか、将来的にも、バンカースが日債銀を買収する可能性はないということがどうなぞいうことが、これが二点目でございまします。

そして第三点目が、バンカースが得意とされている不動産の証券化、これは我が日本では規制緩和や税制の問題、こういったものの改善のおくれで余り進んでいないわけでありまして、これがどうも不良債権の処理がおくれている一つの原因でもあるんじゃないかなと私は考えるわけなんです。が、安岡さんの経験も踏まえまして、日本の不動産の証券化が進んでいない、また進まないそのネックというものは一体どこにあるのか、この三點についてお伺いをいたしたいと思います。

○安岡参考人 お答えいたします。

第一の点でございますけれども、日債銀との業

務提携の報道等を見ますと、情報を若干過大に載せておられるところもありますので、一応この機会にクリアにできればと思います。

まず、どういう業務をねらった提携なのかといふことございますが、大きく分けて二つあると思います。

最終的に、我々、日債銀さんとやりたいのは、

国内不動産債権の証券化業務でございます。この

見えてみますと、今回の合意内容、これは日債銀が撤退をします海外業務、この引き継ぎと不動産証券化、こういった国内の債権証券化などの一部業

務、いわゆるインベントバンキング、投資銀行業務に関連したものであつて、バンカースがそれをお手伝いしたいということによって、日債銀の再建というものがスムーズに行くのではないのか。その二つでございます。

第二番目は、ボイタ副会長の日債銀の大株主に

ならないという記事、発言でございますけれども、これは正しいです。今回の株式の持ち合いと

いうのは、そもそも当初の業務提携について双方の再建というものがスムーズに行くのではないのか。その二つでございます。

では、後でまた述べさせていただきたいと思いま

すが、この不動産債権の証券化につきましては、バンカース・アメリカで既にSアンドL等の処理

につきましても大きくやつておりますし、あるいは

このコミットメントを確認するというのが目的でござりますので、それをベースに、金額についてはこれから交渉いたしますけれども、日債銀の大株主になるということは、今の時点ではありません。

さらに、将来買収する可能性ということでござります。

以上でございます。

いますけれども、将来のことについては保証できませんけれども、今現在では双方ともそのようなことは一切考えておりません。これは一義的には業務提携としてスタートするというのが事実でござります。

○山本(謹)委員 ありがとうございます。
続ぎまして、森澤伊藤忠商事副社長に伺いたいと思います。

先ほどの意見陳述の中でもあるのは答弁の中で最も、外為法の改正は貿易会社として大変なメリットがあるということです。この改正後をらみまして検討中の経営戦略というものはどのようにお考えですか。

企業による外国金融機関あるいは証券会社の買収といつたことは考え方のどちらなのか、あわせてお伺いいたします。

○森澤参考人 将来うんと長期的な展開としてどういうことがあるかということになりますと、先ほどもちょっと申し上げましたようにいろいろなビジネスを考えているわけでございますが、ますます差し当たり現在どういうことに対応していくかと、いうことを社内の外為法への対応ということで申しあげます。

第一に、決済の集中勘定、これはネットティングになってくるわけでございますが、これによって商品代の決済等における利便性の向上、効率性の向上ということを行っていただきたい。これをやがて当社のみならずグループ間に広げていきたいとうふうに考えております。

二番目に、為替の先物予約の集中ということです、これも同じように効率化を図っていくところで、管理システムを構築中でございます。

三番目に、多目的海外預金ということで、これ

は貿易取引での決済口座として利用してコストの削減を図っていくということ、資金の運用及び調達を効率化していくということでございまして、これらも当社及び当面はグループ間で利用していくということを考えております。

○山本(謹)委員 ありがとうございます。
續ぎまして、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。本日は、参考人の皆様、御苦労さまでございます。時間がありませんので、端的にお伺いしますので端的にお答えをいただきたいと思います。

まず、為替取引それから資本取引の規制が緩和され自由化されるということになつてしまりますと、一面では確かに自由で効率的な市場が形成される。同時に、その結果、極めて短期的かつ投機的な資金の流出入というのが非常に激しくなることがあります。これが予想されるわけござります。

○佐々木(憲)委員 それでは、工藤参考人にお伺いをいたします。

【委員長退席、保岡委員長代理着席】
○佐々木(憲)委員 それでは、工藤参考人にお伺いをいたします。

さらに、日本でのところないものは、不動産リスクというものを証券としてとれる投資家というものが育っていない点でございます。投資家の間に、アメリカであればローリスク・ローリターンからだんだん高いリスクをとつていく、最終的にはジャンクボンドもとりましようといういろいろな投資家層がもう育っているわけでござりますけれども、日本の場合にはまだその段階に至っていない。これはこれから展開になろうかと思いま

う動きも出てきております。その中で我々は、先日大蔵省さんの発表もございましたけれども、今のところ法律的な整備が不十分でありますけれども、今は達成ができるのではないか、あるいは達成しなければいけないのではないかと思います。

現状で不備な点を具体的に申し上げますと、例えば日本の場合、賃貸期間が通常二年と短いわけでございます。例えば、一定の物件について、十一年間の賃貸契約というようなことになれば、それを加工して金融資産につくりかえるということも可能かと思います。あるいは税法上の問題、借地権の問題等多くあると思いませんけれども、これは大蔵省の意向では一つ一つ整備していくといふことで、我々も積極的にやっていきたいと思っていま

ます。これはカントリーリスクがどれぐらいあります。これはカントリーリスクがどれぐらいあるかということによつて債権に乗せてくるリスクも変わってくるわけでございますが、これを証券化していくとともにビジネスの一環として将来的には考えていいかと思います。ただ

もう一つの御質問でございました外国の証券会社ですが銀行とか、そういうところを買収できるかどうかという点でございますが、これは理屈的には可能であるというふうに思つております。ただし、企業買収をするのは買収する側の企業にとってそれが利益をもたらすということが目論的には可能であるというふうに思つております。ただ、企業買収をしてもそれを十分にマネジメントして利益を上げていただける自信がないわけございまして、そういった能力のある企業であれば、将来そういったことを視野に入れることが十分可能であるというふうに考えておるわけでござります。

以上でございます。

○山本(謹)委員 ありがとうございます。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。本日は、参考人の皆様、御苦労さまでございます。時間がありませんので、端的にお伺いしますので端的にお答えをいただきたいと思います。

まず、為替取引それから資本取引の規制が緩和され自由化されるということになつてしまりますと、一面では確かに自由で効率的な市場が形成される。同時に、その結果、極めて短期的かつ投機的な資金の流出入というのが非常に激しくなることがあります。これが予想されるわけござります。

○佐々木(憲)委員 それでは、工藤参考人にお伺いをいたします。

先ほどの意見陳述の中で、実態を常時把握し、有事に対応できるようになりますというのがこれまでの為替管理のあり方ではあった、しかし国際化の進展の中で自由化というのは必然的なものである、このようなお話を伺いました。外貨を銀行以外の証券も商社もまたは個人も保有するようになつて自由な取引ができる、こういうふうになつてまいりますと、日本経済の全体の発展と

いう観点から考えますと、これまでの公的ないわばコントロールといいますか、そういう面が後景に退いていきますと、規制緩和ということになりますと、結果的には有事に対応するということはなかなか困難になつていくのではないかとう感じがするわけですけれども、そういう点についてはどのようにお考えでしようか。

○工藤参考人 お答え申し上げます。
改正外為法におきましては有事に対する対応が困難になるのではないか、こういう御質問でございますが、拝見いたしますと、この改正外為法第二十一条一項によりまして、国際取引の均衡を維持することが困難になる場合には、資本取引を行おうとする当事者に対し「許可を受ける義務を課することができる。」このように規定されております。適切なモニタリング制度が備わつていれば、この義務の発動により我が國経済が回復不能になるということはないのではないか、このようになります。私は理解しております。

以上、お答え申し上げます。

○佐々木(憲)委員 それでは、米山参考人にお伺いをいたします。
日本版ビッグバンが進んでまいりますと、証券にとつては非常に厳しい条件が出てくるというふうにいろいろ報道もされておりますけれども、例えばイギリスのビッグバンの場合は、証券業界を中心とした改革であった。しかし日本版ビッグバンになりますと、金融・証券と、全体を包括するビッグバンというふうに言われております。

イギリスの例で言いますと、新聞報道などでは、体力の消耗戦が起きて、英國を代表する名門証券会社が外国資本との壮絶な戦いにばたばたと敗れ去つたというふうなことも書かれておりまして、そういう点で、アメリカあるいはより強い資本にのみ込まれていくのではないかというような危惧もささやかれています。

そこで、今回のフロントランナーと位置づけられております外為法の改正、さらに進みまして

いう観点から考えますと、これまでの公的ないわばコントロールといいますか、そういう面が後景に退いていきますと、規制緩和ということになりますと、結果的には有事に対応するということはなかなか困難になつていくのではないかとう感じがするわけですけれども、そういう点についてはどのようにお考えでしようか。

○工藤参考人 お答え申し上げます。

改正外為法におきましては有事に対する対応が困難になるのではないか、こういう御質問でございますが、拝見いたしますと、この改正外為法第二十一条一項によりまして、国際取引の均衡を維持することが困難になる場合には、資本取引を行おうとする当事者に対し「許可を受ける義務を課することができる。」このように規定されております。適切なモニタリング制度が備わつていれば、この義務の発動により我が國経済が回復不能になるということはないのではないか、このようになります。私は理解しております。

以上、お答え申し上げます。

○米山参考人 お答え申し上げます。
ビッグバンの進行する中で大変な競争にさらされることは紛れもない事実であろうと思いまして、お考へも漏れ聞くわけですから、その点はどのようにお考へでしようか。

○米山参考人 お答え申し上げます。

ただ、ビッグバンは、同時に自由なマーケットを実現するわけでございまして、証券業界といったしましても、新たな活動の舞台と申しますが、新たなビジネスチャンスが生まれるものと期待いたしております。

イギリスのビッグバンは、同時に自由なマーケットを考えられることは、マザーマーケットと言われる我が国の金融市場で千二百兆円という膨大な個人金融資産を持っております。この辺のところが、当時ビッグバンが起つたイギリスの現状とは若干趣を異にしているのではないかと考えております。

また、先ほど申し上げましたビッグバンの進行する中で新たなビジネスチャンスが生まれるといふことは、皆様方もう既に御高承のとおりで、アメリカでは、ブティックと呼ばれます大麦小粒な証券会社ではございますが、専門色、独立性を打ち出した、自分が得意な分野に特化した独自色を打ち出して、大変高い評価を得ている証券会社が多数ござります。そういう点で、我が国でも大きな参考になる点であるかと思います。

〔保岡委員長代理退席、委員長着席〕
私も、皆さんと同じように三十年間こういう金融の世界において、大変お世話になりました。

メリル・リンチは二つの大きなビッグバンを迎えた。私は、私どもが強く要望いたしたことは、あくまでも外為の自由化といいますのはフロントランナーでございまして、それに続く諸規制のいろいろな制度、税制を含めました規制の緩和がやはりボイントでございまして、外為の自由化とそれ

ビッグバンが進んでいきますと、どのような対応が必要と考えておられるか。それから、そのビッグバンの進め方、ともかく早くやるべきだという話もありますけれども、証券業界としては一定の前提を置きながら着実に進めていくべきだという考え方もありますけれども、その点はどのようにお考へでしようか。

○佐々木(憲)委員 時間が参りましたので、終わります。ありがとうございました。

○保岡委員長代理 次に、岩國哲人君。

○岩國委員 おはようございます。太陽党を代表いたしまして、質問させていただきます。

○保岡委員長代理 次に、岩國哲人君。

我が国は長い歴史の中で、金のことはおあしと言われてきましたけれども、日本のお金は足のつかない、いつも足りぬをずっと続けさせられておつたお金がようやく足がつく時代がやってきました。

そのではないかと、我々も大いに期待しております。

これから国際的な意味での活躍の時期を迎えておると思って、私も大変期待しております。またこうした個人のそれぞれのお客様にとりましても、金融サービスというものについて今までいろいろ不満もございました。そうした金融サービスもようやく外国並みのグレードの高い、そして質、量ともに充実した時代がやつてくるということを期待しております。

〔保岡委員長代理退席、委員長着席〕
私は、皆さんと同じように三十年間こういう金融の世界において、大変お世話になりました。

メリル・リンチは二つの大きなビッグバンを迎えた。今から二十年前にアメリカで、そして十年前にロンドンで。そしてそのメリル・リンチが対応したものは、十五年前からこうしたビッグバンを想定して、役員会の中では皆さんも同じよ

うに経営戦略を立てられたと思いませんけれども、そうした銀行、証券という言葉は二十世紀の辞書にはどちらもなくなつてゐるに違ひない、銀行というところを見れば二十世紀までは銀行というところを開けば二十世紀までは証券会社という会社が存在しておつた、しかし、いずれも一つの金融サービス会社になつてゐるに違ひない、十五年前からそのような経営戦略のもとに世界展開を図ってきたわけであります。

以上でございます。

○佐々木(憲)委員 時間が参りましたので、終わります。ありがとうございました。

○保岡委員長代理 次に、岩國哲人君。

我が国は長い歴史の中で、金のことはおあしと

言われてきましたけれども、日本のお金は足のつかない、いつも足りぬをずっと続けさせられて

おつたお金がようやく足がつく時代がやってきました。

そのではないかと、我々も大いに期待しております。

これから国際的な意味での活躍の時期を迎えておる

と思って、私も大変期待しております。またこうした個人のそれぞれのお客様にとりましても、金

融サービスといふものについて今までいろいろ不

満もございました。そうした金融サービスもよう

やく外国並みのグレードの高い、そして質、量ともに充実した時代がやつてくるということを期待して

おります。

〔保岡委員長代理退席、委員長着席〕
私は、皆さんと同じように三十年間こういう

金融の世界において、大変お世話になりました。

メリル・リンチは二つの大きなビッグバンを迎えた。今から二十年前にアメリカで、そして

十年前にロンドンで。そしてそのメリル・リンチ

が対応したものは、十五年前からこうしたビッグ

バンを想定して、役員会の中では皆さんも同じよ

うことでした。

このような十年、二十年前の私の経験や知識も随分古くなりましたので、きょうは四人の参考の方に幾つかの質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に工藤参考人。メリル・リンチが日本に上陸したのは今から約四十年前、そしてそれは三井銀行の軒下でした。そういう長い関係を持たせていただいて、我々も大変お世話になりました。今でも三井銀行のキャッシュマシンしかメリル・リンチの東京支店には置かれていないはずであります。こうした日本の都市銀行さんが展開されてきた個人サービスの中、「二十四時間サービス」というのはいつから、週七日二十四時間サービスというアメリカの顧客が受けられるものを日本で受けることはできない、簡潔で結構ですから、そういう計画はいつごろ具体化されたお考えなのか。

また、さうした日本の年号というものがその制約になつておるのではないかと私は思います。お金は国際化になりながら、依然として昭和とか平成とか、天皇陛下がおかわりになるたびにくる変えなければならない。これが本当に世界の金融取引であろうかと私は疑問に思います。一日も早く金融の世界から、まず西暦を原則として、そして年号は併用するという方に踏み切るべきではないか、その準備は十分にできてるかどうか、このビッグバンに備えて。

それから次に、パンカース・トラストの安岡さんには、私もいろいろ個人的にお世話になりましたけれども、きょうこうして質問させていたぐるを大変に光榮に思つております。そうした、パンカース・トラストが苦境に陥つて、モルガン・ギャランティーのホールセールバンクでもないし、またシティ・バンクのような大衆銀行でもないし、中途半端な行き方のときに大変苦しい状況にあつたパンカースが、結局はモルガン・ギャランティーと同じように差別化、差別

化というのは人種差別とかいう差別ではなくて、立ち直つてこられたと思います。

今回の日債銀との提携というものも、その戦略の上に乗つてることだと思いますけれども、そうした世界戦略の中で、この日本の金融慣習、金融取引について、とかく不正な取引について非常に対応が遅い、アメリカのSECと比べて日本のSECについてどのような感想を持っていらっしゃるか。この弱体でそして信頼度の著しく低い日本のSECを持ちながら、本当に「ビッグバン」というのはやつていいけるんだろうか、むしろ不正のビッグバンが大きく広がっていくということを私は懸念しております。

それから、伊藤忠の森澤副社長さんに質問させていただきます。この辺について、簡単で結構で

お答え申します。

私も伊藤忠本社の中で三ヶ月、最初のヨーロッパの外債のときいろいろと皆さんと仕事をさせていただきました。そうした溝口さん、加藤さん

あるいは本庄谷さん、石田謙さん、皆さんと一緒に最初のヨーロッパ第一号の、しかも商社という

外國にはわからない存在をいかにしてわからせるかということで皆さん大変苦労されたことを機に

しゃられたよろづ二、三におこたえするという観

点から申しますと、「二十四時間ではございませんが、順次、CDあるいはATMの取扱業務の拡

大、あるいは稼働時間の延長あるいは休日稼働に

努力いたしております。具体的に申し上げます

と、最近のCD・ATM関係の事例では、平成七年十一月に稼働時間を延長し、現在、早朝の八時

から夜九時まで利用可能、また八年二月には、都

銀のオンラインネットワークでありますBANC

Sにおいても、同じ時間に延長を実施いたしました。このように、お客様の利便性向上に努力はいたしております。

先生がおっしゃられました「二十四時間稼働といふことにつきましては、これは極めて個別行の経営判断に属する問題でござります。ただし、リ

テールの銀行業務の根幹に触れる問題でございまして、また、この取り扱いに疎漏を来しますと銀行の信用状態に傷がつく問題でございます。したがいまして、お客様のニーズ、本当に使つていただけるのかどうか、あるいはトラブル発生時のメ

ンテナンス、現金が切れたあるいはジャムが発生した、それから防犯上のセキュリティの問題、

これらがござりますが、現在のところ、具体的にそういう構造は持つております。

機関だけじゃなくてお金のサービス機関としてこ

れから入つていかれるわけでありますけれども、外國の金融機関をこれから買収される計画はおあ

りかどうか、あるいは既にトレーニー等の研修生

派遣というような形によつてどこかと特定な契約

しておられるのかどうか、簡潔で結構ですが、お答えいただきたいと思います。

最後になりますけれども、米山参考人に簡単に

お答えいただきたいのは、このビッグバンによつてアメリカでは個人手数料は逆に上がりました。

法人に対する株式手数料は三〇%下がり、個人の手数料は三〇%上がつたのです。アメリカの個

人投資家は決してビッグバンからプラスの結果を受けなかつたのです。結局は、弱い個人投資家に、そうした採算性が悪いということでもつて高い手数料を押しつけられた。このビッグバン、株式取引手数料の自由化によって日本ではどういう結果が出てくるかふうに想定していらっしゃるか、それを伺いたいと思います。

そして、もう一問。最近、野村証券の事件を契機に、そうした証券界あるいは銀行の黒い体質と

いうものが取り上げられておりますけれども、これに対しても、マネーロンダリングに対する対抗は

できておりますか。その点をお伺いしたいと思

います。

それから、帳票の西暦表示の問題でございます

が、これもまた各行それぞれ異なつております。

そこで、さらにコストとの兼ね合い、こういった検討すべき課題がまだあるのではないか、このよ

うに思つております。

自分が納め過ぎたときは一年ぐらいしか取れないというのは、その辺、私はちょっとおかしな気がするわけあります。

それから、納税者が納めた税金が本来納めるべき税金よりも多かった場合、徴収側は五年の間に訂正すると法律で規定されているところだと思いります。実際には、納税者のその訂正の請求が認められているのは、今あつた一年間だけであります。一年を経過してしまうと、要するに納税者は法律上その訂正の請求ができなくなってしまうということになります。徴収側は、納めた税金が少なかつた場合にはその訂正を積極的に行つておるわけでありますけれども、納めた税金が多かつた場合にはほとんど訂正が行われておりません。この場合にはほとんど訂正が行なわれてしまつて、実態も含め、ひとつ説明を願いたいと思います。

〔委員長退席、金子（二）委員長代理着席〕

○鶴橋政府委員 お答えいたします。

ただいま申し上げましたように、納税者が自分で行つた確定申告あるいは修正申告の減額を求める手段として更正の請求というものがあつて、それは法定申告期限から一年以内であれば認められるということなわけでございますけれども、税務署長がみずからする、税額を減額するための更正処分という形におきまして、この税額の減額をすることが可能なわけでございます。この場合に原則として、法定申告期限から五年を経過する日までこれを行うことができるというふうに通常法上されているわけでございます。

例えば、この申告が誤ったことについての事情を記載した書面に証拠となる資料等を添付していただいて、それを税務署長に提出をしていただく必要と認められる場合には、その権限に基づいて減額更正を行うことにしているわけでございます。

○前田（正）委員 実務処理上、徴収側が有利に行なわれている所得税で、本来納すべき金額よりも多く源泉徴収をされて、確定申告をしなかつたためにそのままになつてある場合には、徴収側は、申告すべき納税者の申告がない場合は、その調査により、その税金を決定するという法律の規定があります。また、この場合、納税者は、期限後においても申告ができる、過納付分の還付を受けることができることであります。徴収側は、納めた税金が少なかつた場合にはその訂正を積極的に行つておるわけではありませんけれども、納めた税金が多かつた場合にはほとんど訂正が行なわれてしまつて、実態も含め、ひとつ説明を願いたいと思います。

申告ができる、過納付分の還付を受けることができることであります。しかし、徴収側は、税に対する関心を向上させるための宣伝活動というのではなくありますが、その通知指導も全く行なわれていません。徴収側が有利の立場よりも、むしろ反対に、そういう還付もできますよということも積極的にこれからやつていくという必要があると思いますが、その辺、いかがございましょうか。

○鶴橋政府委員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘のように、納税者におきましては、本来納すべき金額よりも多く納付した場合には還付請求をするといふことができるわけでござります。その手続等についてはただいま御説明したとおりでございますけれども、それを税務署長がみずからする、税額を減額するための更正処分という形におきまして、この税額の減額をすることが可能なわけでございます。この場合に原則として、法定申告期限から五年を経過する日までこれを行うことができるというふうに通常法上されているわけでございます。

ただいま申し上げましたように、納税者が自分で行つた確定申告あるいは修正申告の減額を求める手段として更正の請求といふものがあつて、それは法定申告期限から一年以内であれば認められるということなわけでございますけれども、税務署長がみずからする、税額を減額するための更正処分という形におきまして、この税額の減額をすることが可能なわけでございます。税務署長は、この申告が誤ったことについての事情を記載した書面に証拠となる資料等を添付していただいて、それを税務署長に提出をしていただく必要と認められる場合には、その権限に基づいて減額更正を行うことにしているわけでございます。

○前田（正）委員 できれば、取る方よりもそういった面をまた積極的にひとつせひやってもらいたいというふうに思います。されど、本来の外為法の改正そのものについての質問に移らせていただきたいと思います。

情報通信技術の早急な発達やデリバティブ取引の拡大などを背景として、金融資本取引のグローバル化が進展しております。これに伴いまして、我が国の金融業のみならず、金融システムそのものが熾烈な国際競争にさらされ、国内の金融資本取引がより利便性の高い海外市場にソフトする傾向が見られるとしております。国際金融センターに期待される役割は、より低いコストで内外の資金の需要者に対し円滑に資金を供給するとともに、内外の投資家に対して十分かつ有利な資金運用の場を提供することにあるのではないかと思ふところでございます。東京市場の目標としておられるところは、ローカルなマーケットではないに、むしろニューヨークとかロンドン並みの国際金融取引の中心的な役割を担う市場であると思うところです。

〔金子（一）委員長代理退席、委員長着席〕

○長野政府委員 國際金融センターとしての東京市場に期待される役割につきまして前田先生から御指摘がございましたが、まことにそのとおりでありますと考へております。そういう観点から、特に東京市場は、個人の金融資産千二百兆円と世界の最もすぐれた経済力を背景としたマーケットでござりますので、証券市場の面でも、御指摘のとおり、ニューヨーク、ロンドンに並ぶ市場として発展する必要があろうかと考えております。

御質問は、外為法改正との時間的な関連でございました。もとより、外為法の改正というのはフロントランナーとして位置づけておりますけれども、証券市場の改革も、今日まで全く手を染めていないというわけではございません。昨年でございましたけれども、例えば社債の発行市場の自由化の措置を講じました。それから、それ以前になりますけれども、平成六年から株式委託手数料の自由化、十億円以上のものについて行っており

うのは非常に多くなつてきております。毎年八百数十万件という数の方々が還付申告を出されています。確定申告におきましては、申告すべき納税者の申告がない場合は、その調査により、その税金を決定するという法律の規定があります。申告納税額のあるものを超えるような数字になつてない場合が多いのではないかと思つてございます。また、この場合、納税者は、期限後においても申告ができる、過納付分の還付を受けることができます。従つて、その通知指導も全く行なわれていません。申告は納税者の権利でございますので、その制度を含めて各制度の内容や手続について国民に十分周知徹底していく必要があるという考え方のもとに、これまで各種の広報媒体を通じて適時適切に周知を図つておきました。パンフレットとか、あるいはテレビでの番組提供とか、そういったことを通じてPRに力を注いでいるところでございます。

税務当局といたしましては、こういった還付申告は納税者の権利でございますので、その制度を含めて各制度の内容や手続について国民に十分周知徹底していく必要があるという考え方のもとに、これまで各種の広報媒体を通じて適時適切に周知を図つておきました。パンフレットとか、あるいはテレビでの番組提供とか、そういったことを通じてPRに力を注いでいるところでござります。

まず、外為法の改正と金融システム改革の時期との関連で、榎原国際金融局長は、先日の委員会においても、イギリスなどでも同時になかなか壊れてしまうのではないかであります。こうした事態に陥らないためにも、金融システム改革を行う前に、まずやるべきことがたくさんあるのではないかと思うところであります。このような点について質問をさせていただきます。

まず、外為法の改正と金融システム改革の時期においてこなければ、日本の金融システムはがたがたに壊れてしまうのではないかであります。金融は産業の血液であり、日本の経済全体に及ぶことは必ずあります。こうした事態に陥らないためにも、金融システム改革を行なう前に、まずやるべきことがあります。そこで、外為法の改正と金融システム改革の時期における問題を、まずやるべきことがあります。このように思つて質問をさせていただきます。

まず、外為法の改正と金融システム改革の時期においてこななければ、日本の金融システムはがたがたに壊れてしまうのではないかであります。金融は産業の血液であり、日本の経済全体に及ぶことは必ずあります。こうした事態に陥らないためにも、金融システム改革を行なう前に、まずやるべきことがあります。このように思つて質問をさせていただきます。

まず、外為法の改正と金融システム改革の時期においてこななければ、日本の金融システムはがたがたに壊れてしまうのではないかであります。金融は産業の血液であり、日本の経済全体に及ぶことは必ずあります。こうした事態に陥らないためにも、金融システム改革を行なう前に、まずやるべきことがあります。このように思つて質問をさせていただきます。

ますけれども、今日、そいつた個々の断片的な改革だけでなく、総合的に東京の証券市場というものを活性化していくために、全体としての、パッケージとしての改革は何が必要であるかということを検討させていただいております。そういう意味では、外為法の改正が来年の四月に予定されており、その時点までには少なくとも証券市場においても二十一世紀を見詰めた改革が全体像として提示され、着々と実施に移されておるということも必要であると存じますし、それを待たずに、例えば先ほどデリバティブの拡大ということでもお触れになりましたけれども、そういった分野では、今日いろいろな分野で既に自由化の措置を実施しております。そういう意昧では、外為法の改正は一つの推進力でございますけれども、全体といたしましては、証券市場の改革をこれと同時並行的に進めているというふうに御理解賜ればと存じます。

○前田(正)委員 次に、日本版ビッグバン構想の本質的な問題は、金融制度改革だけにはとどまらないと思います。二十一世紀の日本の進むべき道が問われているのだと思うわけありますが、

金融改革に、中身よりも何よりも、まず国際金融市場における生き残りをかけた日本の国家戦略そのものが議論されるべきであると思います。

日本がこれまでのようない護送船団方式を改めなければならぬことは当然だと思うのであります。

そのためにも、規制緩和・金融自由化というものは避けて通れないことはよく理解をいたしておるものでございます。だけれども、今なぜビッグバンなのか、そして大爆発の後に日本は国際社会で果たして本当に生き残ることができるのか、また、そのとき日本の国家そのものはどういう姿形に変わっているのか、お尋ねいたしたいと思います。

○山口政府委員 御指摘のよう、欧米の金融市場は、ここ数十年余り見ましても大変大きく変貌しております。また、これからも大変ダイナミックな動きが予想されるわけでございます。

改革だけではなく、総合的に東京の証券市場というものを活性化していくために、全体としての、パッケージとしての改革は何が必要であるかといふことを検討させていただいております。そういう意味では、外為法の改正が来年の四月に予定されており、その時点までには少なくとも証券市場においても二十一世紀を見詰めた改革が全体像として提示され、着々と実施に移されておるということも必要であると存じますし、それを待たずに、例えは先ほどデリバティブの拡大ということでもお触れになりましたけれども、そういった分野では、今日いろいろな分野で既に自由化の措置を実施しております。そういう意昧では、外為法の改正は一つの推進力でございますけれども、全体といたしましては、証券市場の改革をこれと同時並行的に進めているというふうに御理解賜ればと存じます。

○前田(正)委員 次に、日本版ビッグバン構想の本質的な問題は、金融制度改革だけにはとどまらないと思います。二十一世紀の日本の進むべき道が問われているのだと思うわけですが、

金融改革に、中身よりも何よりも、まず国際金融

市場における生き残りをかけた日本の国家戦略そのものが議論されるべきであると思います。

日本がこれまでのようない護送船団方式を改めなければならぬことは当然だと思うのであります。

そのためにも、規制緩和・金融自由化というものは避けて通れないことはよく理解をいたしておるものでございます。だけれども、今なぜビッグバンなのか、そして大爆発の後に日本は国際社会で果たして本当に生き残ることができるのか、また、そのとき日本の国家そのものはどういう姿形に変わっているのか、お尋ねいたしたいと思います。

○山口政府委員 御指摘のよう、欧米の金融市場は、ここ数十年余り見ましても大変大きく変貌しておられます。また、これからも大変ダイナミックな動きが予想されるわけでございます。

○前田(正)委員 この間、読売新聞のことしの四月九日に、規制緩和の現状と課題と題して世論調査の結果が載つておりました。その中で、ここ数年間の政府の取り組みの結果では、規制緩和は「十分に進んだ」は九%、「かなり進んだがまだ不十分」という人が六二%、「ほとんど進んでいない」という人が一九%でした。この結果、国民の多くは、規制緩和がある程度進んだことを評価しつつ、今後もさらに進めていかなければならぬ

と思つてゐる人が多いと言えます。

金融機関に対する規制緩和をした場合、競争によるサービスの向上が期待できる反面、預金力の弱い一部の銀行が倒産する可能性があるとの指摘もござります。

「慎重に進めるべきだ」という人が六七%、「しない方がよい」という人が八%，これを合わせると

ユーロが誕生しようという動きになつております。

一方、振り返つて我が国の市場を見ますと、やはりバブル経済の発生とその崩壊という過程を

経まして、欧米の市場に比べますとややおくれをとつたのではないかという指摘もあるわけでございます。

一方で、我が国におきましては、先ほどもお話をありましたように、千二百兆円を超すいわゆる國民の金融資産がござります。円の金融資産、実需でござります。こうしたものやはり有利に運用

する、あるいは安く調達できる市場をつくるといふことで、あわせてその成長産業としての金融界、銀行、証券、保険、ノンバンク等が育つてい

くということを望むわけでございます。したがつて、我が国の戦略としましても、こういった実需

といふものを背景にした我が国の金融産業というものを見渡しましたときに、そこには待ったなし

の改革というものが求められるのではないだろうか、また、その力が私どもはあると思つております。そこで、急ぎそのインフラ整備という意味でこの金融システム改革を行いたい、こういうことござります。

○前田(正)委員 この間、読売新聞のことしの四月九日に、規制緩和の現状と課題と題して世論調査の結果が載つておりました。その中で、ここ数年間の政府の取り組みの結果では、規制緩和は

「十分に進んだ」は九%、「かなり進んだがまだ不十分」という人が六二%、「ほとんど進んでいない」という人が一九%でした。この結果、国民の多くは、規制緩和がある程度進んだことを評価しつつ、今後もさらに進めていかなければならない

と思つてゐる人が多いと言えます。

金融機関に対する規制緩和をした場合、競争によるサービスの向上が期待できる反面、預金力の弱い一部の銀行が倒産する可能性があるとの指摘もござります。

「慎重に進めるべきだ」という人が六七%、「しない方がよい」という人が八%，これを合わせると

ユーロが誕生しようという動きになつております。

一方、振り返つて我が国の市場を見ますと、やはりバブル経済の発生とその崩壊という過程を

経まして、欧米の市場に比べますとややおくれをとつたのではないかという指摘もあるわけでございます。

一方で、我が国におきましては、先ほどもお話を

ありましたように、千二百兆円を超すいわゆる國民の金融資産がござります。円の金融資産、実需でござります。こうしたものやはり有利に運用

する、あるいは安く調達できる市場をつくるといふことで、あわせてその成長産業としての金融界、銀行、証券、保険、ノンバンク等が育つてい

くということを望むわけでございます。したがつて、我が国の戦略としましても、こういった実需

といふものを背景にした我が国の金融産業というものを見渡しましたときに、そこには待ったなし

の改革というものが求められるのではないだろうか、また、その力が私どもはあると思つております。そこで、急ぎそのインフラ整備という意味でこの金融システム改革を行いたい、こういうことござります。

○前田(正)委員 この間、読売新聞のことしの四月九日に、規制緩和の現状と課題と題して世論調査の結果が載つておりました。その中で、ここ数年間の政府の取り組みの結果では、規制緩和は

「十分に進んだ」は九%、「かなり進んだがまだ不十分」という人が六二%、「ほとんど進んでいない」という人が一九%でした。この結果、国民の多くは、規制緩和がある程度進んだことを評価しつつ、今後もさらに進めていかなければならない

と思つてゐる人が多いと言えます。

金融機関に対する規制緩和をした場合、競争によるサービスの向上が期待できる反面、預金力の弱い一部の銀行が倒産する可能性があるとの指摘もござります。

「慎重に進めるべきだ」という人が六七%、「しない方がよい」という人が八%，これを合わせると

ユーロが誕生しようという動きになつております。

一方、振り返つて我が国の市場を見ますと、やはりバブル経済の発生とその崩壊という過程を

経まして、欧米の市場に比べますとややおくれをとつたのではないかという指摘もあるわけでございます。

一方で、我が国におきましては、先ほどもお話を

ありましたように、千二百兆円を超すいわゆる國民の金融資産がござります。円の金融資産、実需でござります。こうしたものやはり有利に運用

する、あるいは安く調達できる市場をつくるといふことで、あわせてその成長産業としての金融界、銀行、証券、保険、ノンバンク等が育つてい

くということを望むわけでございます。したがつて、我が国の戦略としましても、こういった実需

といふものを背景にした我が国の金融産業というものを見渡しましたときに、そこには待ったなし

の改革というものが求められるのではないだろうか、また、その力が私どもはあると思つております。そこで、急ぎそのインフラ整備という意味でこの金融システム改革を行いたい、こういうことござります。

○前田(正)委員 この間、読売新聞のことしの四月九日に、規制緩和の現状と課題と題して世論調査の結果が載つておりました。その中で、ここ数年間の政府の取り組みの結果では、規制緩和は

「十分に進んだ」は九%、「かなり進んだがまだ不十分」という人が六二%、「ほとんど進んでいない」という人が一九%でした。この結果、国民の多くは、規制緩和がある程度進んだことを評価しつつ、今後もさらに進めていかなければならない

と思つてゐる人が多いと言えます。

金融機関に対する規制緩和をした場合、競争によるサービスの向上が期待できる反面、預金力の弱い一部の銀行が倒産する可能性があるとの指摘もござります。

「慎重に進めるべきだ」という人が六七%、「しない方がよい」という人が八%，これを合わせると

ユーロが誕生しようという動きになつております。

一方、振り返つて我が国の市場を見ますと、やはりバブル経済の発生とその崩壊という過程を

経まして、欧米の市場に比べますとややおくれをとつたのではないかという指摘もあるわけでございます。

一方で、我が国におきましては、先ほどもお話を

ありましたように、千二百兆円を超すいわゆる國民の金融資産がござります。円の金融資産、実需でござります。こうしたものやはり有利に運用

する、あるいは安く調達できる市場をつくるといふことで、あわせてその成長産業としての金融界、銀行、証券、保険、ノンバンク等が育つてい

くということを望むわけでございます。したがつて、我が国の戦略としましても、こういった実需

といふものを背景にした我が国の金融産業というものを見渡しましたときに、そこには待ったなし

の改革というものが求められるのではないか、また、その力が私どもはあると思つております。そこで、急ぎそのインフラ整備という意味でこの金融システム改革を行いたい、こういうことござります。

○前田(正)委員 この間、読売新聞のことしの四月九日に、規制緩和の現状と課題と題して世論調査の結果が載つておりました。その中で、ここ数年間の政府の取り組みの結果では、規制緩和は

「十分に進んだ」は九%、「かなり進んだがまだ不十分」という人が六二%、「ほとんど進んでいない」という人が一九%でした。この結果、国民の多くは、規制緩和がある程度進んだことを評価しつつ、今後もさらに進めていかなければならない

と思つてゐる人が多いと言えます。

金融機関に対する規制緩和をした場合、競争によるサービスの向上が期待できる反面、預金力の弱い一部の銀行が倒産する可能性があるとの指摘もござります。

「慎重に進めるべきだ」という人が六七%、「しない方がよい」という人が八%，これを合わせると

ユーロが誕生しようという動きになつております。

一方、振り返つて我が国の市場を見ますと、やはりバブル経済の発生とその崩壊という過程を

経まして、欧米の市場に比べますとややおくれをとつたのではないかという指摘もあるわけでございます。

一方で、我が国におきましては、先ほどもお話を

ありましたように、千二百兆円を超すいわゆる國民の金融資産がござります。円の金融資産、実需でござります。こうしたものやはり有利に運用

する、あるいは安く調達できる市場をつくるといふことで、あわせてその成長産業としての金融界、銀行、証券、保険、ノンバンク等が育つてい

くということを望むわけでございます。したがつて、我が国の戦略としましても、こういった実需

といふものを背景にした我が国の金融産業というものを見渡しましたときに、そこには待ったなし

の改革というものが求められるのではないか、また、その力が私どもはあると思つております。そこで、急ぎそのインフラ整備という意味でこの金融システム改革を行いたい、こういうことござります。

○前田(正)委員 この間、読売新聞のことしの四月九日に、規制緩和の現状と課題と題して世論調査の結果が載つておりました。その中で、ここ数年間の政府の取り組みの結果では、規制緩和は

「十分に進んだ」は九%、「かなり進んだがまだ不十分」という人が六二%、「ほとんど進んでいない」という人が一九%でした。この結果、国民の多くは、規制緩和がある程度進んだことを評価しつつ、今後もさらに進めていかなければならない

と思つてゐる人が多いと言えます。

金融機関に対する規制緩和をした場合、競争によるサービスの向上が期待できる反面、預金力の弱い一部の銀行が倒産する可能性があるとの指摘もござります。

「慎重に進めるべきだ」という人が六七%、「しない方がよい」という人が八%，これを合わせると

ユーロが誕生しようという動きになつております。

一方、振り返つて我が国の市場を見ますと、やはりバブル経済の発生とその崩壊という過程を

経まして、欧米の市場に比べますとややおくれをとつたのではないかという指摘もあるわけでございます。

一方で、我が国におきましては、先ほどもお話を

ありましたように、千二百兆円を超すいわゆる國民の金融資産がござります。円の金融資産、実需でござります。こうのも

ら、果敢に改革を進めていくという所存でござい

ます。

○前田(正)委員 次に、フリーという、自由とい

う金融システム改革のまず最初に挙げられている

原則といふものは、市場メカニズムに沿った価格

形成が行われることにより、消費者が最大のメ

リットを享受できるという点では望ましいことで

あります。

政府は日本版ビッグバンを進めようとしており

ますけれども、規制緩和に当たっては、国内の事

情の違いや、こういった世論を踏まえた慎重さも

求められていると思いますが、金融システム改革

のスケジュールを具体的に国民の前にわかりやすく示すことが重要であると考えますが、いかがでしょうか。

○山口政府委員 御指摘のように、この金融システム改革を進めます場合には、いろいろと弱肉強食の激しい競争ということが予想されるというこ

とから、慎重に行うべきだという議論も当然出て

くるわけでございます。かといって、そのベース

をダウントしまうということは、せっかくの市場を拡大し、また生き残ろうとする意欲のあると

ころに機会をより与えていくと、いう面からいいますと、やはり縮小均衡ではなくて拡大均衡の方に

持つていくということからしますと、やはりそこ

は乗り越えていく必要があると思うわけでござい

ます。したがつて、私どものこの金融システム改革もある程度スケジュール感を持ちながらやつて

いくべきであるということは先生の御指摘のところ

りだと思います。ただ、その意を評価の上でござい

ます。したがつて、私どものこの金融システム改革もある程度スケジュール感を持ちながらやつて

いくべきであるということは、私どもも同意でござい

ます。

○山口政府委員 御指摘のように、この金融システム改革を進めます場合には、いろいろと弱肉強食

の激しい競争ということが予想されるというこ

とから、慎重に行うべきだという議論も当然出て

くるわけでございます。かといって、そのベース

をダウントしまうということは、せっかくの市場を拡大し、また生き残ろうとする意欲のあると

ころに機会をより与えていくと、いう面からい

ますと、やはり縮小均衡ではなくて拡大均衡の方に

持つていくということからしますと、やはりそこ

は乗り越えていく必要があると思うわけでござい

ます。したがつて、私どものこの金融システム改革もある程度スケジュール感を持ちながらやつて

いくべきであるということは、私どもも同意でござい

ます。

○山口政府委員 御指摘のように、この金融システム改革を進めます場合には、いろいろと弱肉強食

の激しい競争ということが予想されるというこ

とから、慎重に行うべきだという議論も当然出て

くるわけでございます。かといって、そのベース

をダウントしまうということは、せっかくの市場を拡大し、また生き残ろうとする意欲のあると

ころに機会をより与えていくと、いう面からい

ますと、やはり縮小均衡ではなくて拡大均衡の方に

持つていくということからしますと、やはりそこ

は乗り越えていく必要があると思うわけでござい

ます。したがつて、私どものこの金融システム改革もある程度スケジュール感を持ちながらやつて

いくべきであるということは、私どもも同意でござい

ます。

○山口政府委員 御指摘のように、この金融システム改革を進めます場合には、いろいろと弱肉強食

の激しい競争ということが予想されるというこ

とから、慎重に行うべきだという議論も当然出て

くるわけでございます。かといって、そのベース

をダウントしまうということは、せっかくの市場を拡大し、また生き残ろうとする意欲のあると

ころに機会をより与えていくと、いう面からい

ますと、やはり縮小均衡ではなくて拡大均衡の方に

持つていくということからしますと、やはりそこ

は乗り越えていく必要があると思うわけでござい

ます。したがつて、私どものこの金融システム改革もある程度スケジュール感を持ちながらやつて

いくべきであるということは、私どもも同意でござい

ます。

○山口政府委員 御指摘のように、この金融システム改革を進めます場合には、いろいろと弱肉強食

の激しい競争ということが予想されるというこ

とから、慎重に行うべきだという議論も当然出て

くるわけでございます。かといって、そのベース

をダウントしまうということは、せっかくの市場を拡大し、また生き残ろうとする意欲のあると

ころに機会をより与えていくと、いう面からい

ますと、やはり縮小均衡ではなくて拡大均衡の方に

持つていくということからしますと、やはりそこ

は乗り越えていく必要があると思うわけでござい

ます。したがつて、私どものこの金融システム改革もある程度スケジュール感を持ちながらやつて

いくべきであるということは、私どもも同意でござい

ます。

○山口政府委員 御指摘のように、この金融システム改革を進めます場合には、いろいろと弱肉強食

の激しい競争ということが予想されるというこ

とから、慎重に行うべきだという議論も当然出て

くるわけでございます。かといって、そのベース

をダウントしまうということは、せっかくの市場を拡大し、また生き残ろうとする意欲のあると

ころに機会をより与えていくと、いう面からい

ますと、やはり縮小均衡ではなくて拡大均衡の方に

持つていくということからしますと、やはりそこ

は乗り越えていく必要があると思うわけでござい

ます。したがつて、私どものこの金融システム改革もある程度スケジュール感を持ちながらやつて

いくべきであるということは、私どもも同意でござい

ます。

○山口政府委員 御指摘のように、この金融システム改革を進めます場合には、いろいろと弱肉強食

の激しい競争ということが予想されるというこ

とから、慎重に行うべきだという議論も当然出て

くるわけでございます。かといって、そのベース

をダウントしまうということは、せっかくの市場を拡大し、また生き残ろうとする意欲のあると

ころに機会をより与えていくと、いう面からい

ますと、やはり縮小均衡ではなくて拡大均衡の方に

持つていくということからしますと、やはりそこ

</div

観点からの法体系の整備といふのはござりますし、そいつたものも参考にしながら、新しい時代の新しい法律の姿といふのを将来としては展望しながら、それを追求していきたいといふうに思うわけでございます。

○前田(正)委員 ゼひこの金融サービスという法律にのつとつたよなものを早急に整備してもらいたいというふうに思います。

それから、政府が提案しています日本版「ピッグバン」との比較でよく引き合いに出されるのが、実は英國での「ピッグバン」でございます。

八六年に実施された証券市場改革がその後どういう結果を英國の金融界にもたらしたかといふとを調べてみると、そもそも「ピッグバン」は、七九年に誕生したサッチャーポークが進めてきた金融・資本市場の自由化政策の最終段階であつたものであります。具体的には、ロンドン証券取引所における株式それから証券の売買手数料の自由化、単一資格制度の廃止、取引所会員への外部資本出資制限の撤廃などを実行されたようあります。

しかし、自国の金融機関の活性化を目指した当初のところみが外れて、ロンドンの証券市場は、その後、欧州とかあるいはアメリカの金融機関に完全に牛耳られてしまうことになつたようあります。ピッグバン以降、十年間に、イギリスの二十社を超えた英國系の証券業者が自由に敗れ、海外の金融機関に買収され、あるいは撤退を強いるなど、問題なのは、こうした事態がもし日本で起つた場合、これが日本の金融財政にどのようない影響を与えるのか。大蔵省内で十分な議論がなされていると聞くわけでございます。

そこで、問題なのは、こうした事態がもし日本で起つた場合、これが日本の金融財政にどのようない影響を与えるのかと考へると、日本イギリスのピッグバン以降、イギリスの証券業界は大きな変革がございました。そして、かなり多

数の英國金融機関が、諸外国、大陸あるいはアメリカからのいろいろな金融機関の資本参加という形で経営形態が変わつて、いたことも御指摘のとおりでございます。

ただ、この点、大変話題になつておりますから若干補足をさせていただきますと、イギリスの証券は、今ピッグバンの二点を前田先生御指摘になりましたように、もともとはごく限られた資本のパートナーシップという形の証券会社が多数でございまして、そこに資本的な背景を持つて、いかつた。これがアメリカその他の市場間競争の中でも、やはり市場は発達するわけでありますけれども、証券会社のあり方としては資本不足という状態が起つりましたので、それをどこからか、新しく時代の十分にリスクのとれる証券会社になるべく資本を増強する場合に、その資本の供給者として諸外国の金融機関があつたということであろうと思ひます。

したがいまして、イギリスの金融機関が衰退し、滅亡したという認識は持つておません。現に、ピッグバンを経まして、イギリスの産業構造の中では、かつて、ピッグバン以前は一割あるいは二割強でございました金融サービス部門の経済に占める比率が今日では二割という形で、生産と金融・保険業界は大変発達しております。ただ、そこでのプレイヤーの資本の形が外資に仰ぐことになつたということであろうかと思います。

翻つて、日本につきましても、この点は私どももいろいろな面から研究していかなければいけないと考えておりますけれども、仮にも、日本の金融機関が外國の資本によって借りた場合、これが日本の金融財政にどのようない影響を与えるのかと考へると、日本はやつていけないのだろうかと考へると、日本は、先ほど申し上げましたけれども千二百兆円という資金の蓄積があり、国内においても、そういう

う有望な成長産業であるならば進んで資金を提供しようという方も日本にはたくさんおありになりますが、必ずございますから、私どもとしましては、ともかくも日本の金融機関が、証券会社も含めまして、活性化をして将来の展望が十分開ける成長産業になつていただきたい。そのための環境整備をどうしていくべきかという点に絞つて物を考えてまいりたいと思っております。

○前田(正)委員 それでは次に、金融システム改革との関連では、税制を抜きにして語ることはできないと思います。特に、有価証券取引税の扱いはどのようになるのでしょうか。また、取引所税の扱いはどうになるのでしょうか。その辺のスケジュールと考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

○薄井政府委員 金融システム改革が進むのに対応して、税制面でもいろいろな意味で対応が必要であるという認識を私ども持っております。それは、単に税制を規制と考へて軽減していくという面だけでなく、一方で、これまでの守られた為替の世界が自由になるわけですから、そこで不正が起きないように、あるいは業界間の垣根がなくなるわけですから、業界ごとに認めていた特典みたいなものもなくしていく、そういう総合的な意味での税制の対応が、金融システム改革が二〇〇一年に向けて行われますので、追っかけていかなければならぬと思つております。

その際に、税制が先に行くわけにはいきません。どういう経済になつていくのか、どういう金融市場になつっていくのかを見きわめつゝ、時期を失すことなく追つかけていくということになります。

○前田(正)委員 次に、金融市場において自由な競争を確保するために、金融機関の体力というものを強化していくかなければならぬと思つております。

そのためには、現在金融機関で最大の負担となる不良債権、実は二十兆とも三十兆とも、あるいはまた百兆とも言われておるわけありますけれども、この不良債権の処理をまず行なつている不良債権、実は二十兆とも三十兆とも、あるいはまた百兆とも言われておるわけありますけれども、この不良債権の処理をまず行なつておられるだけです。そのためには、現在金融機関で最大の負担となる不良債権、実は二十兆とも三十兆とも、あるいはまた百兆とも言われておるわけあります。

○山口政府委員 金融機関がこれから新しい活動の時代を乗り切るために、この不良債権の処理を早期にやつていくことは御指摘のとおりだと思います。今、各金融機関とも相当なりリスク努力をし、業務純益もかなり不良債権処理に充てる等によりましてその処理を進めているところでございます。全体として見ますと、この一年間で相当、十兆円程度の処理の進展を見まし

にせよ見直しをしなければいけないわけですが、新しい時代に合った証券税制をどうするべきか、例えばキャピタルゲイン課税をどうするかといつたようなことも含めて考えていかなければならぬと思つております。タイミングとしては年度改正でやつていきたいと思いますので、年末までに議論を重ね、来年の通常国会に法律を出させていただくということになつてくるのかと思います。

内容的にはこれから検討ということになります。取引所税につきましては、ちょっと性格が違うかと思います。非常に軽微な税です。いわゆるデリバティブズと言われてゐるものに属する先物についての課税でございまして、世界に例がないという言い方をされます。逆に言うと、世界に例がなく早目にこういう税制があるとも言える面を見があろうと思います。有取税との関係もあるうと思います。いずれも今後の検討課題と思つております。

○前田(正)委員 御質問の有取税でございますが、これは来年四月一日から外為法が自由化される、そのときに現在の有取税でいいのかどうか、こういうことを考えなければいけないと思つております。

現在、平成八年の改正で有取税は本則に対しても三割の軽減措置をとつております。これが来年の三月三十一日には切れます。そのときには、

しかし、これですべてが終わつたというわけにはまだいきません。また、全体としてはいい方向に向かっておりますけれども、個々の銀行におきましてはいろいろな問題を抱えているということもあります。しかし、この不良債権問題を乗り越えていかない限りにおいては、なかなか新しい事業も十分に展開できないという事情にございまして。したがいまして、全体としてよく努力され克服のめどがついてきているとはいえ、やはり個別の金融機関においてさらなる努力をぜひやってもらいたいというふうに思つております。

○前田(正)委員 それから、大蔵省は平成八年の十一月の二十一日に、実は阪和銀行に対して戦後初めての業務停止を命令されました。

阪和銀行は、バブル期に不良債権を千九百億円抱えておると言われておりました。このうち四百億円が回収不能であって、三百七十億円は回収に重大な懸念があると報道されておりました。しかも、競売を妨害したり、担保不動産に暴力団が居座るなど、借り手が悪質で回収が特に困難と見られる不良債権がかなりの額に上つておると言われております。

阪和銀行は、大蔵省の姿勢と態度には、私は不自然さが目立つと思うのでございます。それは、さきに経営破綻に陥った兵庫銀行への対応との対比によってクローズアップされるところであります。兵庫銀行は業務を永続的な新銀行であると見込み、死亡させてしまうという処理方法をとったのであります。つまり、大蔵省の処理方法が異なり、その判断基準というものが非常にあります。

業務停止命令の原因は、不良債権の中に暴力団絡みの多額の不良債権がまざつていたからなのでしょうか。山口局長も、昨年ですか、十一月の二十一日に阪和銀行問題で記者会見をした中で、暴力団との関係を開かれたとき、何とも言えないといふような答えで、暴力団絡みであることを暗に

におわせたようなお答えをしておられると思うのです。それが本当でしょうか。それからまた、不良債権と一口に言つても、いろいろな類型があると思います。それを不良といふ一つにくくなってしまうことは、金融機関の実態を非常にわかりにくくしてしまうことにもなりかねません。不良債権の内訳をその性格別に示していただきたいと思います。また、その性格ごとに適切な処理が行われていくべきであると思いますけれども、その辺はいかがでしようか、お尋ねいたします。

○山口政府委員 まず、阪和銀行のケースと兵庫銀行のケースの違いをお尋ねでございます。

まず、時間的にいいますと兵庫銀行の方が前でござります。この場合には、同じように大変な不良債権で再建が難しいということで破綻処理、しかし新しい銀行をつくったということです。このときには、例の大震災の後で、やはり地元のためには何か核となる銀行が必要だということで、地元の盛り上がりもございました。私どもももちろん支援を申し上げましたけれども、そういうことで、これは何ら考え方方は変わりません。

しかし、そのときに、先ほど申し上げましたような受け皿の銀行がつくれるか、あるいは受け皿の銀行が出てくるかあるいは出てこないかというのでは、個々に判断するしかないということございました。私どもももちろん支援を申し上げましたけれども、そういうことで、新しい銀行で新たに再出発して地元の産業界に寄与するというような機運がございました。そこで、預金保険機構の資金も使いまして新しい銀行として出発させていた

ましたけれども、そういうことで、新しい銀行でございました。このときには、実は私どもとしても、大幅な債務超過の状態でいかなる処置をすべきかといふことと、同じようにいろいろな施策を考えたわけです。私どもとしては、取引関係もございますし、それから預金者の保護のためにも、新しい銀行をつくるというより、できれば既存の銀行でどこか引き取つていただけないだろうかといふようなことを考えたわけでございます。

その際に、いろいろな不幸な事件が絡まつてまいります。その際に、いろいろな不運な事件が絡まつてありますけれども、やはり土地譲渡益課税を思い切つて軽減すべきではないかと考えますが、その辺いかがでしようか。あるいは、恒久的な措置として問題があるというのであれば、时限的措置として検討したいと思います。

今度は、金融持ち株会社を解禁しようという動きがこの新聞でも少し報道をされております。それが結局は受け皿になつていただけるところがなかつたという状況で、それで預金者の保護のために新しい銀行をつくらせていただいたということで、私どもとしては同じような処理ができるかもしれません。不良債権の内訳をその性格別に示していただきたいのでございますけれども、そういう周辺の事情、あるいはそこの銀行が持つておりましたといういろいろな取引の諸事情というものが違つていただきます。

この不良債権を抱え、不幸にして破綻した銀行の処理をどうするかということにつきましては、たといいろいろいろな取引の諸事情といふものが違つていたということがあります。

基本的には、預金者の保護はいわゆる金融三法で預金者保護の万全を期すということで、これは何ら考え方方は変わりません。

しかし、そのときに、先ほど申し上げましたような受け皿の銀行がつくれるか、あるいは受け皿の銀行が出てくるかあるいは出てこないかというのでは、個々に判断するしかないということございました。私どもももちろん支援を申し上げましたけれども、そういうことで、新しい銀行で新たに再出発して地元の産業界に寄与するというような機運がございました。そこで、預金保険機構の資金も使いまして新しい銀行として出発させていた

ましたけれども、そういうことで、新しい銀行でございました。このときには、実は私どもとしても、大幅な債務超過の状態でいかなる処置をすべきかといふことと、同じようにいろいろな施策を考えたわけです。私どもとしては、取引関係もございますし、それから預金者の保護のためにも、新しい銀行をつくるというより、できれば既存の銀行でどこか引き取つていただけないだろうかといふようなことを考えたわけでございます。

その際に、いろいろな不運な事件が絡まつてまいりますけれども、やはり土地譲渡益課税を思い切つて軽減すべきではないかと考えますが、その辺いかがでしようか。あるいは、恒久的な措置として問題があるというのであれば、时限的措置として検討したいと思います。

○前田(正)委員 お答え申し上げます。

持ち株会社の解禁を内容とする「独占禁止法改正案」が、今次通常国会に提出されております。こうした動きを踏まえまして、現在、金融制度調査会などにおきまして、銀行などが持ち株会社の傘下に入った場合に必要となる預金者の保護など、金融上の観点からの検討が行われているところでございます。

金融持ち株会社傘下の子会社が行い得る業務の範囲についてのお尋ねでございます。それにつきましては、独占禁止法の改正による持ち株会社の解禁に伴つて必要となる金融業法などの整備の一環として検討してまいりたいということと、御指摘のような内容の記事が出ておつたということは私も承知しておりますが、それを決めたということとはございません。

○前田(正)委員 不動産市場の活性化ということには税制面でのてこ入れが最も効果が大きいと思ふのであります。そのため、過日からいろいろな問題を少し警戒あるいはそのあたりにもよく御相談をいただいて、速急に処理を深めてもらいたいと思います。

○薄井政府委員 土地譲渡益課税は、二つの分野があるかと思います。一つは個人の所得税の問題、もう一つは法人税の問題かと思います。平成三年の改正によりまして、土地を持つことについてコスト感を持つていただくということで、譲渡益課税についても重くするという改正が行われましたが、その印象というかイメージが極めて強くて、いまだにその税制が維持されているというふうに世の中で誤解されている面がござります。

実は、個人の土地譲渡益課税につきましては、平成八年の改正によりまして、譲渡益、売り上げから取得額を引いた差額が八千万円を超えるものについては確かに三九%というものが部分的に残っておりますが、それ以下のものにつきましては、平成二年前よりもむしろ安い部分もあるというような状況になつております。

土地の流動化とかあるいは活性化ということから、重過ぎる税制に戻してほしいというごとを背景にしておりますし、また、所得税制の改正といふものがその間にありました、それとの関連もありまして、こういう措置をとっているわけでございまして、それをさらに他の所得よりも土地の取引による税金を安くする、低くするということが適切かどうかというごとを私は疑問があるように思つております。

それから、法人につきましては追加課税というものがござります。この追加課税も、平成三年の改正で、実は超短期、二年以下しか持っていないものにつきましては三〇%の分離課税という極めて重い税制をつくりました。しかし、土地をめぐる状況が変わってきたことから、平成八年一月一日から、当時の税制をほとんど半分にしておりましまし、特に超短期については、分離を追加ということで、実質的にかなりの減税をいたしております。

その結果どういうことになつたかというと、昭和五十七年から六十二年ごろ、バブルの前ですけれども、この当時の例えれば十年以下の土地取引に

かかるついた追加課税よりも現在の方が軽くなつてゐるわけですね。そういう状況の中でさらにこれを軽くすることが適當かどうか、これは政策判断かと思ひますけれども、そういう物差しでござんただければ幸いと思っております。

○前田(正)委員 それからまた、先月の末に担保不動産の流動化総合対策がまとめられたと思いますが、この具体的な内容についてまずお伺いいたします。

それから、担保不動産あるいはまた破産申立てによる競売物件、さらに物納による国有財産の公売物件などの処理に当たっては、いろんな手法、手段を用いているとは思いますが、私ども不動産業者に聞きますと、まだまだ情報公開が不足しておるとよく聞くわけあります。したがつて、民間のそういう不動産の情報公開をするサービス機関あるいは流通機関などには、もっと積極的な情報提供をするなどの手段を講ずるべきだと思います。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

担保不動産などの流動化を進めまして不良債権問題の処理を促進し、市場の活性化を図つていくということは、我が国の経済が活力を維持していくために極めて重要でございます。

今御指摘の流動化の総合対策の中身を申し上げますと、大きくなりまして、まず第一に、担保不動産の収益性の向上をいかに図るか、例えば虫食い状態をどうふうに持つていいか、権利關係が複雑などをどう整理するかというような問題が一つございます。それを思い切つて解決を図つていくこと。第二に、担保不動産の証券化でございます。第三に、担保不動産の有効利用促進の要請。第五に、民間に御指摘のとおりでござります。第四に、民間における担保不動産の情報化の推進、今段階で、日債銀はその財務状況を改めて自己査定をしまして、さらに監査法人と十分に協議をしてチエックをしております。大蔵省、日銀は、その結果を報告を受けるとともに、その査定の考え方を一体どういうふうにしたのか、あるいは内容がいかなるものかということをかなり縦密にチエッ

てているわけですね。そういう状況の中でさらにこれを軽くすることが適當かどうか、これは政策判断かと思ひますけれども、そういう物差しでござんただければ幸いと思っております。

○前田(正)委員 それからまた、先月の末に担保不動産の流動化総合対策がまとめられたと思いますが、この具体的な内容についてまずお伺いいたします。

それから、担保不動産あるいはまた破産申立てによる競売物件、さらに物納による国有財産の公売物件などの処理に当たっては、いろんな手法、手段を用いているとは思いますが、私ども不動産業者に聞きますと、まだまだ情報公開が不足しておるとよく聞くわけあります。したがつて、民間のそういう不動産の情報公開をするサービス機関あるいは流通機関などには、もっと積極的な情報提供をするなどの手段を講ずるべきだと思います。

○前田(正)委員 では次に、日本債券信用銀行の再建策についてお伺いいたしたいと思います。日本債券信用銀行の再建については、大蔵省として非常に評価しているようございますけれども、私は不十分な再建策としか思えません。

まず、債務超過でないことにについて検査を行つたのでしょうか。あるいは、自己査定のチェックをしたのでしょうか。また、経営責任についてはどうなお考えであるか。この間、再建策の中に経営責任も一緒に入つてましたけれども、しかし頭取は賞与カット、あるいは役員も五〇%のカット、さらに一生懸命会社のために働いてきた従業員までもリストラをして大勢の首を切つたり、あるいはまたそういう方々の給料までもカットするという非常な手段でやつておられることは当然でありますけれども、果たして頭取の出たので、株主を含めた当事者間でどういった責任をとるべきかということを判断していくべきものではないだろうかと、いうふうに思います。

そこで、経営陣の總退陣とかいうような御示唆がございましたけれども、それはみずからがいろいろ御判断されるものでござりますけれども、ただ厳しいリストラをやるというときに、その銀行のことを一番よく知つていてる人、あるいは部下から信頼されている人たちがみんななくなつて果たしてできるのであろうか、そういう厳しい措置ができるのかと、いうこともあろうかと思います。これからやはり厳しい試練を経ながら新しい銀行が生まれ変わるというときに、やはり必要な人材が必要なことを苦しいながらもやるというふうな一つの責任のとり方でもないかと、いうふうに考えるわけでございます。

○前田(正)委員 残つて再建をすると、いうふうなことも大事かと思ひますけれども、人心一新して新たな形で再建をするというのも、私は責任の一つのとり方だというふうに思つております。

もうあと時間が余りありませんので、最後に一

つ、大蔵大臣と榎原国際金融局長にお尋ねをいたしたいと思います。

今回のこのビッグバンは、我々としても大変大きな期待を持つておるところでございます。私は、いつも思うわけでありますけれども、円とドルの関係が、もう一ドル三百六十円ではなしに、今日のように百二十円とか、一時百円ぐらいだとうときもございます。このけた数の問題ですが、三ヶたの関係は主要通貨では世界に余り類がないわけであります。私は、やはり真の国際化というものを考えるのであれば、換算単位を思い切ってデノミで一ドルを一円というふうにして、そしていわば国際化いうところにどんと飛び出すという方法はいかがかと思いますが、最後に大蔵大臣と榎原国際金融局長に、デノミ論でござりますが、ひとつよろしくお願ひいたします。

○三塚国務大臣 たびたび予算委員会でも本問題の御指摘、提言がございました。デノミまで参りますためには、それぞれの準備もあるであります。しかし、また全体を見てどうすべきかということなどもあると思います。私自身は、ただいまの段階でデノミということに踏み切るべきではないだろう、経済の安定を待つてということではないのか、待つてやるということではなく、それを見て判断をするということではないのか、こう思つております。

○榎原政府委員 大蔵大臣が申し上げたことにつけて加えることはございません。

○前田(正)委員 それでは、大変長時間いろいろとありがとうございました。

○保岡委員長代理 次に、北脇保之君。

○北脇委員 新進党的北脇保之でございます。

私は、金融ビッグバンの実施度の問題について、そしてさらに、今回の外為法改正案に関する個別事項について御質問を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

まず、ビッグバンの必要性については、たゞま同僚の前田議員も指摘をされたところでござりますけれども、私もこの金融のビッグバンをでき

るだけ早くかつ一気にやる、このことの必要性を認める者でございます。今、我が国の金融システムを見ますと、市場間競争とか、また各国との制度間競争、そういうもののについて立ちおくれが

度立つ、そして我が国の金融や資本市場が空洞化の危機をはらんでいる、こういう状況にあると思ひます。

これをもう少し分析的に見れば、国際面で見れば、一つは世界の経済の大競争というものが金融の面にも及んできている、そういう中で各國の金融機関が非常に技術革新を遂げて、そうした競争が非常に激くなっている、こういう状況があります。もう一つ、国内面を見た場合、我が国の経済も成熟化をしてきたということで、高度経済成長の時代の資金不足の状態から資金余剰の構造に転換してきている。またもう一つは、高齢化が進む中で経済のストック化と申しますか、そういう壁がなくなってきたことで、高度経済成長とともに進行している。またさらには、情報通信の面で技術革新が爆発的に進行している、こういふ状況もありますので、そういう中でいろいろな壁がなくなってきた。国境の壁もなければ金融といろいろな周辺のサービスとの壁もない、それから業務分野の壁もなくなる、こういう国内的な状況もある中で、金融システムの改革を進めていかなければならぬ、こうしたことだと思います。

そこで、質問の一つは、ビッグバンの実施をどんな速度でやっていくお考えかということでござります。その質問の背景としましては、一つは外為法の改正が一九九八年四月から実施される。そのための改正が一九九八年四月から実施される。そうなりますと、資本の国内への流入とかまた流出、こういったことが盛んになるということもあるでしょうし、また国外の金融機関が日本の市場に参入してくる、こういふことも予想されるので、むしろ一九九八年四月の外為法の改正自体が、もうそのものがビッグバンになってしまふのではないかということを考えるわけ

ございます。

そしてもう一つ、ちょっと細かな話になりますが、政府の金融ビッグバンの検討過程の中でも、どういうスケジュール、どういうタイミングでやつていくかというこの議論がなされたことがあります。もう公開されている資料の中でも、経済審議会行動計画委員会の金融ワーキング・グループが平成八年十月十七日に発表した報

告によれば、このビッグバンについては、「遅くとも一九九九年度末までに改革を全面的かつ一挙に実現すべきである。」こんなようないい議論が報告をされております。この経済審議会行動計画委員会の金融ワーキング・グループの議論によれば、遅くとも一九九九年度末までに一挙に実現すべきだ、こんなような議論がされております。それに對して、橋本總理の東京ビッグバンの指示によれば、二〇〇一年までにやるのだと。二〇〇一年といふのは完了した状況をいうことだと思います。

それで、そのことを考慮に入れなければいけないとは思うのですが、政府内の考え方として、こうした金融ワーキング・グループの指摘の一九九九年度末までに実施すべきだという意見と、二〇〇一年に上がった状態を目指すということになりますので、そのことを考慮に入れなければいけないのか、これをちょっとお教いいただきたいと思います。

それで、そのことを具体的に考えますと、やはり金融ビッグバンを実施していくときに、主要な政策については法律改正が必要であり、またそれから法律の施行がある。そうすると、その間にどの関係、この辺をどういうふうに理解したらいいのか、これをちょっとお教いいただきたいと思ひます。

そこで、その制度改正、法律改正は来年の通常国会へ出され、もう全部やるのだというぐらゐの予定でいらっしゃるのかどうか、この辺を大蔵大臣にお答えをいただければありがたいと思います。

○長野政府委員 大臣お答えの前に、若干御報告をさせていただきたいと思います。

間が必要である。こういうことを考えていくと、一つの法律改正を提起してからそれが完成された状態になるまでには、少なくとも三年ぐらいかかることがあるのではないか。そういう問題もあるものですから、私の理解では、今度の金融ビッグバンについては、法律改正を要するようになります。

でも、経済審議会行動計画委員会の金融ワーキング・グループが平成八年十月十七日に発表した報告によれば、このビッグバンについては、「遅くとも一九九九年度末までに改革を全面的かつ一挙に実現すべきである。」こんなようないい議論が報告をされております。この経済審議会行動計画委員会の金融ワーキング・グループの議論によれば、遅くとも一九九九年度末までに一挙に実現すべきだ、こんなような議論がされております。それに對して、橋本總理の東京ビッグバンの指示によれば、二〇〇一年までにやるのだと。二〇〇一年といふのは完了した状況をいうことだと思います。

それで、そのことを考慮に入れなければいけないとは思うのですが、政府内の考え方として、こうした金融ワーキング・グループの指摘の一九九九年度末までに実施すべきだという意見と、二〇〇一年に完成された状態を目指すと言つても、いろいろな手順を考えていくと、二〇〇一年までに完了された状態をつくり出すということになれば、行政的な、もしくは国会におけるいろいろな議論というものはかなり早くやつていかないと、二〇〇一年に完成された状態を目指すと言つても間に合わないのではないか。

そういう意味で、端的な質問としては、もう政府の考え方としては、この金融ビッグバンに必要な主要な制度改正、法律改正は来年の通常国会へ出され、もう全部やるのだというぐらゐの予定でいらっしゃるのかどうか、この辺を大蔵大臣にお答えをいただければありがたいと思います。

○長野政府委員 大臣お答えの前に、若干御報告をさせていただきたいと思います。

ビッグバン全体の実施速度の御論議は、先生御指摘のとおりであろうと存じます。経済審議会におけるワーキング・グループの勧告等の御指摘もございました。それらも全部含めまして今関係審議会で御論議いただいておりますけれども、そういうものの具体的な対応策の策定と、その実施に至る手順といったものを全体像としてこの六月にもまとめていただくように、今審議会をお願い

しておるところでございます。そして、ただいま御審議いただいております外為法の改正、来年四月に実施されることの影響といふことも当然この御審議には含めていただきまますし、この外為法の審議の過程で賜りましたもろもろの御指摘というものも的確にこの各審議会に伝達してお答えいただきたいと考えております。

そこで、御質問ございましたように、法律改正を要する事項について、法律改正を施行し、それに対して、例えは金融機関なり投資家なりあるいは発行企業といったものがそれぞれに対応できるようになるためには時間がかかる、二〇〇一年までにそれが全部そろうとすれば、法律が相当前倒しでなければならぬのではないかという御指摘は、まさにそのとおりであろうと思います。

私もどとしましては、国会の場で今きちんと私からそう断言申し上げていいかどうかということは、まだ審議会の答申もいただいておらぬ段階で若干勇み足かなと思ひますけれども、私たちの気構えとしましては、来年の通常国会におきまして、ビッグバンを形づくります残余の外為法以外の改正につきまして御審議を賜ることができます。

○三塚国務大臣　ただいま局長からもお話をありました。外為法、フロントランナーといふのは、開國への宣言であり、スタートです。来年四月一日にそのようになるわけでございますから、まさに待ったなしの状況に来ておるということです。

さらに、昨年の十二月ぎりぎりいつぱいでございましたが、保険協議が日米の間に成立をいたしました。このことは、ヨーロッパ勢に対しましてまたアクションであったたどいう位置づけをしても決して間違いないことであらうと思つております。

ただいまお話をありましたとおり、関係審議会、三審議会であります、熱心な協議が行われてお

ります。そういう中で、中間答申という形で出てまいりますが、すぐやり得るのはすべて手をつけてまいりますが、こうしたことになります。法律改正を行われると見て間違ひがなかろうと思つておるとこであります。世の中もよいよ本番だという感じになりました。

かつて、そうは言ふもののなかなかそうはいくものではないだろうという空氣で、しばらく様子を見ようというのが金融界の諸状況であったと思はは、まだ大変なことになるなどいう意識が定着しつつあります。生き延びるためにはどうするべきなのか。まさに一千二百兆の国民預貯金、これを有利に活用していく、そういう中でこのお金が日本の経済の部面に大きく貢献をするであります。預貯金者に対しても、預貯金というこのよき慣行が、逆に今度は、低減するのではなく、定着をしつつ有利な商品・サービスという方向に流れいくでしようし、ニユービジネスにとりましても、資金調達の機関としてのマーケットが活気を帶びることになるでしようし、アジア諸国、またヨーロッパその他の諸国におきましても、お金を調達するなら日本・東京マーケット、こういうことになる。円の価値が正しく評価をされ、信認を受けるということになりますと、当然そういうことになるのではないかと思ひます。もともと、ビッグバン、いわゆる金融改革、初めての大がかりなものだという評価を受けるようになつておるわけでございますが、これが完成に向けて進むことによりまして、円の信認は高まることがだけは間違ひありません。

これらの諸状況、また三審議会の研究、検討の成果を踏まえながら、二〇〇一年までの間、できるだけ早期に改革を進めるプランをまとめる、今申し上げましたとおりでございます。こうした努力により、結果として、多くの項目について、経済審議会行動計画委員会金融ワーキング・グループの報告書にあつたように、一九九〇年代内に実

現を見るができるのではないか、こう考えております。

大蔵省も、全体を展望しながら、しかし待つたまでは、来年の通常国会に向けて準備が行わると見て間違ひがなかろうと思つておるとこであります。世の中もよいよ本番だという感じになりました。

さてもう一つは、「銀行以外の外為業務を行う者」ということ、これはどのような者がどんな形態で参加していくことが予想されるのか。そのためには、やれるものは直ちに、法律改正を要するものは通常国会に向けて取り組んでまいります。それは通じたとありますから、そういうことにならうと思ひます。

○北脇委員　ただいまは、証券局長からは大変明快な御答弁があり、それを大臣が裏打ちをするとこういうことにならうと思ひます。主要な改正は来年の通常国会までやるということでござりますから、やはりできるだけ前広に、この国会の場できちんととした議論をしていくということで私どもも取り組んでいきたい、そんなふうに思います。

それから次に、外為法そのものの問題について幾つか御質問させていただきたいと思います。

一つは、今度、銀行が行う外為業務、これについて今までの為銀制度をもうやめるということがありますし、それに伴つて銀行以外の外為業務を行つておられる方が市場に参加してくる、こういうことがあります。これに関して、外為審のことし一月の答申ではこんなようない指摘があります。「銀行が行う外為業務に関連する経営の健全性等の確保は、銀行法等の関連する法規の下で適切に行われる」ことが必要である。また、銀行以外の外為業務を行う者についても、関連法規に従いディスクロージャー等が適正に行われ、市場のチェック機能が自己責任原則の下で有効に働くこと等を通じ、健全な市場参加者として活動していくことが期待される。」こういうことでござります。

現在の法律の体系は、銀行あるいは金融機関の業務を、経営の健全性に関して外為の部分だけ外為法でこれを見るという体系になつておるわけござります。

○榎原政府委員　お答えいたします。

現在の法律の体系は、銀行あるいは金融機関の業務を、経営の健全性に関して外為の部分だけ外為法でこれを見るという体系になつておるわけござります。

ですから、外為法の抜本改正をやり、外為業務を完全に自由化するということであれば、外為法が持つておるその経営の健全性にかかる権限といふものがなくなるということでございまして、ただ、当然のことながら、金融自由化を進める中でも金融機関の検査・監督というものの重要性は決して減らないわけでございまして、そういうものについては関連法規、銀行法、証取法あるいは保険業法、そういうもので從来どおり行っていくことでござります。ただ、外為についての経営の健全性のチェックといふのは、外為法改正に伴つてなくなつていくことでございま

す。

○北脇委員　先ほどの私の質問はもう一つござい

まして、銀行以外でどんな主体がこの外為業務に参入していくことが予測されるか、そしてその場合に、そういう者の健全性を確保するはどうやってやつていくのか。それが今の業法ですとそれだけ分かれているかと思うのです、銀行法とか。そういうことに乗らないような新たな業者が外為業務に参入してきたとき、ではその健全性の確保のためのチェックと申しますか、そういうことはどんな方法でやつていくのか、それをちょっとお答えいただきたいと思います。

○榎原政府委員 当面、外為業務に参入すること

が予想される業態は、例えば証券会社あるいは保険会社等の金融機関であるというふうに考えてお

ります。けさの参考人の質疑でも、商社は当面外

為業務に参入するつもりはないというようなことを商社の方が答えておりましたので、当面は

金融機関がこれに参加する。今までも限定的な形で参加していたわけでございますけれども、これをもう少し積極的に参加するというようなことがあります。

金融機関ということになりますれば、当然金融機関としてその業態を検査し監督する、そういう法体系があるわけでございまして、そういう法

体系のもとで従来どおり検査・監督をしていくと

いうふうに理解しております。

○北脇委員 金融機関については、一般的な検

査、そういうことの中での健全性の確保をしてい

く、そのことはわかりました。しかし、ただ、当

面は金融といいますか証券程度までの範囲しか新規参入は予想されないのかもしれません、新しい事態が出てきた場合のその健全性の確保ということは一つの課題ではあるかと思ひますので、今後の検討が、国会という場も含めて必要かと思ひます。

それから次に、非常に細かいことではございま

すが、外為法の関連で、外為審の答申の中にいる

いろいろ報告データなどを市場に還元することの必要性が指摘されております。取引者が市場につい

て十分な情報を得て適切な判断を行うことができ

るよう、市場の実態把握のための報告データを市場に還元するなどの環境整備を図ることが必要合に、そういう者の健全性を確保するはどうやってやつていくのか。それが今の業法ですとそれだけ分かれているかと思うのです、銀行法とか。そういうことには乗らないような新たな業者が外為業務に参入してきたとき、ではその健全性の確保のためのチェックと申しますか、そういうことはどんな方法でやつていくのか、それをちょっとお答えいただきたいと思います。

○榎原政府委員 お答えいたしました。

報告データの市場への還元につきましては、例

えば国際収支統計あるいは対外資産負債残高統計

等がございます。これに加しましては、実は国際

収支統計、IMFの新しい基準に準拠した形に統

計を切りかえています。地域別・通貨別統計

などの拡充を現在図っているところでございます。

また、国際収支統計以外でも、現在、対内・対

外証券投資の状況あるいは本邦オフショア市場の

動向等、外為法に基づいて届け出、報告をいただ

いているものについては新聞発表等を通じて公表

しているところでございます。

今後ともできるだけ多くの情報を提供し、市場

参加者の利便に資するという観点から、積極的に

市場への情報還元を行っていきたいというふうに

考えております。

○北脇委員 次に、また今回の外為法の改正の中

で大きな内容としては、国際情勢に対応しての経

済制裁等を新しい仕組みでやつしていくということ

が内容に入っていると思います。国際情勢に対応

して経済制裁等を機動的かつ効果的に実施し得る

メカニズムを確保する必要がある、こんなよう

な指摘があるわけですが、今回の法律の内容を見ま

すと、経済制裁などを発動するときには海外送金

等について許可制を発動する、そして銀行等にそ

の確認の義務づけをしているということでござい

ます。しかし、まだ、郵便局も負つておるわけでござい

ます。そういう確認義務に対して私どもがチェックをする

ということは、理論上はあり得ることでございま

す。

○北脇委員 お答えいたしました。

本人の確認義務は努力規定ではございません

けれども、郵便局も負つておるわけでございま

す。それほど、これは郵政官署も同じことだと思

うですけれども、この郵政官署がきちんと確認義務

を履行しているかどうか、こういったこととの

違いは、それはどのような形で行われる仕組みになるのでございましょうか。

○北脇委員 お答えいたしました。

本人の確認義務は努力規定ではございません

けれども、郵便局も負つておるわけでございま

す。それほど、これは郵政官署も同じことだと思

うですけれども、郵便局も負つておるわけでございま

す。

○北脇委員 ここところは重要なことだと思います

問題としては、将来の問題として、何らかの環

境整備が検討課題となろうというような指摘がさ

れています。

今あるような市場のチェック機能とか銀行に關

する検査などといったような一般的な仕組み、さ

らにはマネーロンダリングとかに関連する本人確

認とかまたは経済制裁等についての許可の仕組み

とか、もろもろそういう仕組みをさらに超えて将来的な問題として何らかの環境整備が必要というところでございますけれども、ちょっと私も今後の見通し、どういうことが生じてきて何を問題としてとらえていかなければいけないのか、それ自体がはつきりしないのですから、その辺のところ、外為業務に関する投資家保護また不公正取引の防止ということで、将来起こり得る情勢変化とかそこで環境整備、どういったことを問題にしているのか、ちょっとそれをお答えいただければと思うのです。

○長野政府委員 証券局長がまかり出まして申しわけございませんけれども、例えば私どもはこういう問題意識を持っております。

これから日本の投資家が自由化された外為市場を利用して投資活動をする場合に、それが外国株式への投資でございましたり、あるいは外国の債券の取得という形で、結果的に投資家が外為法を利用しつつ海外の有価証券に対してアクセスを持つていく。したがいまして外貨の交換という意味ではなくて、そういう全体としての投資活動に対しても投資家保護なり不公正取引を防止するにはどうしたらいいかという課題に恐らく直面するであろう、こう考えております。

その意味では、外国の企業、株式であれば有価証券であり、その発行体の会計のシステムなり、それを投資家に提示いたしますディスクロージャーといったものが、国内の基準あるいはニューヨーク等で行われている基準に照らしてどうであるかといったことをチェックしていく、あるいはそこにおきまして何らかの債務を履行する上でのトラブルが起こり得たときに、それは国際的な協調関係の中でどういうふうにこなしていくかといった問題がござります。そういう問題をこれから、全体の証券市場改革の中でも取り上げて検討し成案を得ていきたいと考えておるわけでございます。

○北脇委員 今のお話は理解できただんですが、そういう形で外国への投資が盛んになってくる、外

国の株式や債券への投資が行われてくる、そういうことで、もちろん外国為替との接点はあるんです。その際にいろいろなディスクロージャーが必要になります。これがいざれも届け出あるいは事後報告であります。これはいざれも届け出あるいは事後報告でございますけれども、報告義務違反については厳罰でございますけれども、そういう規定がござります。これはいざれも届け出あるいは事後報告でございますけれども、報告義務違反については厳正に対処してまいりたいということでござります。

○北脇委員 これは本委員会の質疑の中でたびたび問われているかもしれませんのが、今の支払い手段の輸出入に係る事前届け出制、これについて十分な対応ができるかどうかということです。います。税関に事前届け出をするということになると、新たな業務が発生するということには間違いはないんだろうと思うんですが、それについて現行体制で対応できるかどうか、増員の必要とか、そういうものが出てこないのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○北脇委員 恐らくこれは税關局のマターでござりますけれども、現在でも税關に対する申告といふのは、通常、特に入国するときには行っていないんだろうと思うんですが、それについて現行体制で対応できるかどうか、増員の必要とか、そういうものが出てこないのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○北脇委員 次に、これまた外為法の一つの重要な論点でありますマネーロンダリングの防止策のことについてお聞きをしたいんですが、これは銀行等に本人確認義務を課するということでございますが、この本人確認についてたしか報告をさせることになつてはいたかと思うんですが、その本人確認がきちっと行われているかどうか、そういうことの大きな関心といいますか、そういう状態になつていますし、客観的に見ても行革の必要性言うを立てるにあらずといふふうに思ひます。

○北脇委員 ただいま行革の必要性が本当に国民の大きな関心といいますか、そういう状態になつてます。行政上のチェックといいますか、それはどんなふうにしてやつていくのか、お答えいただきたいと思います。

○北脇委員 お答えいたしました。

○北脇委員 まず、外為改正案においては、これまで公表されている資料によりますと、外為審の審査で課してございます。それから、先ほど申し上げましたけれども、現金等支払い手段の輸出入に関する事前届け出制度、これは改正法十九条第三項でございますけれども、そういう規定がござります。これはいざれも届け出あるいは事後報告でございますけれども、報告義務違反については厳正に対処してまいりたいということでござります。

ただ、その場合に、そこが外国への投資ということがあります。そこで、もちろん外国為替との接点はあるんです。その際にいろいろなディスクロージャーが必要になります。これがいざれも届け出あるいは事後報告であります。これはいざれも届け出あるいは事後報告でございますけれども、報告義務違反については厳正に対処してまいりたいということでござります。

この事後報告に関する罰則制度については、これまで公表されている資料によりますと、外為審の審査がことしの一月に開かれたときに幾つかの審議があつて、その中で、報告義務に対する罰則の運用が余り厳格過ぎると逆効果になるのではないかという懸念を表明される方があつたようですが、この事後報告に対する罰則の適用について、法令に違反していれば罰則を適用するといふのは一つ当然なことかとは思うんですが、そのような形での厳格過ぎないような運用とか、果たしてそういうことがあります。そういうことをお考えになつておられるのか、この辺の議論についての当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○北脇委員 これは本委員会の質疑の中でたびたび問われているかもしれませんのが、今の支払い手段の輸出入に係る事前届け出制、これについて十分な対応ができるかどうかということです。います。税關に事前届け出をするということになると、新たな業務が発生するということには間違いはないんだろうと思うんですが、それについて現行体制で対応できるかどうか、増員の必要とか、そういうものが出てこないのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○北脇委員 恐らくこれは税關局のマターでござりますけれども、現在でも税關に対する申告といふのは、通常、特に入国するときには行っていないんだろうと思うんですが、それについて現行体制で対応できるかどうか、増員の必要とか、そういうものが出てこないのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○北脇委員 次に、これまた外為法の一つの重要な論点でありますマネーロンダリングの防止策のことについてお聞きをしたいんですが、これは銀行等に本人確認義務を課するということでございますが、この本人確認についてたしか報告をさせることになつてはいたかと思うんですが、その本人確認がきちっと行われているかどうか、そういうことの大きな関心といいますか、そういう状態になつていますし、客観的に見ても行革の必要性言うを立てるにあらずといふふうに思ひます。

○北脇委員 ただいま行革の必要性が本当に国民の大きな関心といいますか、そういう状態になつてます。行政上のチェックといいますか、それはどんなふうにしてやつていくのか、お答えいただきたいと思います。

○北脇委員 お答えいたしました。

○北脇委員 まず、外為改正案においては、法律の改正そのものも必要なことであるかにし、そして残された課題とか検討すべき事項に考えておられるわけですが、その上に立つて、その制度の内容を少しでも国民に明らかにし、そして残された課題とか検討すべき事項とかあれば、そういうことをこれからも検討していく必要がある。そういう見地に立つて質問させていただいていることをちょっと御理解いただきたいと思います。

あと、ちょっと個別のことと少し離れますけれども、一つは、今回の外為法改正の中でも、支払

い手段の一つとして電子マネーということをもう既に定義の中で取り込んでおりますけれども、この電子マネーについて、今後日本での普及の見通し、これがどんなふうになるのか、これをちょっとお尋ねをしたいと思います。

報道によれば、大きく言って二つのグループがもうことしから国内で実験を開始したり、また日本法人を設立するというようなことも報道がされております。そういう中で、我が国における電子マネー、これはどんなものになると考えられるか、これが普及していく上で問題点についてどんな考え方があるか、それを幾つかお答えをいただきたいと思います。

一つは、この電子マネーの発行主体、これはどんな発行主体が予想されるか。それから、この電子マネーについての一つの健全性の確保のための規制・監督と申しますか、そういう仕組みをどうなふうに考えていくか。それから決済保護といふことで、今の通常の決済システムということで、あれば日銀と大蔵省ということでその保護の仕組みができるわけですけれども、こういう電子マネーというものが普及してくるときに、決済保護、これをどういう仕組みでやっていくことになるのか。その三点について、政府内でもいろいろな検討がされているというふうに仄聞をしておりますが、その論議の内容も含めてお答えをいただきたいと思います。

○山口政府委員 御指摘の電子マネーでございますが、かなり技術的、専門的な話になつておわかれりにくい説明になろうかと思いますが、イメージとして申し上げますと、実はテレホンカードといふのは、カードでございますね。これはNTTとかそういう電話会社のあれで、度数が五十度とか決められています。これを使い切ってしまうと、それで終わりでございますね。これはいわゆる決済手段にはならないわけでございます。電話をかけるときだけでございます。

そうすると、そういうカードというものを、今まで使い捨てたけれども何にでも使えるというふうなことになります。しかし一方で、こういうプリペイドカードあるいはいろいろなカードを使う人が多くなつてきたということからいうと、かなり普及するのじやないかと言う人もおります。それはよくわかりません。しかし、情報化社会における国民

のが一つの電子マネーの形でございます。これ

は、例えばビザキャッシュとかいうのがそうです。それからもう一つは、カードは何度でも機械に入ると、例えば預金口座から十万円入って、また使って、捨てないでまた入れるとまた十万円

チップに集積される、それでまたそれが使えるという、つまり再充てん可能なカードというのがあるわけです。これがゲルトカルテとかモンティックスとかいう、こういったものです。それからもう一種類あります、これはいわゆるカードじやなくてネットワークでやる。これはe-キャッシュとかデジキヤッシュとかよく言われるのですが、こ

ういうネットワークを通じた、つまりディスクプレーを見ながら何とかさんんに幾ら送りますよといふような形でやるという、大体考えられるのは、今三つぐらいの形だらうと思つております。我が国においてはどういう状況かといいますと、従来からICカードの利用の取り組みがかな

りなされておりまして、また最近においては、プリペイドカードの普及も進んでおりますので、幾つかの地域におきまして、そうしたプリペイドカード型のプロジェクトが実施されております。また、来年には首都圏における電子マネーの実証実験プロジェクトの実施が計画されておりまして、電子マネーの普及に向けての取り組みが進展しているという段階でございます。今、世の中にいろいろな考案方があると思います。かなり現金

から、決済システムの方は、おおむねこうした再充てん型のカードをもしく使うにしても、そのもととして自分の口座が銀行にござりますから、決済上はそこを通じてやることで、さほどそれは問題にならないと思いますけれども、あと不正使用、つまり他人の名前をかたつて、あるいは拾つて使つたとかいろいろなことが起きます。それから、電子決済ですから、何か機械が壊れたとかそういう安全性の問題がございます。それから、金融政策に何か影響があるかというような問題もございます。

いろいろな問題を今総合的に検討していまして、必要なものはその環境整備を整えていくといふことで、研究段階ではございますけれども、今急ピッチでそういう議論を進めさせていただいているところでございます。

○北脇委員 まだこれからという段階のことになりますから、今の局長の御答弁のようなことにありますから、急速に技術革新が進んでいる状況でもありますので、できるだけ広く議論を展開していくことでいくべきではないか

というふうに思います。

それから次に、外為法改正に伴つてピッグバンが進むという中で、税制改正をしていく必要があるのじやないかということで、先ほど同僚の前田議員も、有価証券取引税のことと取引所税のこと

を質問いたしました。

税制改正の問題としてもう一つよく取り上げられる問題として、やはり源泉徴収による利子配当課税、これをどうしていくかということがあります。これについては、先ほどの有価証券取引税に関しては、もういすれにしても来年度から見直します。そこで、いろいろ問題が生じてまいりますので、私どもの方ではいろいろ懇談会を開いて勉強をしております。その中で、今先生の御指摘のように、発行体をどうするのかというような問題も当然一つあります。それについては、キャッシュと、銀行は出せるだろうなというのは大体のコンセンサス。ところが、銀行以外のもので出せるようするかどうかというのが一つまた問題。じゃ、出せる場合はどういうような条件が備わる必要があるのだろうか。今おつしやいましたように、そういう人たちが健全性を保てるだらうかというような問題があるわけですね。

それから、決済システムの方は、おおむねこうした再充てん型のカードをもしく使うにしても、そのもととして自分の口座が銀行にござりますから、決済上はそこを通じてやることで、さほどそれは問題にならないと思いますけれども、あと不正使用、つまり他人の名前をかたつて、あるいは拾つて使つたとかいろいろなことが起きます。それから、電子決済ですから、何か機械が壊れたとかそういう安全性の問題がございます。それから、金融政策に何か影響があるかというような問題もございます。

いろいろな問題を今総合的に検討していまして、必要なものはその環境整備を整えていくといふことで、研究段階ではございますけれども、今急ピッチでそういう議論を進めさせていただいているところでございます。

ただ、日本のように源泉分離課税を利子について行っている制度のもとで、例えば外国に資金が流れていって、そこでは外国の金融機関が利子を払う。そうしますと、その外国の金融機関に源泉徴収制度そのものが、外為の世界が自由化になるからといって必要がなくなる、あるいは意味がなくなるということではないと思っておりま

ということが、日本の制度を維持していくためにどうしても必要だと思つております。

なお、こう言ひますと、これから自由化されるのに面倒な事務が加わるではないかという声が出てくるのがと思いますが、この点につきましては、為替の自由化の先駆国であるアメリカにおいては、かなと思つておりますが、いずれにしましても、今調査中ではございませんけれども、送金等についてのかなりしっかりした情報システムを持つております。日本の場合、そこまでできるの

かなと思つておりますが、いずれにしましても、しっかりとお触れになりましたけれども、郵政官署についてのかなりしっかりした情報システムをもつております。日本の場合、このように思つております。

なお、税制ですから、これは法律が必要でございます。臨時国会等が開かれるのかどうかは国会のマターでございますけれども、そういう機会があるならば、そのときに法案を提出することも含めて、今研究を進めているということをございます。

○北脇委員 ただいまの点について、資料情報制

味で、先ほど申し上げました資料情報制度は税制の中につくっていくということを考えております。その場合には、銀行等の金融機関、先ほども含めて金融機関等が送金業務を行いますので、そういうことが必要だと思います。また、金融機関も含めて金融機関等に資料情報を出してもららうためには、送金依頼者は金融機関に対して書面で告知をしていただく必要があります。このことでも必要かと思ひます。さらには、義務違反が生じた場合に罰則を置いておくことが必要である。こういったことの一連の制度をつくりたいと思っております。

○北脇委員 ただいまの話は、東京マーケットといいますか、日本の金融市场全部にかかることがあります。日本が本人であるかどうかを確認していただいだと思ひますので、またこれも十分に検討を要することかと思ひます。

○北脇委員 あともう少しお聞きをしたいと思うのですが、先ほど、きょう午前中は金融機関の方などをお招きして、参考人ということで話を聞いていたわけですけれども、今は今の外為法に基づく支払いについての事後報告とはまた別に考えられるのか、そしてその場合の資料の提供義務者がどういうことになつてくるのか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

○薄井政府委員 一般的に言えることでございま

すが、税制がほかの分野の制度にリンクしてつくられる場合と、しかしそういうことができないなつてしまふ事態というのがございまして、今回この事態はまさにそういうことでござります。これまでに為替の世界でとらえられたわけでござりますけれども、そこがフリーになつてしまふ。そのときには税金に関してどうでもいいということにはならないわけでございまして、そうなりますと、税は税の立場から必要な制度を構築していくことが必要だと思つております。そういう意

険、不動産、そういう話がすべてできる、技術的なことについても精通しているというようなこと、そういう人材が非常に必要になつてくると思うのですけれども、そういう人材の養成、こういった

こと、それがどうなふうに進んでいますか。これについては、では行政としてどうしていくかという話になると、また市場原理と反する行政の介入というようになりますから、どうするんだということはちょっとと聞けないとは思うのですが、今言つた日本の金融機関の体質の強化と

いうことで、リストラとか人材養成、そんなことがどんなふうに進んでいるか。その状況をもし把握されているようであれば、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○山口政府委員 御指摘いただきましたように、金融機関の体質改善、体力強化というのは大変大事なことだと私ども考えます。

○北脇委員 もう時間が参りましたので終わらせたいと思いますが、私は、この金融ビッグバンにかなりの努力をしておりまして、店舗を見ますと、平成五年度から六年度、七年度と全部純減になります。五年度五十五店舗マイナス、六年度二十一店舗マイナス、七年度五十店舗マイナス。これからも統廃合が相当進む傾向にござります。

それから新規の採用でござります。これは人数でござりますけれども、四年度、五年度いずれも一万六千人あるいは一万三千人、これは都長銀信託だけでもそうでした。それが八年度では六千二百人まで、半分以下に減つております。

そこで、金融機関の体力を強化するために、一つはリストラ、例えば店舗網の見直しであるとか、人件費のカットであるとか、そういうことなどは、人間の面で人的資源といいますか、そういうふうに取り組んでいるのか。そしてもう一つは、人間の面で人的資源といいますか、そういうふうに取り組んでいるのか、

これも重要なことだと思います。

○薄井委員 都長銀信託で申しますと、二十万人を超えておりましたが、七年度に二十二十万人を切りまして十九万一千六百人というふうに多くの方が質問をされました。折あしく、兼務している委員会が同時進行しておりますので、あるいは質問が重なることがありますかと想ひますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

日本版ビッグバン、つまり金融システム改革についてということですが、御案内のとおり、昨年十一月十一日、総理よりこの金融システム改革、いわゆる東京ビッグバンについての指示が出

れ、その後、十一月十五日には大臣から五つの審議会の会長に、二〇〇一年までの間に金融システム改革が完了するプランをできるだけ早急に取りまとめるように、そういう要請があったわけです。

そうした中で、外為審がいち早く、昨年十二月十九日には報告を取りまとめ、本年一月十六日にはもう答申があつたわけです。それにより今回の外為法改正案が提出されているわけでございますけれども、この外為法改正については、既に平成七年の秋から審議が重ねられ、平成八年六月には専門部会等、報告書が取りまとめられているわけであります。つまり、フロントランナーといふと聞いてござりますけれども、既にひとりで走り出していた、そういうことで、これは大変だということです。それで、その辺、こういう見方もあるわけですねけれども、その辺、当初の、平成七年から審議が始まつたという、それはまさに総理の言うところの金融システム改革とは別物で平成七年には始まつていつたのか、そのあたりの経緯について、ぜひ大臣からお聞きしたいと思います。

○柳原政府委員 先生御指摘のように、外為法の抜本的な見直しについては平成七年秋から審議が始まつております。そこで、去年の六月には審議会で、一応の、これは法律改正ということではございませんけれども、法律改正をやる場合にはこういう方向で考へていったらしいだろうということです。また改めて今まで考へておられたところがござります。また改めて今まで考へておられたところがござります。そこで、外為法の改正も当初思つていたよりも極めて抜本的なものになつたということは一つの事実でござります。

○並木委員 そこで、外為法の改正も当初思つていたよりも極めて抜本的なものになつたということは一つの事実でござります。そこで、外為法の改正も当初思つていたよりも極めて抜本的なものになつたということは一つの事実でござります。

いまして、まさに促進要因であるという側面と同時に、他が追随してこない場合に日本の市場がどうなるかという御心配でございます。

それを踏まえまして、今、御指摘の審議会でその具体的な検討を進めていただいておりまして、お話をございました金融システム改革連絡協

議会で各審議会の会長レベルでの相互連携もとりながら、この六月には各審議会ともそれぞれのそれなりの成果というものを作り出しました。そしてその成果は恐らく、これからこの方向で改定され、それに当たっては法律の改定を要するべき事項は来年の通常国会にも法案を提出して改定すべきであるという具体的なスケジュールが提示される見込みでありますし、その六月の時点で、おおむね二〇〇一年までに実施される改革の全貌とその具体的な手順、スケジュールといったものが世の中に提示されるだろうと考えております。

○並木委員 大臣は去る三月に、証券取引法などの抜本的改正と市場活性化特別法の制定そして関連法制の整備の三つの立法措置を一体として行うんだ、このようなことをおっしゃつておるわけなのですけれども、それはどの辺の時点を視野に入れていらっしゃるのか、大臣にお聞きしたいと思

います。

○三塚国務大臣 先ほど来、フロントランナー、そして諸法制度をどうするかということのお話の中の御質疑でござります。

経済審の御指摘のとおり、一九九九年には体制を整えてスタートできるようというのが一つの目標であります。二〇〇一年には、形だけではなく、その辺、もう少し明確なプログラムをつくる必要があります。それがどうでもいいかと思つたけれども、いかがでしょうか。

○長野政府委員 外為法改正と国内市場の関係につきまして、二つのとらえ方という御指摘でござります。

さらに、一般答弁を申し上げましたことについてでございますが、証券取引法の抜本改正に加えまして、我が国金融・証券市場の基礎を国際水準

に引き上げることを目的として、市場活性化のための新法制度など、各般の立法措置を講ずると

いうことでございます。これは六月の中間答申、

中間報告と言つた方がよろしいでしょうか、それ

の法制度部分をしっかりと構築しながら来年の通常

国会に提出をしてまいりたい、こういうことであ

ります。

○並木委員 先ほど北脇委員の方からも出た、一

つの技術革新といいますか、電子マネーとかの問題なのですけれども、先ほど銀行局長は、民間の開発を見ながらというような形で、興味を持つて

いるところ改革がおくれれば、東京市場の空洞化は一段と進展し、日本は沈没していく、多くの金融機関がつぶれしていく、こういうような指摘があるわ

けです。

どちらとなるかというのは、すなわち、多くの

方が言われるよう

に、ほかのランナーの走る速度

の不安心感のためにはきちっとしたプログラムが

必要である。六月ぐらいに各審議会が答申を出し

ていくということですけれども、この辺、各審議会の進行度合いがどうなっているのか。あるいは、各会長で金融システム改革連絡協議会とい

うのですか、つくられていくわけですから、こ

うした中でも加速度的に改革を進めていくとい

うふうな意見が出ていらっしゃるのかどうか、その辺の状況。そしてさらには、一番重要なあれですけれども、国会審議の中はどういうことで組み込んでいくのか。二〇〇一年までに云々という話があ

ります。

○三塚国務大臣 先ほど来、フロントランナー、

そして諸法制度をどうするかということのお話の中

の御質疑でござります。

経済審の御指摘のとおり、一九九九年には体制

を整えてスタートできるようというのが一つの

目標であります。二〇〇一年には、形だけではなく、

その辺、もう少し明確なプログラムをつくる

必要があります。それがどうでもいいかと思つた

けれども、明確なプログラムをもつと早

く、先ほど一九九〇年代というような話を出しまし

た。二十世紀中というような話も出ましたけれども、その辺、もう少し明確なプログラムをつくる

必要があります。それがどうでもいいかと思つた

けれども、その辺、もう少し明確なプログラムをつくる

必要があります。それがどうでもいいかと思つた

もかなりこの辺には力を入れておりますが、諸外国を見ましても、かなり民間の創意工夫がそういう事業を引っ張っているというような状況でござります。モンテックスしかり、ゲルトカルテしかり、プロトンしかり、ミキッシュしかりということで、各国ともそういう民間業界が非常なハイテク技術を使って日進月歩の進歩を遂げようとしている。

日本も決しておくれているということではございません。いろいろな民間の企業あるいは大学の中での研究もございます。金融機関もかなり関心を持ってそういうものを研究しております。そういういたときに、確かに公的な機関が何か手助けをするということもある一つの考え方としてはあると思うのですが、これだけ技術進歩が激しい、変化が激しいというときに、やはり一番それを先取りし得る民間の方々の創意工夫を伸ばしてあげる。だから、私どもとしては何をやるべきかというと、まずその環境を整備してあげる。もしそこが何か問題があるとすれば解決してあげるということをやる方が、今の時期としては一番適当ではないかという姿勢でやつておるわけでございます。

先ほどもちよと御紹介いたしましたような、新しい電子マネーといういろいろな問題が出てくると思います。不正使用をどうやって防止するかとか、発行体をどうするか、安全性をどうするか、消費者保護をどうするかというふうな問題、金融政策とのかかわりをどう考えるか、いろいろな問題が生じるわけでございます。今までの日銀券を出して買うというのと全然変わってくるわけでございます。そういうことについて、何か法制的にも問題があれば変えてあげる必要もあるわけです。そういうことで、民間の自主性あるいはそういう先端的な活動を支持する形で、私どもとしては対応していくふうに思っております。

○並木委員 ピッグバンの先として進めていく上で、市場の改革というのは、徹底した自己責任原則、そういうものが問われていくと思うのですけれども、その観点で少し話題になつております

日本債券信用銀行ですか、それについての問題を

お聞きしたいと思うのですけれども、日債銀とバンカースの提携が決まりました。今後もそういう中で、新金融安定化基金の導入、こうしたことを、各国とともにそういう民間業界が非常に

提携によって変更するということはないのかといふことをお聞きしたいと思います。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

パンカースとの提携の方向で進んでおりますが、これは日債銀が海外の店舗を撤退いたしま

す。そうしますと、海外とのつながりがなくなることによる経営のマイナス面、これをカバーするというねらいがあります。加えて、御承知のようない先端的な金融技術を駆使して活動しております金融機関でございますので、そういうものとの提携関係でもって、やはり新しい商品開発あるいは新しい業務の展開といふことを期待する。両面があつて、こういった提携になつたと思うわけでございます。

ただ、あくまで提携というのが主というふうに考えておりまして、資本関係も一部取りざたされおりますが、それが大規模だというふうな発表はなされておりません。したがつて、大きな意味

の再建築というのに何ら変更はないというふうに思つております。

○並木委員 その再建築の中で、ほかの銀行の増資を求めていく、こういうやり方なんですねけれども、やはりまだいわゆる言われるところの護送船団方式、横並び体质といいますか、そういうところを抜け切れないのではないか。ひいては、じりじりと船団全体が沈んでいく、つまり危ない銀行を救済するために健全な銀行までが体力を消耗している

うような、そういう枠組みでいいのかどうかといふことですけれども、現在政府の方でいるところを望んでいると言うしかございませんが、そこはやはりみずから努力で切り抜けていくといふことが必要だろうと思います。

○並木委員 至極ごもっともなお答えたとは思うのですが、それとも日本の銀行の数とか設備とか人材、給与、これはみんな過剰じゃないかといふような指摘があります。現在必死にリストラ化をしているということですけれども、現在政府の方でも大手二十行はつぶさない、こういう枠組みで、悪い事態を想定しますと、それよりはすとプラスという面が期待できる先でございますので、一概に護送船団あるいは奉加帳とかいう批判は私は当たらないというふうに思つております。

○並木委員 日債銀への対応もそうなんですけれども、もともと日本の銀行の数とか設備とか人材、給与、これはみんな過剰じゃないかといふことを望んでいると言うしかございませんが、そこはやはりみずから努力で切り抜けていくといふことが必要だろうと思います。

○並木委員 至極ごもっともなお答えたとは思うのですが、それとも日本の銀行の数とか設備とか人材、給与、これはみんな過剰じゃないかといふような指摘があります。現在必死にリストラ化をしてい

うことですけれども、現在政府の方でも大手二十行はつぶさない、こういう枠組みで、悪くない、そういう発想もおありなのかどうか。○山口政府委員 現実に、今回の日債銀は海外からの撤退を決めました。それから北海道拓殖銀行も、来年の四月一日までに海外業務からの撤退という方針を決めました。みずからがそういうふうな方針を決めていくということにならうかと思います。それを、当局の方でこうすべきだ、ああすべきだと言つことではないというふうに思つます。

思つております。

○並木委員 ちょっと外為の方で具体的にお聞きしたいのですけれども、結局自由になるということでお銀もなくなるというようなことで、商社など外國と取引が多い企業、それは直接自分で為替業務をやつしていくことになつていくと思つたのですけれども、その辺で銀行を通さないことで為銀もなくなるというようなことで、商社

大手の生保だと、銀行経由の外為取引を全部自前で実施したと仮定すると、銀行に支払っていた手数料というものは年間十億から二十億に上る、こういう生保もあるわけですから、この辺についてはどの程度掌握されているのか。

○榎原政府委員 お答えいたします。
今回の外為法改正によつて、今まで原則として、企業は外為取引については一本ずつ銀行を通して取引をしなければならないということだつたわけでございますけれども、今後は、例えば商取引を相殺等をして手数料を削減することが可能になるわけでございます。このような銀行を通じない対外決済は、海外に営業拠点あるいは生産拠点を持つている企業等を中心として大きく拡大していくという現状でございます。

ただ、ちなみに、九五年度の二十一行ベースでの送金その他手数料、これは海外送金手数料だけを集計したデータはございませんので、送金その他手数料すべてでございますけれども、これが二十一行ベースで千八百億円ございます。この千八百億円がかなり削減されるということは間違いないというふうに思つております。

○並木委員 そうした一種の企業へのメリットは、銀行にはあるいはデメリットなのかと思います。さつきのさくら銀行の方からさほどないといふふうに思つております。

いは個人にとっても、もちろん海外のいろいろなところに投資できるというメリットが生まれるわ

けですけれども、榎原局長からは、これも相当今まで行われていたから、これによつてそんなに急にふえませんよというようなお話をあつたようですね。

企業も合わせての、企業、個人の海外預金残高というものは、これは九六年九月の日銀の調べですけれども、アメリカでは三千二百億ドル、ドイツでは千八百億ドル、イギリスでは一千億ドル、そ

れに比べて日本というものは三百六十億ドルだといふことであります。千二百兆円の個人金融資産を持っていますから、こういう海外の預金額であるわ

けですね。そういうことからすると、かなり大口の投資家等が、海外での口座開設や外貨預金ある

いは外國金融機関の商品・サービス、こういうもの購入するということが考えられると思うので

すけれども、この辺はどのようにお考へでしようか。

○榎原政府委員 私どもは、何度か答弁をしておりますけれども、大きく海外に資金が流出するこ

とはないというふうに考へております。

その理由は、先生御指摘のように、一つは、全く規制しているところから完全に自由になるといふことではなくて、今まで規制の緩和は相当進んでおつたということございまして、個人の海外での外貨預金については、例えば投資目的であれば、今まで一億円までは許可なしで海外預金が可能であったということございます。それから個人については、外貨預金は国内では完全に自由になつておるわけございまして、国内外預

金というのは完全に自由にできるということござります。

それからもう一つ、これはよく誤解されることでござりますけれども、ドルあるいはほかの通貨は金利が高いじゃないか、日本は金利が低い、だから金利が低いところから金利の高いところに流れれるんだということがよく言われるわけでござります。

それからもう一つ、これはよく誤解されることでござりますけれども、ドルあるいはほかの通貨

も為替を完全にヘッジすれば、つまり為替リスクを全くヘッジした取引を行えば、例えば日米の

金利は同じレベルでござります。ですから、金利差があるから海外に流れるということではなくて、為替リスクを大したものじゃないというふうに考えて、海外での外貨預金あるいは国内での外貨預金を一举にふやすというふうには私ども考えていません。

もちろん、中長期的に見れば、日本の居住者の資産のうち外貨建て資産の占める割合というのは比較的低うございますから、これが次第に上がつてしまふことはあるかと思ひますけれども、

一挙に流出するというふうな性格のものではないというふうに考えております。

○並木委員 銀行局長の方にあれなのですけれども、国際金融局長は一応そういうことだと、大し

た大きな影響はないだろうというようなことなのですが、今までなくとも不良債権等の

処理で大変問題を抱えているのが銀行でありま

す。そこに、手数料はなくなるわいろいろな大口投資家がみんな海外の銀行の商品を貰う、こう

いうようなことになると、さらに銀行が厳しくなつて、金融システム全体の不安につながつていいのじゃないか、こういう見方もできないではないか、

いと思うのです。

そういうことになると、何らかの保護策をまた考へようとか銀行を支援する策を考えようとか、それが今までの日本のやり方で、大きな建前論を掲げながら各論のところで何らかの安全策を講じてしまつ、こういうこともあるわけなのですけれども、今後はそういうことではなく、まさに市場

原理にゆだねてしまうということなのでしょうか。

銀行局長としては、銀行のデメリットについてどうお考へなのでしょうか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

今先生御指摘の点はかなり深い意味を持つておこうした大きな改革、これが競争をかなり激化し

ていく、その中で日本の金融機関がどういうふうに対応していくかという問題でござります。さらには、海外の金融機関との競争というような観点もうです。

ただ、千二百兆円という日本の円での金融資産

といふものは、これは邦銀が一番把握しているんだと思うわけでござります。それは日本における一言で言えば顧客に関する情報だと私は思うわけでございます。しかも、円を必要とする人は、やはりそこにはかなりの強みを持つていて事実だと思うの

でございます。ただ、ビッグバンによつて競争が激しくなり、また外資との競合關係、それは海外との関係等では相当なものを見出しますけれども、我が国のビッグバンにより金融の自由化、またそのインフラが整備されますと、相当邦銀の金融技術も上がつて行くと思います。そういうふうに予想しなければいけません

けれども、邦銀が一番把握しているんだと思うの

ます。だから、ビッグバンによつて競争が激しくなり、また外資との競合關係、それは海外との関

係等では相当なものを見出しますけれども、邦銀が一番把握しているんだと思うの

ます。だから、ビッグバンによつて競争が激しくなり、また外資との競合關係、それは海外との関

係等では相当なものを見出しますけれども、邦銀が一番把握しているんだと思うの

ます。だから、ビッグバンによつて競争が激しくなり、また外資との競合關係、それは海外との関

係等では相当なものを見出しますけれども、邦銀が一番把握しているんだと思うの

ます。だから、ビッグバンによつて競争が激しくなり、また外資との競合關係、それは海外との関

係等では相当なものを見出しますけれども、邦銀が一番把握しているんだと思うの

ます。だから、ビッグバンによつて競争が激しくなり、また外資との競合關係、それは海外との関

んだところ、また銀行あたりを保護するのではないか。そうした行政はとらずに、私どもが目的としているところの政策を追求していきたいというふうに思つておるわけでござります。

○並木委員 ありがとうございます。

次に、この外為法の改正に伴つて生じるであろう一連の犯罪といいますか問題、その対策についてお聞きしたいと思うのです。これも既にいろいろな方からお話を出しているところであります。

まず、これは必ずしもすぐ犯罪ではなくて、見方なんですねけれども、千二百兆円の個人金融資産が一部海外流出するということことで、現在三兆六千億円ですか源泉利子税収があるということだけれども、これがかなり減るんじゃないと考へる方なんですね。その辺はどうのこととらえておられるでしようか。

○薄井政府委員 現在、いわゆる利子所得に係る源泉所得税収といつのは一兆六千億円程度でござりますが、御質問は、これが海外へ流出し、税収に響くのではないかということだと思います。

個人の金融資産の海外への流出が仮に生じるならば、御指摘のとおり、その分源泉利子税収は減ることになります。ただし、向こうに行つた資産が所得を生み、日本に戻つてくるという形で課税はできるわけでござりますので、流出しても、仮に申告による総合課税が行われる形で利子所得が把握できるならば、源泉利子税収は減りますけれども、所得税収全体に対する影響というのはその分相殺されるという関係にならうかと思います。

なお、海外の金融資産が、金融システム改革が日本で行われることによつてもしろ流入してくることが考えられるということですから、その分は源泉利子税収がふえることになります。

御質問は、それでネットどうなるのかといふことを思いますが、そのところは正直申し上げて、どういう効果が生じるか、まさに為替の自由化なり金融システム改革が日本経済にどういう影響を与えるかによって税収は影響を受ける。そうなりますと、私ども税を相当する者としまして

は、為替の自由化とか金融システム改革といふのは今後の日本の方向だと思ひますので、税収がどうだからどうしなくちゃいけないという考え方をしておるつもりはありません。

ただし、二点だけ考えておかなくちゃいけない

と思つております。

租税回避行為、脱税に使われないようにきちっとしないといけない。かつ、それがせっかく自由化したのに煩わしいといつうことにならないように

すること。これは先輩国であるアメリカのシステムを十分勉強して、そういうことがないようになくちゃいけないという点が第一点。

それからもう一点は、ことしの一月二十四日に

政府税調の「これから税制を考える」というものでも書かれているわけでございますが、金融資本が自由に国際間を流れることになりますと、どうしてもその分金融に係る税収といつのが、脱税をしなくとも結果的に減つていく事態は考えなければならぬかも知れない。

これは中長期的に見て、いかに公平な課税を実現していくかという努力をするよりしようがないわけでござります。どうも危ないから自由化を

どういうところから税収をいただくことが必要なのか。トータルの税収が例えは一〇〇必要だとしたら心配することはないのかもしれませんけれども、その点についての国民の意識といいますか、

考へなければならぬかも知れない。

これは中長期的に見て、いかに公平な課税を

実現していくかという努力をするよりしようがないわけでござります。どうも危ないから自由化を

やめてくれということではないと思ひます。そ

うことはかなりこれは理解がいかないといつ

ことではあります。いかがでしようか。

○薄井政府委員 税制のまさに悩みでござりますが、経済がボーグーレス化になつてくれば、なるほど所得の把握等々は当然のことながら今よりは難しくなつっていく。その中でいかに公平な課税を

実現していくかという努力をするよりしようがないわけでござります。どうも危ないから自由化を

やめてくれということではないと思ひます。そ

うことはかなりこれは理解がいかないといつ

ことではあります。いかがでしようか。

○山口政府委員 先生御指摘のように、金融制度

改革が進みますといついろな商品が出てくる。

しかも今、外為法の改正によりまして、外貨といろ

い商品をやつていくべきでござります。

○並木委員 それで、その辺の問題で、金融機関

に百万円以上の海外送金について税務当局に報告

を義務づけるといつことで、海外送金資料情報制度法案といつのですが、その点についての公感についてどう考へるのかといったことについてきつとおおかたども、いわゆる金融サービス法案、こういうも

あるようでございます。果たしてこのチャックシステムで海外預金の利子課税を捕捉できるのかどうか。むしろ、今もお話に出たわけで、この部分をとるつもりはありません。

そこで、その辺の問題で、金融機関や郵便局から税務当局に対し、一定額以上の海外送金だと海外からの人金の受け取り、これにつきまして一定の事項を書いて報告してもらうといつ

うに考えてまいりたいと思っております。

○並木委員 これはもう既に先ほど出た話ですけ

れども、いわゆる金融詐欺といつますか悪徳商

法、こういうものが、新しい商品とか海外の外貨

号制とかをとつてないところもあるわけですが

れども、その辺も視野に入れた総合課税を考えざるを得ないのじやないか、こういうことになつて

くると思います。先ほどの論議でも出ておりましたけれども、もう一度その辺について御確認をしたいと思います。

○薄井政府委員 税制のまさに悩みでござりますが、経済がボーグーレス化になつてくれば、なるほど所得の把握等々は当然のことながら今よりは難しくなつていく。その中でいかに公平な課税を

実現していくかという努力をするよりしようがないわけでござります。どうも危ないから自由化を

やめてくれということではないと思ひます。そ

うことはかなりこれは理解がいかないといつ

ことではあります。いかがでしようか。

○山口政府委員 先生御指摘のように、金融制度

改革が進みますといついろな商品が出てくる。

しかも今、外為法の改正によりまして、外貨といろ

い商品をやつていくべきでござります。

○並木委員 それで、その辺の問題で、金融機関

に百万円以上の海外送金について税務当局に報告

を義務づけるといつことで、海外送金資料情報制度法案といつますが、その点についての公感についてどう考へるのかといったことについてきつとおおかたども、いわゆる金融サービス法案、こういうも

あるようでございます。果たしてこのチャック

システムで海外預金の利子課税を捕捉できるのかどうか。むしろ、今もお話に出たわけで、この部分をとるつもりはありません。

そこで、その辺の問題で、金融機関や郵便

局から税務当局に対し、一定額以上の海外送

金だと海外からの人金の受け取り、これにつき

まして一定の事項を書いて報告してもらうといつ

うに考えてまいりたいと思っております。

○並木委員 それで、その辺の問題で、金融機関

に百万円以上の海外送金について税務当局に報告

を義務づけるといつことで、海外送金資料情報制度法案といつますが、その点についての公感についてどう考へるのかといったことについてきつとおおかたども、いわゆる金融サービス法案、こういうも

あるようでございます。果たしてこのチャック

システムで海外預金の利子課税を捕捉できるのかどうか。むしろ、今もお話に出たわけで、この部分をとるつもりはありません。

そこで、その辺の問題で、金融機関や郵便

局から税務当局に対し、一定額以上の海外送

金だと海外からの人金の受け取り、これにつき

まして一定の事項を書いて報告してもらうといつ

うに考えてまいりたいと思っております。

○並木委員 それで、その辺の問題で、金融機関

に百万円以上の海外送金について税務当局に報告

を義務づけるといつことで、海外送金資料情報制度法案といつますが、その点についての公感についてどう考へるのかといったことについてきつとおおかたども、いわゆる金融サービス法案、こういうも

いう説明をしなさいと、細かく、昔で言いますと募取法、今は保険業法に入れましたが、なつております。それから証取法も、適合性の原則、相手としてふさわしくない勧誘の仕方をしゃいけないとかいろいろなことが書いてございます。業法においてそういった行為に対する規制がいろいろございます。

そういったものがより複雑になつてきたときに、従来の業法の縦割り的な規制で十分かどうかということは見直していく必要があると思います。しかし、それはどういう商品がどういうふうに出てくるかということをある程度見極めた上で対応していくということにならうと思います。

○並木委員 あと、マネーロンダリングの対策とかいろいろあるわけなんですねけれども、日本は金融犯罪に対してかなり甘いんじゃないかというよ

うな考え方もあるわけです。

今、大和銀行の巨額損失事件の主役の井口俊英

がつづった「告白」という本が静かなブームを呼んで、売れているそうでございます。その本の初めの部分に、ちょっと長いですけれども、日本では不祥事が発生すると、関係者は都合のよい言い訳をした後、いわゆる引責辞任をする。辞任すれば事実を認める義務から赦免されると考えられて、日本の不祥事は、最後はうやむやになってしまいます。米国では七年前に規制緩和に端を発した金融機関バブルがはじけ、相次いで倒産した貯蓄貸付組合の処理のため国民に十兆円以上の負担をさせる代償として、厳しく関係者の刑事責任を追及し、千八百人を起訴したうえ、内千五百人が有罪となつた。こういう背景もあって銀行の健全性に極度に敏感なアメリカ金融当局に対する即時通報義務の履行に二の足を踏んだ大和銀行は、日本では考えられないところあるわけです。こういうふうに、かなり自

由とともに責任といいますか、そういう犯罪に対する厳しい考え方を既に米国はとっているわけであります。

日本では、この大和銀行事件においても、余り

かたたというふうに指摘され、銀行の対応とともに

アメリカから批判を受けたわけであります。昨

今、動燃において事故隠ぺい工作が厳しい批判にさらされているわけであります。他省庁のことと

他山の石となることなく、密室行政とか閉鎖的

だとか事なかれ体質だとかこう言われるわけです

けれども、これを排して、ぜひ開かれた市場原理

と自己責任原則の確立のために、まず徹底した情

報の開示と、まあ法務省にも関係してきちゃうわ

けですけれども金融犯罪に対する罰則強化が必要

と考えるわけですけれども、この辺については、

大臣は犯罪の罰則についてなどをお考へで

しようか。

○三塚國務大臣 犯罪は法律に基づいて決定をさ

れることでありますから、ただいまの御質問には

そう答えるしかございません。

ディスクロージャーは、御説のとおり、そうい

うことで犯罪防止というものが確実になるでしょ

うし、時に踏み外した者がおれば、法律に従いま

し、合計すると、大蔵省からすれば三十八兆円ぐ

らいだということなんですねけれども、欧米の調査

機関とか格付機関では五十から六十兆、あるいは

ペリバンクというんですか、百四十兆という推定

もあるわけですね。もちろんいろいろ見方が違う

んで、うけれども、現実に兵庫銀行とか阪和銀

行、これが破綻した時点で、兵庫銀行の場合は公

表六百九億円が、これは破綻先債権という解釈で

しょうけれども、何と回収不能額七千九百億円、

関連会社を入れた不良債権は一兆五千億円となっ

ている。阪和銀行も公表四百九十四億円に対しても

千九百億円、こういうふうな数値が出ているわけ

です。

まさにこの辺になると、一体本当のは何なの

かというようなことになるわけなんですねけれど

も、なぜこのような相違が公表と破綻後で生まれ

てしまうのか。もしそうだとすれば、もつと連結

ベースで公表せるとか、そういう対応も必要か

と思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

〔金子（一）委員長代理退席、衛藤（征）委員長代理着席〕

○山口政府委員 金融機関の不良債権額というも

件の未然防止に最大の努力を払うよう求めてきて

おるところでございまして、今後は、こうした関

係法令のつとりまして、金融犯罪に対しまして

は厳正に対処をしていかなければならぬことは、

金融システム改革の三原則に照らしましても当然のことであろうと思います。

○並木委員 ありがとうございます。

ビッグバンを成功させるために、まず、大前

提として金融機関の不良債権を早期に処理しな

きやいけない、こういうことですけれども、ここ

でもまた徹底した情報開示が求められるわけです。

それで、実はこの不良債権が幾らあるのかとい

うのが本当のところ大変難しい。主要銀行二十行

は二十四兆円というようなことを公表しています。

それで、これがこれで何かの根拠があり、推計を加

えてお出しになっているのかもしれません、私も

ご存じます。それで統一的につくって出してお

るわけです。

海外の調査機関がいろんなことを言つております。

それが、これはこれで何かの根拠があり、推計を加

えてお出しになつていてるのかもしれません、私も

ご存じます。それで統一的につくって出してお

るわけです。

それから、破綻した場合の不良債権、破綻の回

収不能という額と、それからゴーリングコンサ

ルルに基づいて時系列的にずっとフォローして

統計をとつてているわけでございます。

その後、破綻した場合の不良債権がある額と、それから

どういう御議論があります。しかし、それは概念

が、ちょっと先ほど申し上げましたように、一方

はそういう統一的な基準、一方は回収ができるか

できないかという目で見たというものが違うとい

う、ちょっと比較にならない面があるのと、もう

一つは、破綻した場合には自分がメインバンクになつて、その企業が成り立たなくなつてしまつとい

うことで、大きくなつてしまつわけです。そう

いった事情がござります。

それから、その時点が違つて、今のよう地価

が下がつて、いるようなときにはどうしても大きく

なるというような、種々の情勢がかみ合つてそ

ういうふうになつて、いることを御理解いただきたい

〔衛藤(征)委員長代理退席、金子(一)委員長代理着席〕

○並木委員 もちろん債権ですからいろいろ移動していくと思うんですけれども、その辺、アメリカの証券取引委員会の基準だと、いわゆる東京三菱銀行はニューヨーク株式市場に上場しております。そこで出している公表額と日本の公表額とは一・六倍ぐらい違う。これは延滞債権というのですか、それがアメリカは三ヶ月、日本は六ヶ月、こんな違いもあるようなんですねけれども、この辺のスタンダードからすると、今の一・六倍から二倍ぐらいの不良債権を見た方がいいという考え方もあるんでしょけれども、それはいかがでしょうか。

○山口政府委員 今のお尋ねの件につきましては、東京三菱銀行の例で御議論がされるわけですが、S E C基準でいきますと、東京三菱銀行とその子会社であります日本信託銀行、この合算したもの、あるいはその他の子会社、これをすべて合算した連結ベースでの議論でござります。

日本の場合は単体でのディスクローズでござりますので、東京三菱銀行の額と日本信託銀行の額を合算してみると、それほどの差がないということをございます。

○並木委員 それは御指摘をおきます。

それで、実はその不良債権に関して日銀の総裁が、大手の銀行は二、三年で不良債権を回収するだろうというような楽観的とも言える見方をしておられるので、この辺、今の不良債権が本当は幾らなのかという議論にも重なるわけですから、どちらかという見方になると、お聞かせください。

○山口政府委員 大臣がお答えになる前に、ちょっと事実関係を申し上げたいと思います。

今私が御説明した不良債権の統計でいきますと、二十九兆二千二百八十億円でございましたが、債権却別特別勘定に引き当てるもの、あるいは担保でカバーしているものを、推計値ですら二倍ぐらいため、そういうものを差引いて要は一・六倍ぐらい違う。これは延滞債権というのではありませんと、七兆三千三十億円になります。業務純益というものでそれらを消していくと、いうことになるんですが、これが七兆八千六百億円というように見られます。

したがいまして、二、三年でとおっしゃったことが全く根拠がないというふうな感じではない。ただ、それはあくまで総裁も主要な銀行でというふうにおっしゃつたんではないかと思うわけですが、どうすれば、個々の銀行になりますと、いろいろな事情は、それはあると思います。

○三塚国務大臣 松下總裁と全く同感なんです。これなぜかというと、ピックバンクはだれよりも先駆けて最大のリストラの努力をしなければなりません。そういう点で、それぞれの報告を聞いておりますと、真剣に取り組んでおりますものでありますから、二年と三年じゃ幅はありますけれども、まあ三年たてばイエス、こういうことになるのではないかでしょう。

○並木委員 大変樂觀的といいかい見方をお聞きしましたので、安心していいのかなと思うんですね。されども、若干まだ安心とまではいきません。

実は、もう時間がありませんけれども、郵政省の方もお呼びして、いわゆる金融市場、民間ではいろんな意味でこれだけ自由化が進んでくる、郵政省だけ聖域でいいのかというようなことをお聞きしようかと思つたんですけれども、時間がありませんし、その辺は答えもわかりますので、ぜひ指摘をしておきます。そもそも聖域ではないだろうことは、金融資産千二百兆円が外に出ることはなしありません。だから、これを有利に運用して手元にそれなりの利益がもたらされるということで、商品・サービスが選択できる。それにはオープンにしなければならぬ、業界を外して、そこで金融機関であれば何でもやれる、長短の区別をなくするといふのもそういうことでござります。

○金子(一)委員長代理 次に、川内博史君。

○川内委員 民主党の川内博史でございます。

鹿児島から出てきておりまして、まず、この外為法の改正については直接関係はないわけですが、それでも、鹿児島で今震度四とか五とか地震が続いている間に、おかげさまで人は亡くなっていますが、三千戸余りの家が壊れたりしておられます。業務純益というものでそれらを消していくと、いうことになるんですが、これが七兆八千六百億円というように見られます。

外為法改正のこの法律案については、もう既にたくさんの方々が質疑をされて、いろんな論点が出ているわけでございますが、金融ビッグバンとかあるいはフロントランナー、金融システムの改革とか、何か格好いい言葉がいっぱい出ている。しかし、その割には、政府の答弁を聞いておりましても、日本に世界じゅうからお金が集まつてしまふことはないらしい。短期的には余り変わることはないですよ、中長期的には資金の出入りのボリュームがもしかしたらふえるかもしれないといふような、何となく、だつたらなぜ今この時期に外為法の改正を持ち出すのでしょうかという素朴な疑問もわいてくるのです。

そもそも、本来ならば、市場を開放して自由にする、活動をどんどんやつていただくというのは、景気がよくなる話につながると思うのですが、しかし、日本経済の現状のファンダメンタルズ、それから金融機関の体力等を考え合わせたときに、どうしても余り景気のいい話にはなっていかないのかなというふうに思つたんですけれども、だから金融機関の体力等を考え合わせたときには、預貯金を持つ勤勉さ、また勤労意欲、頑張り、もちろん不時に備えて、老後に備えてというのもあります。子供の学資のために、留学のためにないものですから。

そこで、足元を見詰めてください、こういうことですね。一千二百兆という預貯金、これは個人預貯金です。世界の預貯金の三〇%。百八十六カ国で、どうか国連加盟国、そのうちの三〇%の預貯金を持つ勤勉さ、また勤労意欲、頑張り、もうもあるでしょう。一千二百兆というお金がしっかりと支えられておる。それも超低利政策の中でも、それにもしっかりと対応していただくといふことは、こんな国、どこにもありません。ですから、これを有利に運用して手元にそれなりの利益がもたらされるということで、商品・サービスが選択できる。それにはオープンにしなければならぬ、業界を外して、そこで金融機関であれば何でもやれる、長短の区別をなくするといふのもそういうことでござります。

そんなことでありますと、暗い話題ばかり提供される中で、この金融ビッグバンというのは、天大変に冷徹な世界でございますから、人々が一、ならざるを得ないのであろうというふうに想定をするのですが、しかし、マネーの世界というの

画立案、あるいは取引に関する事務で監督庁の所掌に属さないものといったようなものを所掌するということになるわけでございます。

それで、先ほど触れました金融監督庁は、法律上、来年の、平成十年の四月一日から七月一日までの間に政令で定める日から発足するということになつておりますので、この大蔵省の銀行局、証券局の統合により出でます。金融局も、同じ時期に同時に発足するということになつておるわけでございます。そういたしますと、十年度に組織が改められるということから、機構及び定員の関係は十年度予算編成時に決定するということになるわけでございます。そういうことでございますので、現在、その要求に向けまして内部で検討をさせていただいております。そういうことでありますので、具体的に定員がどうとか機構がどうとかということをお許しいただきたいと思います。

それから国際金融局につきましては、外為法の改正に伴いまして、例えば銀行の外国為替業務等の認可制度あるいは指定証券会社制度は廃止されるといたように、現実に所掌事務が変わりますので、その所掌事務の見直しを行うということにしておられます。こういう改革の中、国際金融局そのものにつきましては、従来どおり、これは三党の合意でもそなつておるわけでございますが、現行どおり存続するということが前提になっているわけでございます。

○川内委員 どうもありがとうございました。
きのうのレクでは国金局は何かなくなるといふうに私は聞いたのですけれども、そんなことはないですね。済みません。じゃ、私の聞き方が悪かったのでございます。

統一、先日の本会議で我が党の田中甲代議士が法案の第十六条についてお尋ねをさせていただいておりまして、今回の改正では、経済制裁の部分ですけれども、国連の安保理決議に基づかなくとも、我が国が国際平和に寄与するために特に必要があると認めるときには支払い等に関する許可

を受ける義務を課すことができるという内容の改正というか、つけ加わつておるわけでございます。

これは私どもとしては非常に重い内容ですね。これは私どもとしては非常に重い内容ですね。いかというふうに考えております。先日の本会議で、総理は、法案はあくまでも支払いを禁止するものではない、許可を受ける義務を課するにとどまるものであるというふうに答弁をされています。つまりかかるわけですが、現実としては、許可を受ける義務を課するということは、支払いを禁止するものではないかというふうに思つてございます。

まず最初に、我が国が特定の外国人に対する支払いを認めない、つまり資産を凍結するとか支払は安全保障上どのような意味があるのかというようなことを、防衛省さん、外務省さんにそれぞれ見解をお尋ねしたいと思います。

○杉山説明員 外務省の方からお答えいたしました。

ただいまの先生の御質問は、いわゆる経済制裁の観点からかかる影響を与えるかというようなことであつたというふうに思われますけれども、確かに先生御指摘のように、我が国として特定の国が国とその特定の、いわゆる制裁対象国と言われるところとの間で一種の緊張状態というものが生じる可能性が非常に高かろうということは否定はし得ないことだらうと私ども考えております。

他方、そのような経済制裁の措置を発動するかどうかということになれば、それは当然のことながら、我が国の国際社会の一員としての責任的確に果たすという観點から、あるいは、その具体的な状況に応じて、そのときの国際社会の動向あるいは国際情勢全般の動き、そういうものを考慮しておられることは、経済制裁をするにとどまつたもの、例えば大使館員の給与の送金でありますが、安全保障上好ましいことだというふうにお答えになる。どうもよくわからぬのですが、とにかく、国際平和のために何らかの措置をしなけ

思われるわけでございます。

特に、今先生御指摘のように、今度の外為法の改正の中で明記させていただこうとしている点は、国際平和のための国際的な努力に我が国としても寄与することを可能にするということでございまますから、恐らく、一時的、短期的にあるいはそのときの状況に応じていろいろな状況が出てくるだろうということはあると思いますが、全般的、一般的に考えれば、そのような形で我が国が国際社会の中の責任ある国家として一定の措置をとることについては、大きな目で見れば、我が国の安全保障に好ましい状況を創出することにもなる

ただ、いずれにいたしましても、その具体的な状況については、一定の経済制裁をやつたからすぐに安全保障上こうなるとかあるとかいうことを一定のことで断定することはなかなか難しかろう、そういうふうに外務省としては考へておられる見解をお尋ねしたいと思つます。

○柳澤説明員 防衛庁でございます。

ただいま外務省の方から御答弁した点に私どもとしても尽きておると思いますが、あえてつけ加えさせていただきますと、こういう形の経済制裁が考慮される段階といいますのは、恐らく、我が国の安全あるいは国際秩序の観点から早急に何らかの対応を迫られている事態、その事態の悪化を防ぐため、あるいは事態の解決のためにいろいろな手立てを考えなければならない事態であろうと

思います。したがいまして、そういう我が国として国際社会との協調のもとでとり得る手だけが広がるという意味で、私どもも一般論として申し上げれば、安全保障上大変有意義なことであると認識しております。

○川内委員 今、外務省の方は冒頭で、緊張関係は二国間において高まるであろうというふうにお答えをいただいて、防衛庁の方は、経済制裁をすることが安全保障上好ましいことだというふうにお答えになる。どうもよくわからぬのですが、とにかく、国際平和のために何らかの措置をしなければならないとしても、それが国連の決議やそれに基づかず、我が国独自でやることができるようにするという今回の法改正は、慎重の上にも慎重を期した方がいい、というより、我々国会の側もその決定に携わるべきではないかというふうに考えておりまして、今回、民主党は、この十六条に対して修正案を提出させていただきたいというふうに思つております。我が国の安全保障上の重要な決定である経済制裁に国会の事後承認を必要とするという内容のものでございます。

基本的に、必要があれば経済制裁等は実施をすべきである、それは国際社会の中における我が国が国際平和を守るために緊張関係が高まるような状況の中においては、国会がその考え方を表明する、その事後の承認を政府が行う、経済制裁に對して与えるということが必要だというふうに思うのです。また、この修正案に対しては、自民党的皆さん方もぜひ御賛成をいただきたいというふうに思つておりますが、そういう国と国との、特に緊張関係が高まるような状況の中においては、国会が行う、経済制裁に對して与えるということが必要だというふうに思うのです。また、この修正案に対しては、自民党的皆さん方もぜひ御賛成をいただきたいというふうに思つておりますが、そういう国と国との、特に緊張関係が高まるような状況の中においては、国会が行う、経済制裁に對して与えるということが必要だといふふうに思つておりますが、その結果、私は、國金局長もお答えになりたいかも知れないのですが、まず大臣に、よろしくお願ひいたします。

○柳澤説明員 お答えいたしました。

私どもは、三つの理由から、国会の事後承認の規定は必要ではないというふうに考えておりまます。まず第一は、これは直接政令によつて支払いを禁止するものではない、許可を受ける義務を課す規定は必要ではないといつたものでございまして、許可はすなわち禁止といふふうに思つてしまつて、許可はすなわち禁止しないかといつたふうにおっしゃられたのでございませんけれども、例えば大使館員の給与の送金ですかとか、それから人道的な医療、食糧、そういうものにかかる送金等は、これは許可することができ

十分考え方でござりますから、そういうことで、許可即禁止ではないというのが一点でございます。

それからもう一点は、これは法令上、今回新たに、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために特に必要があるときという条項を加えたわけでございますけれども、これはどういう場合に経済制裁を行うべきかということを法律で明確に定めてあるわけでございますから、法律で明確に定めた上で政令に委任するということは十分妥当なことだというふうに考えております。

それから第三点は、政令に委任される事項が極めて限られたものである。送金ですとか資本取引ですが、そういう限られた事項である。

その三点によって、私どもは、これは議院内閣制のもとで内閣が責任を持つて行うべき行為であるというふうに考えておるわけでございます。

○三塚國務大臣 柳原局長、私の言わんとしたところを丁寧に法令的に言われました。基本的には、議院内閣制です。与党と内閣が連帯を持つて国民にその責任を明確にする、こういうことではありますから、軽々に行われるものではなく、全体の展望の分析の中で、このことが国際社会における我が国的基本的な立場に合致するという観点で行われるわけでございます。そういう点で、許可対象を技術的に規定する、これは全く法律の授權の範囲、こういうことでもござります。よつて、この政令、いわゆる閣議決定事項でございまして、この御答弁をいただきました

○川内委員 今大臣から、これからまた議論をしてまいりましようという御答弁をいただきました

が、PKOの派遣とか、あるいは本会議でも我が党の田中議員も災害対策基本法のことやら申し上げたわけでございますが、大変に重要な事柄であった

るというふうに思います。国と国との間のことを

決定していくときに、政府というのは与党が構成されています。

それからもう一つは、今私どもは健全な野党という人間にも賛成を取り付ける、みんな一致してやろうということであれば、それをすべきである

というふうに考えております。またいろいろ御指導をいただきたいと思います。

終わります。

○額賀委員長 次に、佐々木陸海君。

○佐々木(陸)委員 日本共産党の佐々木陸海です。

今回の外為法改正案では、事前の許可や届け出制度が基本的に廃止され、個人も自由に海外の企業や個人と取引や決済を行うことができるようになります。個人が海外に預金口座を持つこともでき、その口座を使った証券取引も可能になります。

しかし、こうした自由化の結果、便利になるというだけの話ではなくて、為替取引の投機性も増すとともに、個人の為替リスクを抱えることになります。商品面でも、既に話もありましたが、外貨建ての金融商品や、それと先物を組み合わせた複雑な金融商品などが出来たり、その取引をめぐるトラブルの発生や不正取引による個人の投資家の被害も予想されるところであります。

しかしながら、今回の改正案には、消費者保護、投資家保護の規定が何ら設けられておりません。本年一月の外為審査では、外為業務に関する投資家保護や不正取引の防止についての何らかの環境整備ということに触れてはおりますが、将来の問題としての検討課題という位置づけになります。

私は、これは甘い。こういう自由化をやるべきではないかと思いますが、その点について大蔵省の考

えはいかがでしょうか。

○柳原政府委員 お答えいたします。

今回の改正の目的は、市場に任せ、自己責任原則というのを貫くということではございますけれども、先ほどから答弁をいたしておりますけれども、投資家保護については、それぞれ銀行法、証取法、あるいは保険業法というものに盛られています。

そこでございまして、私ども、外為法にその規定を設けなかつたというのは、外為業務のみに着目して投資家保護を行うということは今後しない

といふことでございまして、例えば、先ほど申し上げましたけれども、イギリス等では金融ビッグバンの後に金融サービス法というようなものが

できているわけでござりますから、投資家保護と

いうのは、外為業務だけではなくて、全般的な金融のリスクというものに対する投資家保護という

ことを考えていくわけでございまして、現在の法

制の中にも既にそういうものが盛られておるわけ

でござりますし、今後また投資家保護という観点でさまざまな研究を続けていきたいというふうに

考えているところでござります。

○佐々木(陸)委員 現在の法規でもかなりのもの

があるんだというお話をされども、少し先の問題を論じておきますけれども、外為法はピッグバンのフロントランナー、そしてピッグバンでは一千二百兆円の個人の金融資産がいわばターゲットにされていて、この一千二百兆円というのも大部分は預金であり、保険である、これを投資に向かわせようというものです。国民全体を巻き込んでいく、そういうものになつていくことが予想されるわけであります。

ですから、大蔵大臣も財政演説の中で、この金

融システム改革の問題について、市場参加者に

上げ、検討を始めるということも先ほどから言われておりますけれども、しかし、そういうものも、今までの、うまくいかなかつた、こういう被害が生み出された責任をはつきりさせていかないと、うまくいかぬのではないかと思ひますけれども、その点、大臣の見解いかがでしようか。

今、新しいピッグバンに向けての体制をつくり上げ、検討を始めるということも先ほどから言われておりますけれども、しかし、そういうものも、今までの、うまくいかなかつた、こういう被害が生み出された責任をはつきりさせていかないと、うまくいかぬのではないかと思ひますけれども、その点、大臣の見解いかがでしようか。

○山口政府委員 お答え申しあげます。

各関連の法律、特に業法におきまして、それぞれの取引に固有の特徴がございますので、それに沿った消費者保護の規定がござります。

例えば証取法をごらんいただきますと、証券会社等が顧客に商品を販売する場合には、取引内容

の説明義務あるいは取引報告書の交付義務、顧客の知識、資産等に合った商品を販売すべしとの適合性原則の遵守義務等が課せられております。それから、当然ディスクロージャーの義務が課せられております。

複雑な金融商品が出てくるもとでは、一般投資

者はアマチュアであり、そして銀行や金融機関はプロであつて、アマチュアとプロとの力関係が同列に置けないものであることは非常に明白であります。そのことを端的に示したのが、バブル時期のことを標榜しているわけですけれども、野党の側の人間にも賛成を取り付ける、みんな一致してやろうということであります。

そこでございまして、私ども、外為法にその規定を設けなかつたというのは、外為業務のみに

着目して投資家保護を行うということは今後しない

といふことでございまして、例えば、先ほど申し上げましたけれども、イギリス等では金融ビッ

グバンの後に金融サービス法というようなものが

できているわけでござりますから、投資家保護と

いうのは、外為業務だけではなくて、全般的な金融のリスクというものに対する投資家保護という

ことを考えていくわけでございまして、現在の法

制の中にも既にそういうものが盛られておるわけ

でござりますし、今後また投資家保護という観点でさまざまな研究を続けていきたいというふうに

考えているところでござります。

○佐々木(陸)委員 現在の法規でもかなりのもの

があるんだというお話をされども、少し先の問題を論じておきますけれども、外為法はピッグバンのフロントランナー、そしてピッグバンでは一千二百兆円の個人の金融資産がいわばターゲットにされていて、この一千二百兆円というのも大部分は預金であり、保険である、これを投資に向かわせようというものです。国民全体を巻き込んでいく、そういうものになつていくことが予想されるわけであります。

ですから、大蔵大臣も財政演説の中で、この金

融システム改革の問題について、市場参加者に

上げ、検討を始めるということも先ほどから言われておりますけれども、しかし、そういうものも、今までの、うまくいかなかつた、こういう被害が生み出された責任をはつきりさせていかないと、うまくいかぬのではないかと思ひますけれども、その点、大臣の見解いかがでしようか。

今、新しいピッグバンに向けての体制をつくり上げ、検討を始めるということも先ほどから言われておりますけれども、しかし、そういうものも、今までの、うまくいかなかつた、こういう被害が生み出された責任をはつきりさせていかないと、うまくいかぬのではないかと思ひますけれども、その点、大臣の見解いかがでしようか。

○山口政府委員 お答え申しあげます。

各関連の法律、特に業法におきまして、それぞ

れの取引に固有の特徴がございますので、それに沿った消費者保護の規定がござります。

例えば証取法をごらんいただきますと、証券会社等が顧客に商品を販売する場合には、取引内容

の説明義務あるいは取引報告書の交付義務、顧客の知識、資産等に合った商品を販売すべしとの適合性原則の遵守義務等が課せられております。それから、当然ディスクロージャーの義務が課せられております。

保険につきましては、保険業法において、保険募集に關して、契約書等に虛偽のことを告げたまは重要な事項を告げない行為云々というようなことで禁止規定がございます。クーリングオフ制度も法定化してございます。

貸金業につきましては、過剰貸し付けの禁止、契約締結時及び弁済受領時の書面の交付、取り立て行為の規制等の行為規制がございます。

抵当証券業法におきましても、著しく事實に相違または人を誤認させるような表示の禁止などとの定めがございまして、それぞれの業法において、消費者の保護ということに努めてまいりましたが、

したがつて、法整備がされていないということにはならないというふうに思つております。

○佐々木(陸)委員 今るる説明をされましたか、そういうものでもいろいろな被害が起つてきて、救済されていないということを私は申し上げておられるのです。

それは、法律の専門家である日本弁護士連合会が去年の十月二十五日に「銀行取引における消費者の権利確立を求める決議」というものを採択しております、「消費者の権利擁護の立場から、現行法規に欠落している銀行の融資業務における行為規制の立法措置を求める。」という決議を採択しているところです。その中では、この間の銀行取引をめぐる不満や紛争のうち、とりわけ問題とすべきは、資金需要を特に感じていない消費者に対して、銀行が積極的に投資プランを設定して勧説する「提案型融資」である。銀行が提案した融資対象は、変額保険や不動産共同投資、あるいは証券やゴルフ会員権への投資、賃貸住宅建設、相続税節税商品購入等々であつた。その多くが、リスクの高い不適正な投資であつて、銀行の提案はバブル経済の崩壊とともに破綻するに至つた。消費者被害は、往々にして被害者の生計の基盤を危つくするに至る。不適正・過剰な提案型融資のうちの少なからぬ例が、被融資者の生計を破綻させ、自殺者を出す

までの悲惨な顛末に至つてゐることは、重い現実として受け止めなければならない。

○山口政府委員 今先生が御紹介いただきました日弁連の決議は、どちらかといいますと、消費者信用の観点からの消費者保護でございます。この点につきましては、いわゆる借り手でございますね。先ほど私が御説明しましたのは、投資家とかいう立場でございます。今度は借り手としての消費者保護でございます。

大蔵省としましては、この消費者信用保護の問題につきましては、例えば典型的な例でございますが、貸金業規制法等に基づいて、過剰な融資の防止、苦情処理体制の整備などの措置を講ずることなど、借り手としての消費者の保護を図つてきましたところでございます。引き続き、一層、消費者の保護に努めるよう全力を尽くしてまいりたいと思います。今、よく社会問題として、多重債務問題とかいろいろござります。こういったこと

も、業界の方での問題があるとすれば、それは是正されなければならない問題だと思っております。

金融制度調査会の金融機能活性化委員会におきましては、この金融システム改革の検討の一つの項目としまして、金融商品・サービスの多様化、高度化に対応して金融機関がとるべき行動など、連の人権擁護大会の決議が指摘する銀行の問題行動、すなわち提案型融資、過剰融資による被害の典型であります。標的にされたのは、バブルのもとでの地価高騰のおりを受けて、このままでは代々住み続けた家や土地を子や孫に残してやれないと悩んでいる高齢者であります。

○佐々木(陸)委員

いろいろお話をありました

のビッグバンに向けていろいろな法整備をしてい

くことが当然必要でありますし、そしてそれがいつもの大蔵省が、金融機関のいわば利益の代表者確に言つていいところなのです。こういう指摘を率直に受けとめて、今後の消費者保護の立法などを当然考えていかなければならぬというふうに思つています。

○山口政府委員 今先生が御紹介いたしました

日弁連の決議は、どちらかといいますと、消費者

信の立場でございます。この立場に立つた行政を進めていくことが強く求められているというふうに私は思います。

つまり、どういうことかといいますと、金融機関の問題のある行動に対し断固たる態度をとつて、そういう大蔵省である必要がある。そういう姿勢がないと、どんな法をつくつていても、仮をつくつて魂を入れないとことになります。

大蔵省としましては、この消費者信用保護の問題につきましては、例えば典型的な例でございますが、貸金業規制法等に基づいて、過剰な融資の防止、苦情処理体制の整備などの措置を講ずることなど、借り手としての消費者の保護を図つてきましたところでございます。引き続き、一層、消費者の保護に努めるよう全力を尽くしてまいりたいと思います。今、よく社会問題として、多重債務問題とかいろいろござります。こういったこと

も、業界の方での問題があるとすれば、それは是正されなければならない問題だと思っております。

金融制度調査会の金融機能活性化委員会におき

ましては、この金融システム改革の検討の一つの項目としまして、金融商品・サービスの多様化、高度化に対応して金融機関がとるべき行動など、連の人権擁護大会の決議が指摘する銀行の問題行動、すなわち提案型融資、過剰融資による被害の典型であります。標的にされたのは、バブルのもとでの地価高騰のおりを受けて、このままでは代々住み続けた家や土地を子や孫に残してやれないと悩んでいる高齢者であります。

変額保険の被害の本質は、銀行と保険会社が提携をして、融資一体型の一時払い終身保険として販売した点にあります。銀行や保険会社が行つたセールスで、銀行からの借り入れる金利と変額保険の運用成績とを比較して、借り入れるときの借入金利よりも変額保険の運用の方が利益が上がるから、だから一銭も要らない相続税対策になるのだ、こういうトーケやシミュレーションの文書で

この保険が販売されたわけであります。

ところが、保険勧説の際に示されていた運用成績の数値というものが、本来銀行金利とは比較し得ない、そういう数値があつたことが、最近被害者の皆さんお調べになつた中からも明らかになつております。

資料一をごらんになつていただきたいと思いま

う二つの概念があります。すなわち、一つは契約月別運用実績というのがあり、もう一つは年複利

であるのですが、上から三番目に「運用実績」の数値であります。ゼロ年目は〇%で、二年目に一千円のものが一千二百五十万円になつていれば二五%，五年目に一千三百万円になつていれば三〇%。こういう三〇%というような数値が示されるわけであります。しかし、これを年複利に換算いたしますと、その下に出でておりますように、〇・〇%，約一二・〇%，約五・三%というふうになるわけであります。年複利とは、この運用実績を年複利に換算したものであります。ですから、銀行の借り入れの金利と比較するならば、当然この年複利が比較の対象にならなければなりません。

そういふ意味で、私は、解決が求められている一つの代表例として、変額保険被害の問題をここでちょっと取り上げさせていただきたいと思いま

す。変額の保険被害というのは、さきに言った日弁連の人権擁護大会の決議が指摘する銀行の問題行動、すなわち提案型融資、過剰融資による被害の典型であります。標的にされたのは、バブルのものとでの地価高騰のおりを受けて、このままでは代々住み続けた家や土地を子や孫に残してやれないと悩んでいる高齢者であります。

変額保険の被害の本質は、銀行と保険会社が提携をして、融資一体型の一時払い終身保険として販売した点にあります。銀行や保険会社が行つたセールスで、銀行からの借り入れる金利と変額保険の運用成績とを比較して、借り入れるときの借入金利よりも変額保険の運用の方が利益が上がるから、だから一銭も要らない相続税対策になるのだ、こういうトーケやシミュレーションの文書で

は上が四八・四七%，下の方には一二・九二%と

いうのが出ていますが、全部二けた以上、こういう運用実績の数値を示して、九%以下になることはないというトーカを通じて勧誘が行われた。しかし、年複利の実際は、試算を見ればわかるように、変額保険販売以降、七%とか八%台のところが三分の一を占めているわけでありまして、こう

方針、運用実績等のディスクロージャーを実施してきましたところでございます。

とで、そういう表示が始まったものでございまして、その後は、ディスクロージャーにつきまして、逐次できる限りの充実を図ってきたというふうに考えております。

○佐々木(陸)委員 具体的な対応に照らして見れば法律違反ということもあり得る、逆に言えばそういうこともお認めになつたということになりましけれども、しかし、今の説明はなかなか納得でないかと存じます。

融資一体型で売られた変額保険にとっては、銀行からの借り入れの金利と、運用実績がどうなるか、その運用の金利がどうなっていくかといふこと

きるようなものじゃありません。

されていなかつたといふよりも、この四八%とか一二%とかいう二けたの数字がそれに該当するものと思ひ込まされて売られたということであります。被害者の方は、この年複利の方の数字が示されていれば契約しなかつたとはつきり言つています。

明治生命は、営業員用教材として「変額保険Q&A」、「こういうものを出しておりますが、この中で、この二つの数字の概念の解説をし、他の金融商品と利回り比較する際に適しているのは年複利だというふうにはつきりと認めております。しかし、セーブルスでは、年複利を隠して、本来借入金利とは比較し得ない運用実績の数字が示されて売られたわけあります。

率直に言いますけれども、金額の問題に詰りたくないお年寄りなんかがこういうことを示されれば、こう信じ込ものは当然ありますて、これは詐欺同然ではないか、こういう契約は本当に契約そのものが無効になるのではないか、そう言わざるを得ないと私は思うのですが、いかがでしようか。

○福田(誠)政府委員 お答えいたします。
変額保険につきましては、御案内のとおり、資産運用実績によりまして保険金額が変動する、そしてその実績が契約者に帰属するという自己責任を前提とする商品でございますので、その商品特性にかんがみまして、契約者保護の観点からディスクロージャーを十分進めることが重要でございます。このため、生命保険各社におきましては、この変額保険を経理しております特別勘定の運用

方針、運用実績等のディスクロージャーを実施してきましたところでございます。

とで、そういう表示が始まつたものでございまして、その後は、ディスクロージャーにつきまして、逐次できる限りの充実を図つてきたというふうに考えております。

○佐々木(陸)委員 ちょっとひどい答弁だと思います。

融資一体型で売られた変額保険にとつては、銀行からの借り入れの金利と、運用実績がどうなるか、その運用の金利がどうなつていくかということとの比較は本当にかなめをなす部分なんですよ。年複利を示されることが、借入金利との比較の上できなめになつてゐるわけです。そのかなめになつてゐることが九〇年の秋まではディスクローズされていなかつた。保険会社の方はそれを示さなかつた。示さなかつたのです。そのことは今お認めになつた、九〇年九月からは示すようになつたということなのですから。だから、示していかなかつたその時点までは、これは本当に大事なかなめになる事實を示さなかつたという点では、保険業法や旧募取法の不実告知とかあるいは重要な事項不告知、こういうことに当たるのじゃないですか。

○福田(誠)政府委員 お答えいたします。

インデックス表示自体が、そのような利用者の判断に供するためには開示されているものでござります。年利換算の数字が当初なかつたということです。ございますが、そのことをもつて、例えば募取法違反と言ふか否かは、一概にそうは言えないのではないか。募取法違反かどうかにつきましては、契約者と募集人の間でどのような資料を用いてどのような説明が行われたかというそのときの事実関係を総合的に勘案して判断されるべきものであると存じます。

あえて申し上げますと、この当時の開示資料につきましても、最後の行はちょうど直近のインデックスになるわけでござりますので、當時一二・九二であったということは年利相当額ということでございますし、その以前の数字につきましても、あえて申し上げればございますが、経過

〇佐々木(陸)委員 具体的な対応に照らして見れば法律違反ということもあり得る、逆に言えばそういうこともお認めになつたということになりますすけれども、しかし、今の説明はなかなか納得できるようなものじゃありません。

ここに日本生命の資料、これも被害者の皆さんが足で歩いて探して出された資料なんですが、日本生命が平成元年、八九年十一月に出した「エクスセレントニユース」というニユース、日本生命が出したものがあります。これは「取扱いには十分ご注意下さい」ということで、支社長経由で営業部長あてに出された文書ですが、ここで、日本生命の方は先ほどの明治生命とはちょっとと言葉遣いが違っておりますし、契約月別運用実績という言葉を使わないので、騰落率という言葉とそれから年換算騰落率という二つの数字を使っております。

この文書を見ますと、騰落率というのは「業界統一の運用利回りの表示方法であり」というふうに説明しているのです。つまり、先ほど言った契約月別の運用実績ですね。月が重なつていけばどんどんふえていく。そして、おもしろい。年換算騰落率とは、「上記によって求めた騰落率を年率に換算した値」で「あくまで参考値であり、ディスクローズを行う際にも公表は行っていない」。八九年の十一月に出した資料の中で、こういう二つの概念が明確にあることを承知していくで、そしてもう一口なんですからわかり切っているので、年換算騰落率の方が銀行から借り入れる金利と見合つものだということは百も承知の上で、そつちはあくまで参考値で、ディスクローズを行なう際にも公表はしていないということを会社の内部には通達をしているわけですよ。大蔵省、こういう文書の存在を承知していますか。

〇福田(誠)政府委員 御指摘の社内の文書については存じておりません。

融資一体型で売られた変額保険にとつては、銀行からの借り入れの金利と、運用実績がどうなるか、その運用の金利がどうなっていくかというとの比較は本当にかなめをなす部分なんですよ。年複利を示されることが、借り入れ金利との比較の上では、なかなかにならぬ結果になります。そのためになつていては、ディスクローされていなかつた。保険会社の方はそれを示さなかつた。示さなかつたのですよ。そのことは今お認めになつた、九〇年九月からは示すようになつたということなのですから。だから、示していなかつたその時点までは、これは本当に大事なかなめになる事実を示さなかつたという点では、保険業法や旧募取法の不実告知とかあるいは重要事項不告知、こういうことに当たるのじゃないですか。

きるようなものじゃありません。
ここに日本生命の資料、これも被害者の皆さん
が足で歩いて探して出された資料なんですが、日
本生命が平成元年、八九年十一月に出した「エクス
セレントニユース」というニュース、日本生命が
出したものがあります。これは「取扱いには十分
ご注意下さい。」ということで、支社長経由で営業
部長あてに出された文書ですが、ここで、日本
生命の方は先ほどの明治生命とはちょっと言葉遣
いが違つております、契約月別運用実績という
言葉を使わいで、騰落率という言葉とそれから
年換算騰落率という二つの数字を使っておりま
す。

この文書を見ますと、騰落率というのは「業界

インテックス表示の本体が、そのようなご利用者の判断に供するためには開示されているものでござります。年利換算の数字が当初なかったということをございますが、そのことをもつて、例えば募取法違反と言ふか否かは、一概にそうは言えないのではないか。募取法違反かどうかにつきましては、契約者と募集人の間でどのような資料を用いて

とんとんぶえでいく。そしておもしろい年換算騰落率とは、「上記によって求めた騰落率を年率に換算した値」で、「あくまで参考数値であり、ディスクローズを行う際にも公表は行っていない」といふ。八九年の十一月に出した資料の中で、こういう二つの概念が明確にあることを承知してて、そしてもうプロなんですからわかり切ってい

てどのような説明が行われたかと、そのときの事実関係を総合的に勘案して判断されるべきものであると存じます。

るのです、年換算騰落率の方が銀行から借り入れる金利と見合うものだということは百も承知の上で、そつちはあくまで参考数値で、ディスクロー^ズを行う際にも公表はしていないということを会社の内部には通達をしているわけですよ。大蔵

デックスになるわけでござりますので、当時一
二・九二であったということは年利相当額とい
ふことござりますし、その以前の数字につきま
しても、あえて申し上げればございますが、経過

省、こういう文書の存在を承知していますか。
○福田(誠)政府委員 御指摘の社内の文書については存じておりません。

表されるようになりましたが、その九〇年の秋以降に年複利という考え方方が初めて出てきたわけじゃなくて、それ以前から年複利なんという考え方は当然ないはずがないわけで、あつたわけです。しかし、年複利は公表しなかった。これは本当に販売の現場での個々のケースの話ということじゃないのですよ、この資料が示すのは。業界統一の表示方法だと言っているわけですからね。業界が一致して年複利でない方の数字を示すということをやってきた、もう一つの数字の方は隠すことにしてきましたといふことを認めて、そういう文書であります。

つまり、世界に名立たる大金融機関が、本来比較し得ない数値であることを百も承知で、それをセールスの際に示して、ハイリスクの保険に、こういうことに本当にアマチュアのわからない人たちに、しかも自分たちから積極的に加入したいと言つててきた人じやなくして、無理やり勧めて、そういう数字で勧めて、だまして加入させた。本当に詐欺的行為と言わざるを得ない、そういう問題が提起されているわけであります。

ですから、今この日の資料なんかは知らないと言われましたけれども、やはりこういう事実があつたということを私たちも指摘し、そして被害者の皆さんもいろいろ調べ上げて、こういうことでだまされたんだということを言つてゐるわけですから、大蔵省、本当にこの事実をしつかり調べる必要があるのじやありませんか。

○福田(誠)政府委員 御指摘の文書について存じませんでしたことは申しわけございません。

ただ、一般論でございますが、私ども冒頭に申し上げましたように、変額保険が、その資産運用リスクが契約者に帰属するという商品であるということから、この販売に当たりましては、特にディスクロージャーについても徹底するよう指導してきたわけでございます。

また、変額保険の販売に当たり、昭和六十一年の七月に通達を出しておまりまして、まさに将来の運用成績についての断定的判断を提供する行為、

特別勘定の運用成績について、募集人が恣意に過去の特定期間を取り上げ、それによつて将来を予測する行為、それから保険金額あるいは解約返戻金を保証する行為等を募集上の具体的禁止行為として示すとともに、この通達を遵守、徹底するよう指導してきたところでございます。

その後、バブルの崩壊とともに解約返戻金が払込保険料を下回るようになつたために、変額保険をめぐる苦情トラブルが発生したわけでございまして、そのため、平成三年九月には、保険料ローブン契約を伴う変額保険の販売につきましては、保険本来の趣旨から外れた取り扱いがなされることはないよう改めて指導したところでございました。

そこで、変額保険に限らず、保険募集活動一般につきまして、適正な募集活動に努めるよう指導して

おりました。

変額保険をめぐる苦情につきましては、当事者間におきまして話し合いが行われ、早期解決が図られることが望ましいとは考えておりますが、双方の募集時におけるいきさつ等について見解が相違をしており、御指摘のような訴訟にもなつておると承知いたしております。

また、当局としては、変額保険を含む個別問題について苦情の申し出がありました場合、申し出内容をお聞きいたした上で、必要に応じて実関係等についてヒアリングを行い、問題があれば適切に対応するよう保険会社等に指導をいたしましたところであります。しかしながら、既に訴訟となつておる事案につきましては、裁判でございまますから、当局がその内容に立ち入ることは難しくこと、佐々木議員もおわかりいただけると思

ます。

保険会社等は保険業法に基づく免許企業であります。その公共的側面にかんがみまして、業務の適切な運営による経営の健全性確保が強く期待をされておるところであります。しかししながら、大蔵省としては、保険会社に対する国民の信頼が損なわることのないよう、その業務運営について一層適切に指導してまいりたいと考えております。

○佐々木(陸)委員 もう時間が来ましたから最後

度は係争中だから大蔵省は関与しませんなどといつたら、本当に指導監督する官庁の責任なんか何も果たせなくなってしまうじゃありませんか。そういうことになるわけですよ。大蔵大臣、いかがですか。

○三塚国務大臣 ただいま衆の御質疑を聞いてお

うふうにとらえる必要もないのではないかと考えております。

○佐々木(陸)委員 それがまさに業界寄りの姿勢ということになるわけですよ。大蔵大臣、いかがですか。

○三塚国務大臣 ただいま衆の御質疑を聞いてお

ります。

変額保険をめぐる苦情につきましては、当事者間におきまして話し合いが行われ、早期解決が図られることが望ましいとは考えておりますが、双方の募集時におけるいきさつ等について見解が相違をしており、御指摘のような訴訟にもなつておると承知いたしております。

また、当局としては、変額保険を含む個別問題について苦情の申し出がありました場合、申し出内容をお聞きいたした上で、必要に応じて実関係等についてヒアリングを行い、問題があれば適切に対応するよう保険会社等に指導をいたしましたところであります。しかしながら、既に訴訟となつておる事案につきましては、裁判でございまますから、当局がその内容に立ち入ることは難しくこと、佐々木議員もおわかりいただけると思

ます。

○福田(誠)政府委員 今大臣から答弁ございましたが、大蔵省といたしましては、多数の変額保険訴訟が提起されるなど社会的関心が高まつておる現状にかんがみまして、現在訴訟中の事案について影響を及ぼすような調査等は行うことは不適切でございますが、訴訟に至つてない事案等については、検討し、実施してまいっております。

具体的には、生命保険商品が多様化する中で、

生命保険商品の内容の照会あるいは商品のリスクについての説明が不十分であったとの相談、苦情が増加しておりますので、昨年の十月十六日付の通達によりまして、各生命保険会社の相談苦情処理体制の充実強化を図り、適切な対応に努めるこ

とを要請しております。また、生命保険協会に対しましても、協会内に相談所等の相談、苦情への通達によりまして、各生命保険会社の相談苦情処理体制の一層の充実強化を図り、一般へ周知をするように要請したところでございます。そのよ

うに、できる限りの努力をしてまいつております。

○佐々木(陸)委員 それじゃ話にならないという
ことをもう一回重ねて申し上げて、時間が来まし
たので、質問を終ります。

○額賀委員長 次回は、明十六日水曜日午後零時
五十分理事会 午後一時委員会を開会することと
し、本日は、これにて散会をいたします。

午後五時二十四分散会

平成九年四月三十日印刷

平成九年五月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D